

令和3年度 大学機関別認証評価

# 自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

東京女子体育大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 沿革と現況	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献	91
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集(データ編)一覧	111
エビデンス集(資料編)一覧	112

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

東京女子体育大学(以下、「本学」という。)の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、これは本学の実質的な創設者である藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。この建学の精神に基づき、「体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成する」ことを教育理念としている。大学の教育目的として、「体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」ことを掲げており、建学の精神を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成をすることを教育の目標に据えている。

「多弁」と「巧言令色」を嫌い、「不言実行」を大義に、思慮深く高潔な人格形成を目指した藤村トヨが、学生と寝食を共にしながら実践してきた全人教育は、本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっており、健康の秘訣として、藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている。

本学は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を使った体操遊戯を取り入れ、一世紀を超えて社会に貢献をしてきている。今後も本学は、知の伝承により優れた人材を育成し、創造的な研究に励み、もって教育研究の成果を還元していくことで社会に貢献していく。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学の歴史は、明治 35(1902)年 5 月 10 日、山崎周信により小石川区上富坂町に、日本初の女子体育教師養成学校として、私立東京女子体操学校が設立されたことに始まる。同年 11 月に私立東京女子体操音楽学校に改称され、明治 41(1908)年 3 月に藤村トヨが学校設立者に加わり第四代校長に就任した。大正 10(1921)年 12 月に、北多摩郡武蔵野村吉祥寺に新校舎を起工し移転、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践した。昭和 3(1928)年から昭和 5(1930)年にかけて、西欧各国の体操状況を視察する等、日本の体操の発展のための研究に力を注いだ。昭和 19(1944)年に専門学校令に基づき、東京女子体育専門学校(修業年限 3 年)に昇格し、昭和 25(1950)年、学制改革に伴い、東京女子体育短期大学(修業年限 2 年)となり、藤村トヨが初代学長に就任した。翌昭和 26(1951)年に学校法人藤村学園が設立された。昭和 30(1955)年に学長の藤村トヨは逝去するが、後任に藤村トヨの実妹であり、日本のダンス教育の礎を築いた伊澤エイが学長に就任した。昭和 36(1961)年に校舎を北多摩郡国立町に新築移転し、翌昭和 37(1962)年に東京女子体育大学(修業年限 4 年)を設置した。平成 14(2002)年には、創立 100 周年を迎え記念式典を挙行了した。また、平成 24(2012)年には、創立 110 周年を迎え記念式典を挙行するとともに、創立 110 周年記念藤村学園資料室を設置している。平成 25(2013)年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、資源を活用し、オリンピック教育の推進や大会機運の醸成等、大会に向けた取り組みを進めるため、相互に連携・協力体制を構築することを目的として、東京都及びオリンピック・パラリンピック招致委員会と連携協定を締結し、様々な活動に

## 東京女子体育大学

取り組んでいる。また、地域行政との密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成 25(2013)年に国立市、平成 27(2015)年には立川市とそれぞれ包括連携協定を締結している。令和 4(2022)年には創立 120 周年を迎えることから、記念式典・祝賀会を開催する予定であり、創立 120 周年記念誌の刊行に向けて編纂委員会を設置し、編纂を進めている。

### 【学校法人の沿革】

明治 35 年	日本初の女子体育教師養成学校として山崎周信が「私立東京女子体操学校」を小石川区上富坂町に設立
同 年	「私立東京女子体操音楽学校」に改称
明治 41 年	藤村トヨが学校設立者に加わり校長となる
大正 10 年	北多摩郡武蔵野村吉祥寺に新校舎起工移転
昭和 19 年	専門学校令に基づき東京女子体育専門学校(修業年限 3 年)に昇格
昭和 25 年	学制改革に伴い東京女子体育短期大学(修業年限 2 年)となる 藤村トヨ初代学長就任
昭和 26 年	学校法人藤村学園設立、初代理事長藤村トヨ就任
昭和 36 年	北多摩郡国立町に校舎新築移転
昭和 37 年	東京女子体育大学(修業年限 4 年)を創設、伊澤エイ学長就任、短大学長を兼ねる
昭和 43 年	短期大学に幼児教育科を新設
昭和 48 年	短期大学に児童教育学科を新設、保健体育科を保健体育学科に改称
昭和 50 年	新 6 号館(学生食堂)竣工
昭和 51 年	陸上競技場、オールウェザーに改修し公認競技場となる
昭和 53 年	第 1 体育館竣工
昭和 57 年	創立 80 周年、第 1 号館竣工
昭和 62 年	第 9 号館竣工
平成 5 年	藤村総合教育センター竣工、創立 90 周年記念式典挙行

東京女子体育大学

平成 14 年	第 7 体育館竣工、創立 100 周年記念式典挙行
平成 15 年	第 10 号館(図書館、第 6 体育館)竣工
平成 19 年	(財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 20 年	(財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定
平成 23 年	第 4 号館竣工
平成 24 年	創立 110 周年記念式典挙行、12 号館竣工、110 周年記念藤村学園資料室設置
平成 25 年	東京都及びオリンピック・パラリンピック招致委員会と連携協定締結 国立市と包括連携協定締結
平成 26 年	(一財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 27 年	(公財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定 立川市と包括連携協定締結、新学生寮竣工
平成 28 年	陸上競技場改修
平成 30 年	短期大学児童教育学科に保育士養成課程開設
平成 31 年	新テニスコート竣工
令和 3 年	藤村スポーツセンター竣工予定

2. 本学の現況

・大学名 東京女子体育大学

・所在地 東京都国立市富士見台 4 丁目 30 番地 1 号

・学部構成 体育学部 体育学科

・学生数 【大学及び短期大学の在学学生数(令和 3(2021)年 5 月 1 日)】 (単位:人)

学年	大学 体育学部 体育学科	短 期 大 学			総 計
		保健体育学科	児童教育学科	計	
1	324	29	44	73	397
2	331	27	64	91	422
3	349				349
4	403				403
計	1,407	56	108	164	1,571

東京女子体育大学

・教職員数 【教職員構成】(令和3(2021)年4月1日)

① 教育職員 58人 ② 事務職員 56人

【東京女子体育大学】

(単位：人)

① 教育職員		② 事務職員				非常勤講師
学長	1	局長	1	寮生指導員	1	18
教授	21	次長	2	嘱託員	0	
准教授	12	課長・主幹	7	教務補佐員	9	
講師	5	課長代理	3			
助教	0	係長	2			
		主査	3	計 ②	37	
計 ①	39	課員	9	総計①+②	76	

【東京女子体育短期大学】

(単位：人)

① 教育職員		② 事務職員				非常勤講師
学長	1※	局長	1※	寮生指導員	1	24
教授	10	次長	0	嘱託員	0	
准教授	7	課長・主幹	0	教務補佐員	0	
講師	2	課長代理	0			
助教	0	係長	5			
		主査	2	計 ②	19	
計 ①	19	課員	11	総計①+②	38	

※学長、局長 大学と兼務

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1)1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2)1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、建学の精神に基づき、「体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成する」ことを教育理念としており、さらに教育目的及び教育目標を示し、使命・目的及び教育目的を具体的に明文化している。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学では、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」、「教育目標」を以下のとおり簡潔に文章化している。

###### 1)建学の精神

「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」

###### 2)教育理念

「建学の精神に基づき、体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成します。」

###### 3)教育目的

「本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」

###### 4)教育目標

「東京女子体育大学は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに、より高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。」

**1-1-③ 個性・特色の明示**

本学の特色は、女子の体育大学という点にある。本学は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、音楽を用いた体操遊戯を取り入れる等の工夫を重ねて教育を展開し、一世紀以上にわたり多くの女子体育指導者を輩出し、社会に貢献してきた。

建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」は、明治・大正・昭和にわたり、教育、医学、音楽、体育の学術研究と女子の体育指導者の養成に生涯を捧げ、女子体育の発展の原動力となった本学の実質的な創設者である藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。また、「腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即(すなわち)腹の力」は、日本人の健康を研究し、正しい「姿勢」に着眼した藤村トヨが提唱した教えであり、事における精神的構えとして、現在でも本学を象徴する教訓として受け継がれている。

本学は、このようにして生まれた建学の精神を礎として、教育理念及び教育目的において、大学の個性、特色を反映している。

建学の精神は、『大学案内 2022』【資料 1-1-1】、『Campus Guide2021(学生便覧)』【資料 1-1-2】、学園報【資料 1-1-3】等の刊行物に掲載し、デジタルサイネージや掲示物を用いて示しており、また、本学のウェブサイト「建学の精神」【資料 1-1-4】にも掲載し、学内での共有を図るとともに学外にも明示している。

**1-1-④ 変化への対応**

本学の使命・目的及び教育目的【表 1-①】は、学則の第 1 条に規定されている。令和 3(2021)年 4 月より、学則第 1 条を以下のとおり改定した。

【表 1-① 教育目的】

・改定前
東京女子体育大学(以下「本学」という。)は、保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成することを目的とする。
・改定後
東京女子体育大学(以下「本学」という。)は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

改正の理由は、創設以来継承してきた教育目的は、これまで本学の刊行物やウェブサイト等において公開されていたが、文言が整理・統一されていなかった。また、改正前の「保健体育」という文言は、時代とともに専門化、高度化する体育・スポーツ教育の重要性を意味するには不十分であり、「体育・スポーツの専門的な知識・技能」として改めた。時代の変化に即し、社会のニーズを踏まえ、教育理念、教育目的及び教育目標について見直しを行った。さらに、単に能力の獲得にとどまらず、本学の建学の精神を象徴する人間性の獲得も含め「品格」という言葉をキーワードとして付け加えて示した。改正前の「健全な良き社会人を育成する」という表記については、グローバル化等、急激に変化していく社会に求め



られている人材の多様性を念頭に置き、女子体育指導者の養成にとらわれず「幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」として、時代を牽引する女性リーダーの養成を意味する表記に改めた。本学は、学園の原点である建学の精神を堅持しつつ、時代や社会情勢等の変化に対応し、今後も使命・目的及び教育目的の見直しを行っていく。

### (3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は女子体育大学として、その使命・目的は明確であり、今後とも、一世紀以上にわたり連綿と受け継がれてきた建学の精神を基柢に据えて、関係法令を遵守し高等教育機関としての使命を果たしていく。また、大学を取り巻く環境の変化及び社会的ニーズを踏まえつつ、教育への情熱ならびにより高度な専門知識と技能を有する実践的な女子体育指導者や体育・スポーツの知を獲得した時代を牽引するリーダーを育成していく。

#### 【エビデンス集資料編】

【資料 1-1-1】 大学案内 2022 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-1-2】 Campus Guide2021(学生便覧) 【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-1-3】 学校法人藤村学園 学園報

【資料 1-1-4】 本学ウェブサイト「建学の精神」

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1)1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2)1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、学則の第 1 条【資料 1-2-1】に規定しており、その重要性については役員・教職員に理解されている。また、使命・目的及び教育目的を改定する場合は、教職員が参画する全学的な「教育の質保証委員会」にて検討を行い、法人組織の常任理事会及び教学組織の教授会の議を経て、理事会において審議され、評議員会に意見を求め決定、承認する。このように法人組織、教学組織との連携がとれており、役員及び教職員に理解され支持されている。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神とともに『大学案内 2022』【資料 1-2-2】、『2021(令和 3 年度)入学試験案内』【資料 1-2-3】に掲載し周知を図っている。学内におい

ては、平成 30(2018)年に学内に 2 台設置されたデジタルサイネージや掲示板を用いて建学の精神等を周知している。また、全学生が所持している『Campus Guide2021(学生便覧)』【資料 1-2-4】、「本学教育のめざすもの」を記載し、学生に周知を図っている。さらに、在学生の保護者で構成される後援会組織による保護者懇談会等の機会においても、本学の教育理念等の説明をしている。また、本学のウェブサイト【資料 1-2-5】に掲載し、学外へも表明している。

以上のことから、使命・目的及び教育目的は適正に学内外に周知されている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

私立学校法改正による中期的な計画の策定義務化に伴い、これまで学園として取り組んできた事業計画及び中長期財務計画に加えて、令和 2(2020)年 3 月、併設する短期大学とともに学園として「学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」(以下、「中期計画」という。)【資料 1-2-6】を策定した。この中期計画には、「建学の精神に基づく教育理念・教育目的」と「中期計画の方針・目標・施策」を大項目として設定している。建学の精神に基づく教育理念・教育目的には、中項目として「教育目標」を明示した。中期計画の方針・目標・施策には、中項目として教育を明示し、その中で小項目として、(1)教学マネジメントの流れ、(2)三つのポリシーの見直し、(3)教育改革の計画的推進、(4)内部質保証システムの強化、(5)アセスメント・プラン(学習成果の評価)を示しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。さらに、令和 3(2021)年度に向けて、教学の中期計画を具体化し、令和 2(2020)年度～令和 10(2028)年度までの教学マネジメントプランを策定し『教学マネジメントの流れ』【資料 1-2-7】として記載した。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、本学の建学の精神、教育理念を踏まえた使命・目的を反映している。

建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」や教育の理念を踏まえ、教育目的の人材育成を達成するため、学位を授与に必要な能力を学修成果としてディプロマ・ポリシーを 3 大別 7 細別に定めている。ディプロマ・ポリシーにおける学修成果を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成しており、体育学科は、教養科目、基礎科目及び体育の専門科目で編成している。また、3 年次からは「コーチング学」、「体育学」、「スポーツ健康学」の 3 つの専攻コースに分かれ、専門科目を履修する。また、ゼミナールが必修化されており、専門的な研究ができるようにしている。

入学試験では、前述の二つの方針のもとに、受け入れる学生に求める能力をアドミッション・ポリシーとして定めている。修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力、物事を論理的に考察し、自分の考えを的確に表現できる者、また、社会に積極的に貢献する意欲をもっている者を選抜するため、入学試験では多面的・多角的に評価し、総合的に判定している。

三つのポリシーは、本学ウェブサイト、『大学案内 2022』【資料 1-2-2】、『Campus

Guide2021(学生便覧)』【資料 1-2-4】、『2021 履修ナビ』【資料 1-2-8】等に掲載し、学内外に広く周知している。なお、在学生への三つのポリシーの認知度は、「学生調査アンケート」で把握しており、過去 3 年間の認知度平均は 44.1%である。

現行の三つのポリシーは令和元(2019)年度に見直しを行っている。策定プロセスは、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が示した「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」に沿って行った。その際の見直しの観点は、①本学を志望する高校生にとって本学の三つの方針は分かりやすいか、②ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性があるか、③内部質保証のための PDCA サイクルによる検証・改善が可能な内容となっているか、である。また、考慮した点は以下のとおりである【表 1-②】。

【表 1-② 考慮した点】

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	①どのような力を身に付けた者に卒業を認定するか ②学位を授与するか
①は身に付く能力をカテゴリー別に分類し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性が分かるよう示す。 ②は学位を授与する条件を明確に示す。	
「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	③どのような教育課程を編成するか ④どのような教育内容・方法を実施するか ⑤ 学修成果をどのように評価するか
③はカリキュラムの編成と教育内容を示す。 ④は教育方法を示す。 ⑤は「学修成果の評価方法」の 3 項目に分けて記載することで、ディプロマ・ポリシーで身に付ける能力を得るための方針を明確に示す。	
「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	⑥どのように入学者を受け入れるか ⑦受け入れる学生に求める学習成果
⑥は入学試験形態と入学者選抜の実施方法を明確に示す。 ⑦は「学力の 3 要素※」を基に求める能力を明記する。教育目標、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づきながら、「どのように入学者を受け入れるか」を定め、「受け入れる学生に求める学習成果」を示す。 ※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」	

現行の三つのポリシーは学長を中心とした「3 つのポリシー」について検討する会で議論を重ね、教育の質保証委員会から意見の聴取を経て、理事会で審議され、令和 2(2020)年度から運用している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

藤村トヨの掲げた建学の精神は、本学の使命・目的及び教育目的の礎になっている。この建学の精神を踏まえ、本学体育学部体育学科は、3 年次からコーチング学・体育学・健康スポーツ学の 3 つの専攻コースを設置している。体育・スポーツ学分野を専門的に学べるカリキュラムを組み、幅広い分野で社会の発展に貢献できる人材を育成している。

東京女子体育大学体育学部体育学科は1学部1学科の単科大学である。同敷地内に併設の2学科を有する東京女子体育短期大学と施設を共有し運営をしている。本学の使命・目的及び教育目的の「女子体育指導者の育成」をより効果的に達成するため、学長のもとに、教務部、学生部、キャリア支援部、及び事務局を置き、附属機関として図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターを設置している。また、平成29(2017)年4月から教員志望者の要請に応えるため、教職センターを設置している。平成31(2019)年4月には教職ラーニングステーションを開設して、教員を目指している学生の採用試験に向けた学習スペースや学習方法の提供等の要望に応じている。教育研究組織の構成との整合性は維持されている。

### **(3)1-2の改善・向上方策(将来計画)**

中長期的な計画の実施については、大学の使命・目的や教育目的が正しく反映されているか、毎年三つのポリシーを検証する。また、財務計画とともに改善を図り、教育の質保証に向けた全学的教育の組織・仕組みを見直すとともに、全学的な自己点検・評価体制を構築し、学習成果の検証を行い、教育の質向上・充実を図る。

大学の使命・目的や教育目的については、今後も学生・保護者・教職員・役員をはじめ卒業生等のステークホルダーの理解と関心を高めていくために、様々な機会周知を図っていく。具体的には、学内行事や式典、デジタルサイネージ、学園報等の情報媒体、さらに学生自治団体である学友会を通じて、なお一層の理解と支持が得られるよう努めていく。また、学外への周知については、後援会や同窓会、本学ウェブサイト、大学案内等の刊行物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広報活動を行い周知していく。

#### **[エビデンス集資料編]**

- 【資料 1-2-1】東京女子体育大学学則 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-2】大学案内 2022 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-2-3】2021(令和3年度)入学試験案内 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 1-2-4】Campus Guide2021(学生便覧) 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-5】本学ウェブサイト「本学園教育のめざすもの(教育目標・3つのポリシー)」  
【資料 F-13】と同じ
- 【資料 1-2-6】学校法人藤村学園中期計画(令和2年度～令和6年度)
- 【資料 1-2-7】教学マネジメントの流れ
- 【資料 1-2-8】2021履修ナビ 【資料 F-12】と同じ

#### **[基準1の自己評価]**

本学の建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的は、簡潔に明文化されている。また、建学の精神、教育目的、育成する人間像は役員・教職員の理解と支持を得ており、学内外へ周知している。大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに適切に反映されているか検証されており、設置されている教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的との整合性を有している。

以上のことから、基準1を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1)2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2)2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、アドミッション・ポリシーを毎年検証している。令和 2(2020)年度に公表しているアドミッション・ポリシーは、令和元(2019)年度に見直しを図り令和 2(2020)年 4 月に策定したものである【表 2-①】。

アドミッション・ポリシーは、『大学案内 2022』【資料 2-1-1】、本学ウェブサイトに掲載するとともに『2021(令和 3 年度)入学試験案内』【資料 2-1-2】、『2021 入学試験ガイド』【資料 2-1-3】に掲載し、高等学校関係者、高校生、保護者等関係者等ステークホルダーに広く周知している。このアドミッション・ポリシーを受け、受験生が自分に合った入学者選抜を受験できるように、入学者選抜区分ごとに「入学者受入れの方針」を策定し、求める人物像を明確にしている。

さらに高等学校や各地で行われる進学説明会や学生募集のための高校訪問の際に、高校生、保護者、高等学校の進路指導担当教員等に本学教職員や進路アドバイザーが広く周知を行っている。

年間 6 回開催しているオープンキャンパスにおいては、入試部、教務部、学生部、キャリア支援部、教職センター、及び経理課等から教職員が直接、教育内容、学生生活、奨学金、クラブ活動、就職、教員職員免許状資格及び各種資格、学納金等について、受験生及び保護者等の質問に答えている。また、本学の学生によるスマイルカフェ(在学生による相談コーナー)を設け、受験生及び保護者からの質問等に答えると共に学生生活、授業、クラブ活動等について在学生の立場から説明を行っている。

これらの活動により教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを周知している。

#### 【表 2-① アドミッション・ポリシー】

本学は、多様な入学試験により、入学者に求める力を多面的・多角的に評価し、総合的に判定します。

受け入れる学生には、以下のいずれかの能力を求めます。

1. 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力を有している。
  - 高等学校での履修内容を理解し高等学校卒業相当の知識を有している。
  - 体育・スポーツに関して、修学に必要な実技能力を有している。
2. 物事を多面的かつ多角的に観察し、論理的に考察することができる。

3. 自分の考えをまとめた的確に表現することができる。
4. 体育・スポーツに関わる諸問題に深い関心を持ち、社会に積極的に貢献する意欲がある。
5. 積極的に多様な人々とのコミュニケーションを図り相互理解に努めようとする態度を有している。

上記の能力は以下の試験で測ります。また求める人物像に応じて、各種試験ごとに出願書類面接、学科試験等を用いて評価します。

■総合型選抜

建学の精神を理解し、本学の教育内容に高い関心とコミュニケーション能力を有し、入学後も意欲的に体育・スポーツ分野に研鑽を重ね、将来社会で活躍が期待できる者を求めます。

■学校推薦型選抜

公募推薦

本学の教育内容に高い関心を持ち、高校時代の成績が優秀で、体育・スポーツ分野に明確な目的意識をもっている者を求めます。

スポーツ推薦

本学の教育内容に高い関心を持ち、優れた競技力を有し進学後もその技能に磨きをかけ体育・スポーツの分野で活躍できる資質を有している者を求めます。

指定校推薦

本学が指定する高等学校における高等学校長が推薦する生徒で、本学の教育内容に高い関心を持ち、体育・スポーツ分野に明確な目的意識を持っている者を求めます。

■一般選抜

本学の教育内容に高い関心を持ち、学業に優れ、体育・スポーツに関する能力を有する者を求めます。

■共通テスト利用選抜

本学の教育内容に高い関心を持ち、学業に優れ、体育・スポーツに関する能力を有する者を求めます。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者を受け入れるために多岐にわたる選抜区分〔総合型選抜(Ⅰ期～Ⅲ期)、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用選抜(Ⅰ期・Ⅱ期)]を設定している。

それぞれの入学者選抜区分に応じた入学者受入れの方針を設定し、受験生が自分に合った入学者選抜を受験できるよう工夫している【表 2-①】。なお、これらの選抜区分の中に、「スポーツ」、「卒業生子女等」、「社会人アスリート」、「帰国子女」、「留学生」を対象とした選抜を組み入れている。入学者選抜区分ごとに求める能力・人物像を設定し、それぞれ特性を持った受験生の獲得を目指している。

適切な入学者選抜を実施するため、それぞれの選抜において、学力の3要素をアドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的な評価方法を行っている。選考方法及び評価方法については入学者選抜区分ごとに設定し、当日の試験科目のほかに事前に提出された出

願書類、調査書、エントリーシート等を評価対象として重視し多面的・総合的な評価を実施している【表 2-②】。

入学者選抜区分ごとの募集人員及び選抜内容は、毎年、出願者数及び選抜内容を鑑みて入試委員会で見直しを図り、教授会で審議し、理事会に諮っている。

なお、各選抜における試験問題は、本学教員が作成に当たっている。毎年、学長が本学教員の中から入試問題作成委員を委嘱し、選抜区分及び試験科目ごとに複数名で試験問題作成に当たっている。なお、学長から委嘱される際に、入試委員長から入試問題作成上の守秘義務及び問題作成上の注意点等について、詳細にわたる説明を実施し危機管理に万全を期している。

この入学者選抜の実施内容及び評価については、『2021(令和 3 年度)入学試験案内』【資料 2-1-2】、『2021 入学試験ガイド』【資料 2-1-3】に記載するとともに、本学ウェブサイトにも掲載し、志願者等に告知している。さらに、オープンキャンパス、進学説明会あるいは学生募集のための高校訪問の際に、各入学者選抜区分における受入れ方針を説明し周知を図っている。

【表 2-② 2021 年度各入学者選抜における「学力の 3 要素」の評価方法について】

選抜区分 (現行)	学力の3要素					
	①知識・技能		②思考力・判断力・表現力		③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	試験内容および評価内容 (基準)	体育 学部	試験内容および評価内容 (基準)	体育 学部	試験内容および評価内容 (基準)	体育 学部
総合型 選抜 (AO型入試)	出願書類審査(調査書)	○	出願書類審査(調査書)	△	出願書類審査(調査書)	○
	プレゼンテーションシート (エントリーシート)	◎	プレゼンテーションシート (エントリーシート)	◎	プレゼンテーションシート (エントリーシート)	◎
	個人面接試験 (プレゼンテーション 5分程度含む20分)	◎	個人面接試験 (プレゼンテーション 5分程度含む20分)	◎	個人面接試験 (プレゼンテーション 5分程度含む20分)	◎
	運動競技歴等換算点	○	運動競技歴等換算点	○		
学校推薦型 選抜 (推薦入試)	出願書類審査 (調査書・推薦書)	◎	出願書類審査 (調査書・推薦書)	◎	出願書類審査 (調査書・推薦書)	△
	プレゼンテーションシート (志望理由書)	△	プレゼンテーションシート (志望理由書)	○	プレゼンテーションシート (志望理由書)	◎
	集団面接試験 (プレゼンテーション 2分程度含む15分)	△	集団面接試験 (プレゼンテーション 2分程度含む15分)	○	集団面接試験 (プレゼンテーション 2分程度含む15分)	◎
	運動競技歴等換算点	○	運動競技歴等換算点	○		
	小論文(600文字) 公募のみ	◎	小論文(600文字) 公募のみ	◎	小論文(600文字) 公募のみ	◎
一般選抜 (一般入試)	出願書類審査(調査書)	○	出願書類審査(調査書)	△	出願書類審査(調査書)	△
	学科試験(国語・英語)	◎	学科試験(国語・英語)	◎		
	運動競技歴等換算点	◎	運動競技歴等換算点	△		
共通テスト 利用選抜 (センター試験 利用)	出願書類審査(調査書)	○	出願書類審査(調査書)	△	出願書類審査(調査書)	△
	学科試験 (国語・英語または数学)	◎	学科試験 (国語・英語または数学)	◎		
	運動競技歴等換算点	◎	運動競技歴等換算点	△		

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学体育学部の過去 6 年間の入学定員、出願者数、入学者数、充足率については【表 2-③】のとおりである。平成 28(2016)年度に 300 名の定員を 340 名に変更し、それ以降も適切な学生数の受入れに努め、過去 6 年間の出願者数、合格者数、入学者数は【表 2-④】のとおりである。毎年度入試委員会において、入学者選抜区分ごとの募集人員、受験者数、

受験状況を分析し適切な学生受入数と選抜方法を検討し、教授会に諮り決定している。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延により、入学者選抜にインターネットによるオンライン面接を取り入れる等、社会状況に対応した入学者選抜を実施した。オンライン面接を円滑に実施するため、事前に入試部及び試験監督となる教員、運営補助の事務職員でシミュレーションを行い万全の体制を整え、教職協働による適切な入学者選抜を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、高等学校の一学期の成績評価が遅れ、総合型選抜Ⅰ期の受験を予定していた受験生が、学校推薦型選抜へと受験区分を変更するなど、特異な事例が多く生じた。今後、さらなる18歳人口の減少、社会情勢の変化を見据え、教育改革を推進し適切な受け入れ体制の見直しを図る。

【表2-③ 入学定員、出願者数、入学者数、充足率】 (単位：人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
入学定員	340	340	340	340	340	340
出願者数	496	541	558	488	485	424
入学者数	360	392	386	346	339	324
充足率	105.90%	115.30%	113.50%	101.80%	99.70%	95.30%

【表2-④ 出願者数、合格者数、入学者数】 (単位：人)

試験区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
総合型選抜Ⅰ期 (Ⅰ期AO)	出願者	130	119	159	107	160	99
	合格者	110	112	147	105	154	98
	入学者	108	111	146	105	147	91
総合型選抜Ⅱ期 (Ⅱ期AO)	出願者	37	42	29	32	21	21
	合格者	34	42	25	30	21	18
	入学者	34	41	23	28	20	15
学校推薦型選抜 (推薦)	出願者	177	180	172	146	141	205
	合格者	175	180	170	145	141	205
	入学者	175	180	170	145	141	204
(Ⅲ期AO) ※H31のみ実施	出願者				25		
	合格者				24		
	入学者				22		
一般選抜 (一般Ⅰ・Ⅱ期)	出願者	44	58	74	66	66	34
	合格者	42	53	48	55	49	31
	入学者	19	25	14	23	19	5
共通テスト利用選抜 (センター試験利用)	出願者	87	115	112	104	84	62
	合格者	83	106	98	90	69	61
	入学者	14	22	25	17	5	7
総合型選抜Ⅲ期 (Ⅲ期AO) ※H31Ⅳ期	出願者	21	27	12	8	13	3
	合格者	13	20	11	7	9	3
	入学者	10	13	8	6	7	2
総 数	出願者	496	541	558	488	485	424
	合格者	457	513	499	456	443	416
	入学者	360	392	386	346	339	324

### (3)2-1の改善・向上方策(将来計画)

今年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延による特異な事例も生じたが、コロナ禍の特異事例と見過ごさずに状況を分析し、18歳人口の減少にますます拍車がかかる今後に向



け、適正な入学定員の管理に努め、定員の確保に取り組んでいく。また、入学者選抜をとおして本学が求める学生を確保できるよう、情報発信を心掛け学生募集活動を推進する。

アドミッション・ポリシーの検証を行いながら、受験生とその保護者及び高等学校に対し継続し周知を行い、本学の特色を広めることが肝要と考える。周知の方法は、主に次の4つが挙げられる。①『大学案内 2022』、『2021(令和3年度)入学試験案内』、『2021 入学試験ガイド』ならびに本学ウェブサイトへの掲載。②オープンキャンパスや進学相談会等における、本学が求める人物像の説明。③高等学校訪問等において進路指導担当教員への説明。④本学卒業生が教員として勤務の高等学校等との連携強化。これらの地道な活動を継続することと、本学の3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に沿った教育の実践を継続することが肝要と考える。

学生募集に関しては、従来に増して情報発信に努め受験生及び社会に本学の特色をPR(Public Relations)しながら学生確保につなげていく。

令和4(2022)年度入学試験(令和3(2021)年度実施)に向けては、一般選抜Ⅱ期の設定、学校推薦型選抜「スポーツ推薦」枠の拡充、総合型選抜Ⅰ期の特別選抜「スポーツ」に新たな募集枠「探究」を追加するなどの変更をし、それに伴う各試験区分の募集人員を見直した。

また、選抜方法における面接は、受験生の多様化に対応することを踏まえ、試験実施について検証し、大きな問題はなかったことから、令和2(2020)年度実施同様インターネットによるオンライン面接を実施する。

今後、デジタル化を見据えながら、アドミッション・ポリシーに沿った適切な入学者選抜実施に向けて検証を行っていく。

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-1-1】 大学案内 2022 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-2】 2021(令和3年度)入学試験案内 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 2021 入学試験ガイド 【資料 F-4】 と同じ

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1)2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2)2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学校法人藤村学園として年度ごとに事業計画を策定している。事業計画は、法人部門と教学部門の各種委員会等において提案された内容について、常任理事会で精査され、理事会にて決定している。令和2(2020)年度の事業計画における8つの重点事業の一つに「教育内容等の改善充実」を掲げている。内容は、「本学の今後のあり方を踏まえた教育の質保証」、「カリキュラムの検証と体系化の検討」、「FD活動の充実」である。そのため

に、本学の今後のあり方を踏まえた教育の質保証を進めるとともに、カリキュラムの検証と体系化の検討、FD活動の充実を計画し、教育と事務職員が協働して取り組んでいる【資料 2-2-2】。

学修支援の窓口対応は主に教務課が担っている。教務課の事務職員は学生に対して日常的に学修支援を行っている。教務委員会は教授会構成員のうち教務部長を含む7名の教員で構成され、教務委員会規程【資料 2-2-3】に基づき運営し、毎月定例会議を開催している。

教務委員会は、学生への学修支援を踏まえた教育課程の編成や実施、教育内容の改善及び充実に関する事項等、学生の履修、試験、成績及び学籍等に関する個別事案等についても協議している。特別な事案が発生した場合は臨時教務委員会を開催し対応している。教務委員会の議事録は教務課長が作成しており、全ての教務委員が確認後、教務課の事務職員に共有している。学修支援に関する事項は教授会等で協議または報告し、共通理解を図っている。さらに、教務課長が課長連絡会で報告し、全事務職員に共有されている。

学生の授業支援ガイドブックとして毎年『履修ナビ』【資料 2-2-4】を作成し新入生に配付している。また、教員向けに授業運営に活用できる『授業科目担当教員のための教務案内』【資料 2-2-5】を作成し学修支援体制を整備している。

毎年度、全学生を対象とし、前期に「フレッシュウイーク」(オリエンテーション)期間を設け、教員と各部署の事務職員が協働でオリエンテーションを行い学生生活への支援や学修支援に当たっている。履修指導の時間には、履修計画や履修登録の説明を行い、後期にも単位修得状況や履修計画を確認する「オリエンテーション」期間を設けている。さらに前期の「フレッシュウイーク」、後期の「オリエンテーション」後の1週間を授業ガイダンス期間としている。授業担当教員は授業計画等について説明をしてから1回目の授業を展開し、その内容を基に学生が履修する授業を決定できるようにしている【資料 2-2-6】。

また、基礎学力把握のため、前期フレッシュウイーク期間に、1年次に「日本語基礎力テスト」を実施している。テストの実施運営は事務職員が行っており、集計及び分析は企画調査室職員が担当している。集計及び分析結果は基礎学力の可視化として、学生個人が自己の成績を確認できるように個人成績表としてフィードバックしており、グループ担任には個人成績表とともに分析結果を知らせ、学生一人ひとりが入学後スムーズに授業に取り組めるように支援を行っている【資料 2-2-7】。

以上のことから、教員と事務職員の協働による学修支援体制に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されており、大学生としての自覚と学習意欲の向上を図っている。

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学修支援に関して、「障がいのある学生の支援」、「オフィスアワー」【資料 2-2-8】、「教務補佐員や在学生の SA(Student Assistant)の配置による支援」、「中途退学・休学及び留年への対応及び支援」等を行っている。

### 1)障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮について、教務課と学生課及び健康管理センターほか各部署が情報共有し、連携して支援に当たっている。情報保障のためノートテイクを配置し、

音声情報を筆記やパソコンで文字化し、より授業内容の理解が深められるよう支援している。ノートテイクの協力者を養成するために、「ボランティア理論」、「ボランティア実習」の授業の中で聴覚に障がいのある学生の理解と情報保障及びノートテイクの演習を行っている。この授業には、ノートテイクを受ける側の聴覚に障がいのある学生も参加し、学生同士の距離を縮める効果も期待できる。また、音声認識機能を有した UD(ユニバーサルデザイン)トークを活用し、障がいのある学生の自立学修支援も行っている。

学生寮(以下、「ふじ寮」という。)では、障がいのある学生が入寮した場合は、寮監、寮生指導員のもと寮生全員でサポートし寮生活が快適に送れるよう協力している。

## 2)教員の教育活動を支援するための TA(Teaching Assistant)等の活用

本学は大学院を設置していないため TA を設けていないが、教務補佐員や在学生の SA(Student Assistant)を配置して、教員の教育活動を補助し学生の学修支援の充実を図っている。

教務補佐員は主に実技・実習関係の授業担当教員の補助を行い、SA は授業展開の効率化を図るため、大人数授業等の出席確認・提出物等の整理など補助業務を行っている。また、受講生の安全等を配慮して特に配置が必要と認められる授業の補助業務も行い、学修支援体制を整えている。

教務補佐員の配置は教務補佐員任用スケジュールにより、専門種目を持っている各実技研究室等から推薦候補者を申請し、教務補佐員任用規程【資料 2-2-9】により、理事会で決定している。

SA については「スチューデントアシスタントに関する内規」【資料 2-2-10】により、授業担当教員の推薦による当該授業科目を修了した学生を採用している。

## 3)中途退学、休学及び留年への対応策

平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度の退学者数及び留年者数はエビデンス集(データ編)【表 2-3】のとおりである。

退学事由の多くは、「一身上の都合」、「経済的な事由」、「進路変更」であり、「一身上の都合」には、勉学意欲の喪失、家庭や交友関係の悩み、健康上の理由などが含まれている。修学意欲の低下や進路変更等の理由で退学や休学につながる学生は、授業の出席が思わしくない。教務課は授業担当教員から提出される「欠席がちな学生への履修支援について(報告)」により調査し、その結果を 1・2 年のグループ担任、3・4 年のゼミ担任に提供し、学生指導を依頼している。また、学生課は新生について「欠席の多い学生に関する調査票」により、出席状況が思わしくない学生を把握し、学修だけでなく学生生活における悩み等にも相談に応じ、休学、退学へつながらないよう指導を行っている。

学業成績不振学生の判断基準は、前年度までの単位修得状況(2 年：20 単位以下、3 年：60 単位以下、4 年：80 単位以下)と GPA(Grade Point Average)の状況(GPA1.5 未満)である。学業成績不振の該当学生については、教務課からグループ担任とゼミ担任に通知し、個別面談等の指導を依頼している。指導結果は「成績不振学生への対応報告書」として提出させ、中途退学等につながらないよう対応している【資料 2-2-11】。

休学事由については、修学意欲の低下による進路等について考える期間や病気・怪我等

の療養期間などの場合が多い。これらの学生が退学等につながらないように、事由によっては、学生相談・教育相談及び臨床心理士が担当するメンタル相談を行っている。学習上の悩みなどを含めた全体的なカウンセリング体制を整え中途退学、休学への対応を組織的に行っている。

留年者は、成績不振による卒業単位未修得の場合と休学による在学期間不足の場合がある。卒業学年の履修登録には十分注意をはらい、教務課は単位修得状況に課題のある学生には個別に履修指導を行っている。特に4年生前期までの卒業単位修得状況に課題のある学生については、教授会で全教員に情報を提供しており、ゼミ担任やクラブ指導者が個々に指導を行っている。また、学生及びゼミ担任とグループ担任は学務システム(以下、「UNIVERSAL PASSPORT」という。)から、いつでも履修や成績状況を把握することができる。

#### 4)その他の学修支援

本学には後援会が主催する保護者懇談会が日本全国の各支部で行われており、担当教員が事前に該当学生の学習状況等を面談により把握した上で、保護者と個人面談を行い相談や指導、助言を行っている。

入学前教育として、新入生の大学における教育の充実ならびに授業を円滑に取り組めるよう、『スターターズブック』【資料 2-2-12】を作成し、入学予定者に配付して学習を促している。内容は、高等学校での履修事項を中心に、大学の専門的な学習や研究に必要な知識の確認と、大学生に必要な教養の定着を図っている。フレッシュウイーク期間に全て回収し、グループ担任から個別指導を行っている。

### (3)2-2の改善・向上方策(将来計画)

学修支援体制は、教員と事務職員が協働してきめ細かく実施して、今後も継続し積極的に取り組んでいく。休学者や中途退学者については勉学意欲の喪失や修得単位数の不足によることが多い。グループ担任・ゼミ担任及び授業担当教員・クラブ指導者を含めた全学的学修支援体制を一層強化し、休学者や中途退学者の減少を目指していく。

さらに、学修支援体制には学生調査アンケート結果(学生生活、課外活動、学習状況)及びGPA、出席状況、奨学金利用状況等のデータを合わせて指導に活用している。学生調査アンケートの分析結果により、アルバイト時間が多い1年次の学生のGPAが低い傾向にあり、早期に学生生活及び学生としての適切なアルバイト時間指導し、休学や中途退学に至らないよう未然に防止していく。教職員がこれらの情報を共有し、早い段階で課題がある学生の把握に努め、学生が自立できるよう支援していく。

経済的事由を解消するため、本学の奨学金制度の整備が不可欠であり、令和3(2021)年度から第3号基本金積立を充実していく【資料 2-2-1】。

#### 【エビデンス集資料編】

【資料 2-2-1】 学校法人藤村学園中期計画(令和2年度～令和6年度) p.23

【資料 1-2-6】 と同じ

【資料 2-2-2】 令和2(2020)年度の事業計画(重点事業)

- 【資料 2-2-3】 教務委員会規程
- 【資料 2-2-4】 2021 履修ナビ 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-2-5】 教務案内 2021 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-2-6】 令和 2 年度行事予定表(授業コマ数)
- 【資料 2-2-7】 日本語基礎力テストの実施について
- 【資料 2-2-8】 令和 3 年度前期オフィスアワー
- 【資料 2-2-9】 教務補佐員任用規程
- 【資料 2-2-10】 スチューデントアシスタントに関する内規
- 【資料 2-2-11】 令和 2 年度第 7 回教授会資料  
(成績不振等の学生に対する指導の実施について)
- 【資料 2-2-12】 スターターズブック

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、社会的・職業的自立に関する支援は、キャリア教育を展開し、キャリア支援部により行っている。

#### 1) キャリア教育授業での取り組み

1 年次の必修科目として「キャリアデザイン」を開講し、早い段階から職業への接続を視野に入れた授業を展開している。専攻コースに応じたキャリア形成に関しては、ゼミ担任だけでなくキャリア支援委員会と連携し、「キャリアデザイン」の授業が活かされるように「大学キャリア支援課年間計画」【資料 2-3-1】を示し、大学から社会へのつながりを考えた学生へのキャリア支援に取り組んでいる。

キャリアデザインでは、職業または実際の社会生活に必要な能力(社会人基礎力)を育成するために、授業において「働く目的」について考え、自己理解、自己適正を改めて考えさせる機会を設けている。そこでは「卒業後のライフデザイン」を作成させ、その自己実現のために、「本学の卒業生の就職状況、本学の就職に関する強み、また、在学中に取得できる資格など」について情報を提供している。

#### 2) キャリア支援課での取り組み

キャリア支援課では、学年別の年間計画を作成し、キャリア支援に取り組んでいる。特に、近年、インターンシップが重要視されているが、本学では平成 29(2017)年度から単位化され、15 時間の実習を含め、職業意識の向上を目指した学びを展開している【資料 2-3-2】。教育実習、社会体育施設実習なども職業教育の一環として捉え、実習に向けての事前

指導、事後指導に力を入れている。

令和 2(2020)年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、授業が開講スケジュールとおりに実施できなかった。この状況下で、急遽、開講スケジュールを7月の集中授業へ変更し、さらに実習先に Web インターンシップ実施企業を追加した。その結果、例年と同程度の履修者数を受け入れた。また、毎授業終了後にはアンケートを実施し、理解度・習熟度の確認を行うとともに、振り返り・改善案の確認を行い、令和 3(2021)年度の授業改善に生かした。

進路選択に関する指導やガイダンスは、新学期始めのフレッシュウイーク期間に、学年別にキャリア支援委員(教員)及びキャリア支援課(事務職員)により実施している。しかし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、フレッシュウイークが中止され、UNIVERSAL PASSPORT にて項目別に連絡を行った。

公務員試験情報や資格取得に特化したガイダンスは、昼休み等、学生が参加しやすい時間に実施している。そのガイダンスでは、参加者にアンケートを実施し、学生がどのような情報を求めているかを調査し、学生の要望に対応している。

さらに、学生のニーズにあわせ、「就活スタートアップガイダンス」、「就職対策講座(基礎)(直前)」、「業界研究会(スポーツ・一般・公務員)」、「公務員対策講座」、「SPI 対策講座」、「秘書検定(2級)講座」、「日赤救急法講習会(令和 2(2020)年度:実施中止)」、「日赤水上安全法講習会(令和 2(2020)年度:実施中止)」、「健康運動実践指導者・健康運動指導士 対策講座」などを実施している。

令和 2(2020)年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、希望する学生が各種講座を受講できない可能性があり、ガイダンス・講座を収録し、映像視聴できるよう対応した。また、講座の内容も Web 面接・説明会への参加方法など、コロナ禍に対応した就職活動に役立つ内容に変更し実施した。

### 3)就職・進学に対する相談・助言体制の整備

本学における学生の就職支援は、キャリアセンターと教職センターが担っている。キャリアセンターの運営はキャリア支援委員会がキャリア支援課と連携し、就職相談・キャリア支援及び資格取得支援を行っている。

ほかにも、就職活動に対して自己分析・面接対策・応募書類作成の指導やメンタルのケアを行う「キャリアカウンセラー」を週 3~5 日、各日 5 時間配置し、カウンセリングコーナーを設けて学生対応を行っている。また、新たに「八王子新卒応援ハローワーク」職員による、カウンセリング日を週 1 日設定し、学生対応を充実させた【資料 2-3-3】。

「学内企業説明会」、「内定者報告会」など、学生にとって身近な体験が聞ける機会を設けている。学内企業説明会では、卒業生の話が聞けるように、企業へ本学卒業生の派遣を依頼するなど工夫を行っている。内定者報告会では、多くの業界・業種の話が聞けるよう、発表者を選出し、教授会に報告している。内定者報告の内容は、本学ウェブサイトにも掲載し、低学年の学生やステークホルダーにも情報を提供している。

キャリア支援の充実のため、令和元(2019)年 9 月より、就職先インタビュー調査を行っている【資料 2-3-4】。また、毎年 3 月 1 日就職活動解禁前後に「企業・体育施設等懇談会」を開催し、企業や体育施設の採用担当・役員、就職した卒業生の活躍状況や社会に求められ

る人材などについて、意見交換を行っている。そこで出された意見は、教育の質保証委員会に報告され、ディプロマ・ポリシーに揚げた能力が身に付いているか、また、今後どのように指導していくかを検討し、教職員の知識向上・キャリア支援課の指導充実に役立てている【資料 2-3-5】。

また、令和 3(2021)年度はキャリア支援委員にて「個別面談」を学年別に実施時期を変え実施している。面談で得た情報はキャリア支援課内で共有し、その後の就職支援に生かしている【資料 2-3-6】。

### (3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

改善・向上方策として、キャリア教育を充実させ就業継続可能な企業への就職ができるように、詳細な情報を早く提供し、卒業生・企業の声が学生に届くようにする。企業・体育施設等懇談会や就職先インタビューなどで得た情報を分析し改善策を教育の質保証委員会に報告し点検する。

また、卒業生の就職状況を把握するために、令和 3(2021)年度は卒業 1 年後に、アンケートを行い、就業継続の情報収集を行うこととする。

卒業生から得た情報は、卒業生インタビューとしてウェブサイト等に掲載し、学生やステークホルダーに公表し社会的任務を果たしていく。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】キャリア支援課 令和 2 年度 年間計画

【資料 2-3-2】令和 2(2020)年度インターンシップについて

【資料 2-3-3】令和 2(2020)年度カウンセリング対応件数報告

【資料 2-3-4】就職先インタビュー報告書

【資料 2-3-5】企業・園・施設懇談会

【資料 2-3-6】面談予定表

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の支援は主に学生部と健康管理センターが関係部署と連携を図りながら行っている。また、新型コロナウイルス感染症対策についての支援を行った。

#### 1) 学生部

##### a) 学生サービス、厚生補導のための組織の設置と機能

充実した学生生活を支援するための組織として学生部があり、教授会構成員からなる「学

生委員会」と、その事務を取扱う「学生課」が設置されている。学生委員会は、学生部長が委員長を務め、7名の教員で構成され、毎月定例会議を開催し、学生生活全般の諸問題について協議・対応を行っている。また、特別な事案が発生した場合は、臨時学生委員会を開催し対応している。

学生課には事務職員4名、寮生指導員2名を配置し、教員と事務職員が協働して総合的な支援活動を行っている。学生課の主な業務内容は、長期欠席者への対応、生活相談、奨学金等経済的支援の相談、学友会、学園祭(以下、「藤園祭」という。)等への支援を行っている。場所は 利便性の高い1号館1階に学生課窓口を設け、相談しやすい環境作りを行っている。

学生サービスの支援体制は学生部長の下で、生活指導、学生相談関係、学友会関係(クラブ活動・藤園祭)、奨学金関係、ふじ寮等について、学生委員の中でそれぞれの担当委員を決め、緊密な連携により適切かつ円滑な支援を行っている。ふじ寮は、寮監2名(教員)が任命され、寮生指導員との連携により寮を運営し、寮生の要望を迅速にかつ的確に把握し対応している。ふじ寮では全寮生によるイベントを年3回(新入生歓迎会・七夕祭・クリスマス会)開催し、寮生同士の親睦を図っており、学生委員及び学生課職員も参加している。

藤園祭は、学友会が主催し学生委員会の担当委員が中心となって学生のサポートを行い、当日は多くの教職員も参加して学生とのコミュニケーションをとっている【資料 2-4-1】。

以上のことから、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。

## b)奨学金による支援

学生への修学の経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金制度と本学独自の奨学制度があり、奨学金制度は充実している。これに加え、他の団体の奨学金制度の紹介などにより学生の勉学を奨励し、経済的事情により修学が困難となる学生の解消に努めている。本学独自の奨学制度としては、「藤村学園育英奨学生」、「スポーツ奨学生」、「藤村トヨ奨励金」及び「スポーツ特別奨学生」、「藤村学園スカラシップ制度」がある。

「藤村学園育英奨学生」は、建学の精神に基づき、学修やその他の活動等に真摯に取り組み、優れた資質を有する学生のうち、修学を継続するために経済的援助を必要とする者に対して学資の援助を行っている。本学が期待する優れた人材の育成に資することを目的として支援している【資料 2-4-2】。

「スポーツ奨学生」は、国際競技大会や全国規模の大会で優秀な競技成績を上げた選手を表彰するとともに、競技成績により奨学金を授与し、競技活動を奨励・支援している【資料 2-4-3】。

「藤村トヨ奨励金」は、学業成績その他の活動を含め、建学の精神に則り本学の模範となる学生に対し、表彰及び奨励金を授与している【資料 2-4-4】。

「スポーツ特別奨学生」は、本学の建学の精神及び教育理念に沿って本学の社会的地位の基盤に貢献しうる入学生で、インターハイ・国体・国際大会等において特に優秀な成績を収め、将来が期待できる選手に対し、支援している【資料 2-4-5】。

「藤村学園スカラシップ制度」は、建学の精神のもと、優秀な指導者を育成するために、成績優秀者、将来有為な学生を入学させることを目的とし、スカラシップ生には、学業、生活態度においてほかの学生の模範となること、卒業後のビジョンを明確に持ち勉学に励



むことを期待し、支援している【資料 2-4-6】。

このほか、国際競技大会の日本代表、国際親善を目的とした国際交流試合等出場者に対しては、激励金や報奨金を支給する仕組みを有している【資料 2-4-7】。

他の団体の奨学金等については、募集ポスターの掲示やデジタルサイネージの掲出等により、広く周知を図っている【資料 2-4-1】。

#### c)学生の課外活動への支援

本学には、大学・短期大学に在籍する全学生で構成する「学友会」のもとにクラブが組織され、専任教員がクラブ部長又は顧問として教育指導を行っている。大学の専門実技領域を担当している教員は、当該クラブの技術指導の責任も担っている。それ以外のクラブについては学外指導者を委託し、技能向上に努めている。特に、学外指導者の中から優れた指導力を発揮し成果を上げている指導者については、審査の上「特別学外指導者」として委嘱し、クラブの指導体制の強化を図っている。

大学のクラブ活動状況は、令和 3(2021)年度、競技スポーツ系 26、レクリエーション系 6、芸術・文化・社会系 4、サークル 2、活動承認クラブ 9 のクラブ総数 47 で加入者 999 人、加入率 63.6%になっている【資料 2-4-9】。クラブ活動の成績は教授会で報告され、学内に掲示するとともにウェブサイトにも掲載している。保護者には後援会発行の「学園便り」に各クラブの活動状況を掲載し知らせている。また、全国で開催される保護者懇談会資料においても競技成績を記載し、学生のクラブ活動状況を報告している。

各クラブへの財政的支援としては、各クラブの活動実績を審査し大学からクラブ活動補助費を支給している。また、後援会、学友会からも補助費を支給している。平成 31(2019)年度からは本学の競技スポーツ系クラブのうち、特に大学の社会的知名度の向上に貢献するものと期待できるクラブ 4 クラブを、法人が大学強化指定クラブとし強化費を支給している。各クラブへのクラブ活動補助については、補助金配分基準に基づき補助金の支出を行っており、適正に執行されている。

クラブ活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応については、令和 2(2020)年度は 5 月末までクラブ活動を中止し、6 月にクラブ活動を再開するに当たり、文部科学省、スポーツ庁、UNIVAS 等のガイドラインを盛り込んだ「クラブ活動再開の方針」を学生委員会において策定した【資料 2-4-10】。新型コロナウイルス感染症対策としての危機管理対策本部と連携を取りながら、クラブ部長、顧問会議を開催し、方針の徹底を図った。

#### d)クラブ活動以外の課外活動への支援

クラブ活動以外の課外活動の主なものに、学友会主催行事の藤園祭があり、毎年 11 月 3 日の文化の日前後に実行委員会が中心となって実施している。

キャンパス内で各クラブ成果発表やスポーツ大会等の各種イベントが行われ、これに対する支援として学生委員会や学生課によるサポートのほかに、法人及び保護者組織の「後援会」から開催に必要な経費の一部を補助するなど、大学・保護者が一体となって藤園祭の活性化を奨励している。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャンパスに多くの外来者を集めて行う従来の方法は取れず、各クラブ等の活動

状況等を動画配信するオンライン開催とした。

このほか、国立市が主催する「ほうかごキッズ・学習アドバイザー」(国立市小学校で児童に校庭・体育館で遊びや運動等を指導する)を学生に紹介し、市役所担当者との事前打ち合わせや面接指導等の活動支援を行っている。また、神奈川県教育委員会(スクールライフサポーター派遣事業)、令和 2(2020)年度から大学と協定を結んだ東京都教育委員会が設立した「一般財団法人東京学校支援機構(TEPRO)」へ登録し、学生に情報提供している。

これらの希望学生には活動がスムーズに行えるよう、クラブ活動指導補助の内容や報酬について説明を行っており、また、個別相談も受けている。

このように、学生の課外活動への支援は充実しており、学生が活躍できる場を広げるよう取り組んでいる。

## 2)健康管理センター

大学附属機関である健康管理センターは、学生・教職員の健康管理のための組織として設置している。その運営は、「健康管理センター運営委員会」が行っており、健康管理センター所長が委員長を務め、7名の教員で構成され、毎月定例会議を開催し、学生の健康上の諸問題について協議・対応を行っている。業務は、医師・臨床心理士・看護師、事務職員を配置して、医事相談、カウンセリングなど学生の健康管理を行っている。

また、カウンセリングについては、複数の窓口を設け、学生相談に対応し、充実している。救急処置に関しては、学内に AED(自動体外式除細動器)を 8 台設置し、その使用に関する講習会を例年開催しているが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止した。さらに、本学は、女子体育大学であり、女性特有の相談に対して、女性医師による診察・相談ができる体制も設けている【資料 2-4-11】。

## 3) 新型コロナウイルス感染症対策支援

令和 2(2020)年 1 月上旬に、日本国内において新型コロナウイルス感染症が確認された。感染症の拡大は予想以上に早く、国内外において罹患者が続出する状況となり、日本政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。文部科学省からは、令和 2(2020)年 2 月 18 日付けで「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」との事務連絡が発出された。同年 2 月 25 日には、新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、本学では、翌日 2 月 26 日に学長が委員長となり、常任理事、事務局長、部館所長により構成される危機管理委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症への対策について審議を開始した。

具体的には、卒業式・入学式等の行事をはじめ、部活動、寮生活、学内立入業者等に係る対応等について協議し、消毒、マスク着用、体温測定を徹底することで感染防止に万全を期すことを取り決めた。これと並行して、学長は新型コロナウイルス感染症を危機事象と捉え、迅速に対処するために学内に危機管理対策本部を設置した。この危機管理対策本部は、学長が本部長となり、学内理事・事務局長を副本部長に据え、ほかに本部員として健康管理センター所長、学生部長、教務部長等、本部長が必要とする者を指名して組織されており、危機管理委員会に比べ少人数で、危機事象に特化して迅速に対応することを目的としている。以降は、危機対策本部が学内の新型コロナウイルス感染症対策の中心的な役割

を担うこととなり、令和3(2021)年5月1日時点には、すでに24回開催している。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、遠隔授業を受講するためのインターネット環境の整備やスマートフォン・パソコン・周辺機器等の購入の経費負担を少しでも軽減し、学修環境全般を整えるための支援として、在学生全員に一人当たり一律40,000円を支給した【資料2-4-8】。

また、本学の学生、教職員及び役員等の学内関係者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、それらの本学関係者の安全・安心を確保するとともに、罹患したことによる偏見や差別を防止し、必要な情報の開示を適切に行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表に関するガイドライン」【表2-⑤】を策定し、本学ウェブサイトに掲出する等、学内外に周知している。

【表2-⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表に関するガイドライン】

令和2年11月18日策定

新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表に関するガイドライン

1. ガイドライン策定の目的

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学(以下、「本学」という)は、本学の学生、教職員及び役員等の学内関係者(以下、本学関係者という)が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、本学関係者の安全・安心を確保するとともに、罹患したことに伴う偏見や差別を防止し、必要な情報の開示を適切に行うため、感染の発生状況等の情報の公表に関するガイドラインを定める。

2. 公表の考え方

本学関係者において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、原則として、以下の1)から4)を基として情報の公表もしくは非公表を行うこととする。

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という)第16条第1項に基づき、本学敷地内において感染が発生したことを確認した場合は、原則として、本学は行政機関と連絡・調整を行ったうえでその発生状況等について公表をする。
- 2) 本学敷地外において、本学関係者の感染が発生したことを確認した場合は、本学は行政機関と連絡・調整を行い、感染拡大のリスク等を総合的に勘案して問題がなければ、原則として、本学はその発生状況等について公表をしない。
- 3) 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。
- 4) 個人情報またはプライバシーに係る情報の公表に関し、本人の同意が得られない場合、もしくは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じる恐れがある場合は、全部もしくは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、本学において公表の必要があると判断した場合には、本人の同意の有無にかかわらず公表することがある。

### 3. 公表する内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスク等を総合的に判断し、行政機関と連絡・調整を行ったうえで、感染者の特定に至らない範囲で、次の情報のうち必要な情報を公表することとする。

#### 1) 感染者に関する情報

例：年代、学生と教職員の区別、判明日、現在の状況等

#### 2) 感染者の行動歴等の情報

例：本学施設を含む利用施設等

#### 3) 集団感染等が確認された場合には、該当する施設等の情報

#### 4) 本学が行う感染拡大防止対策及び今後の対応

学内においては、健康管理センターが日常的に新型コロナウイルス感染症対策に対応している。具体的な内容については以下に詳述する。

#### a) 感染症予防の3原則(感染源、感染経路、宿主の抵抗力)

新型コロナウイルス感染症対策に関する健康管理の周知徹底をしている。具体的には、健康管理センターより学内の学生及び教職員を対象として、自身の健康管理、マスク着用、手洗い励行、身体的距離の確保などの予防法を情報提供するとともに注意喚起を行っている(本年2月本疾患発生報告後より継続的に月1~2回現在に至る。)。この中で発熱及び体調不良時には大学に届け出るとともに登校しないことを繰り返し周知している【資料2-4-12】。

#### b) 健康観察記録表による自己管理記録

健康管理センターから学生及び教職員に、「健康観察記録表」【資料2-4-13】を2週間ごと配付し、毎日、体温・体調等を記録させており、学生は登校前、自己の健康観察で発熱及び体調不良時には、健康管理センターに連絡するよう指導している。

#### c) 学内環境整備

学内にソーシャルディスタンスフロアステッカーを貼り、各フロアにも注意喚起の掲示をした。さらに、学内各部署対応窓口への遮蔽板及びアルコール消毒液設置、学外からの訪問者の体温測定のため守衛室に非接触型体温計配置、清掃員によるドアやトイレの消毒、エアタオルの使用停止、トイレドアを触れずに開閉できる等の措置を行った。

#### d) 授業

教務課と連携し健康管理センターは授業実施における感染症予防の留意事項を作成した。各教員はこれを遵守し授業を行っている(学生の体調確認、座席配置、出席者記録、換気等)【資料2-4-14】。

#### e) 体調不良者の情報収集

本学ウェブサイトに、体調不良時の届出ボタンを作成し、濃厚接触者、著しい体調異常、感染症判明時などは健康管理センターに届出るようよう整備しており、それにより健康管

理センターは情報を収集している【資料 2-4-15】。

特に PCR(ポリメラーゼ連鎖反応 Polymerase Chain Reaction)検査が実施された事例について、学内の危機管理対策本部に逐次情報提供している。また、健康管理センターへの直接の連絡なども必要に応じ同様に情報提供をしている【資料 2-4-16】。

### (3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金延滞者の増加に伴い、学生への指導を担当学生委員、学生課職員と共に、迅速かつ的確に手続きができるよう、個別にきめ細かな指導を行い改善と向上を図る。

学生生活の指導については、特に学外でのマナー指導の重要性を感じている。年 2 回、前期は「フレッシュウイーク」、後期は「オリエンテーション」において、通学中の自転車走行や歩行について、学生のマナーの向上に努めている。今後は、全教職員の協力の下さらに、一層の改善を図っていく。

クラブ活動の支援については、学友会、各クラブと学生部が緊密な連携をとり、本学の支援体制がより効果的なものとなるように常に見直しをするなど、きめ細かな対応を行っていく。さらに、その他の課外活動の支援についても検討していく。

2-6-③で述べるが、「学習成果測定アンケート」、「学生調査アンケート」の結果から、学生から本学の Wi-Fi 環境の脆弱さが指摘され、教育環境の充実のため教育の質保証委員会で審議し対応した。今後も学生の声に耳を傾けながら、学生サービスを充実していく。

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-4-1】 Campus Guide 2021(学生便覧) pp.46-47 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-2】 学校法人藤村学園育英奨学生規程、選考基準、実施細目

【資料 2-4-3】 学校法人藤村学園スポーツ奨学生規程、選考基準

【資料 2-4-4】 学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金規程、実施細目

【資料 2-4-5】 学校法人藤村学園スポーツ特別奨学生規程、実施細目

【資料 2-4-6】 学校法人藤村学園スカラシップ制度規程

【資料 2-4-7】 国際競技会等に対する激励金及び報奨金授与規程

【資料 2-4-8】 新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の修学支援ならびに

今後の授業展開について

【資料 2-4-9】 CLUB GUIDE 2021

【資料 2-4-10】 クラブ活動再開の方針

【資料 2-4-11】 健康管理センターご案内(パンフレット)

【資料 2-4-12】 学生への一斉メール「体調不良時の案内」

【資料 2-4-13】 学生への一斉メール「健康観察記録用紙」

【資料 2-4-14】 授業実施についての健康管理上の注意事項、

授業における感染防止チェックリスト

【資料 2-4-15】 本学ウェブサイト「体調不良等の届け出」

【資料 2-4-16】 新型コロナウイルス感染症の対応について(対応図)

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1)2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

学校法人藤村学園の校地面積は 52,522 m<sup>2</sup>で、東京女子体育短期大学と共有している。校地面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は 43,068 m<sup>2</sup>(82%)となり大学設置基準 14,400 m<sup>2</sup>の基準を満たしている。

校舎面積は 33,939 m<sup>2</sup>で、東京女子体育短期大学と共有している。校舎面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は 27,830 m<sup>2</sup>(82%)となり大学設置基準 9,453 m<sup>2</sup>の基準を満たしている。

運動場の面積は 24,204 m<sup>2</sup>で、日本陸上競技連盟第 4 種公認陸上競技場(一周 300m)、テニスコート 4 面、ソフトボール場を整備している。本学の特性から 6 つの体育館を整備し、適切な面積を有している。その他に温水プール、武道場、トレーニング室の運動施設も整備し、授業や課外活動等で有効に活用している。

火災・地震対策については、学校法人藤村学園危機管理委員会規程【資料 2-5-1】に基づき、学生、教職員及び近隣住民等の安全確保に努めている。また、火災・地震対策のための定期点検と修繕を行い、施設設備を適切に整備・管理している。

火災・地震を想定した避難訓練は、所轄消防署の協力のもと、全学生・教職員及び近隣住民が参加し実施している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により避難訓練を中止したが、火災を想定した防火訓練は例年どおり実施した。また、本学が国立市の広域避難場所に指定されていることから、国立市防災無線機を設置し定期的に通信訓練を実施している。さらに、国立市、立川市と連携協定を締結しており、協議会で災害発生時の対応についても協議している。

火災・地震の備えとしては、免震構造の 4 号館に災害用備蓄食料、防災用品等を確保するとともに、「災害時対応マニュアル」【資料 2-5-2】を作成し新入生や新入教職員に配付している。

防犯対策については、所轄警察署に依頼してフレッシュウイーク期間に学生への防犯講話や事例紹介を行い、学生の防犯意識を高めるとともに注意喚起を行っている。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学生への防犯講話等はオンラインで開催した。同年 4 月 5 日のフレッシュウイークで、学生課から防犯意識の高揚と注意喚起を行った。各門には警備員を配置し、外部の来校者に入構許可書を貸与するなど不審者の侵入を防止するとともに、各門や学内要所に防犯カメラ 14 台を設置し常時監視している。

学修環境の整備については、学校法人藤村学園経理規程【資料 2-5-3】、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程【資料 2-5-4】、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程【資料 2-5-5】に基づき維持・整備し、適切な運営・管理を行っている。

また、校舎等の耐震化率は 100%となっている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 体育館、講義室、演習室及び実習室

授業用の機器・備品については、十分に整備している。特に音楽教育のためのピアノ練習室 35 室、ピアノレッスン室 4 室、メディアホール、音楽室を有するとともに、ピアノ台数は 63 台を保有している。

マルチメディアルーム、メディアホール、ピアノレッスン室、トレーニング室、運動生理学実験室、各体育施設を配備することで教職員が授業時間以外にも学習を支援し、技術サービス、専門的な支援を行っている。

各教室には学内無線 LAN が設置され、ICT 機器や AV 機器を効果的に活用して学生の学修支援を行っている。ほかにも、コンピュータによる授業を行う教室としてマルチメディアルームを設置しており、機器を整備し有効に活用し、管理している。

学生が UNIVERSAL PASSPORT から履修登録や、大学からの連絡、休講、教室変更などの学内情報をスマートフォンやパソコンから確認できるよう環境を整備している。

学内無線 LAN の利用は、限定した場所で教育活動に限られているため、キャンパス内全域での無線 LAN の利用を可能にするため整備を進めている。令和 2(2020)年 9 月には、2 号館 3・4 階、4 号館、6 号館 1・2 階、10 号館 1・2 階の無線 LAN を再整備し、使用を開始している。また、スタディールームや図書館のパソコンを常時開放し、インターネットを使用できる環境を整えている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールやプロキシサーバを設置するとともに、ネットワーク接続デバイスの固定 IP 化による学内デバイス管理を行っている。また、管財課内に情報支援員を配置し、教育課程及び学生支援を充実させるためにコンピュータ技術の向上に関するアドバイスや援助を行うとともに、コンピュータ端末のトラブル等にも対応している。

### 2) 図書館

図書館は地上 3 階、地下 1 階で延床面積 1,677 m<sup>2</sup>、閲覧席は 254 席、収納可能冊数は 25 万冊、令和 2(2020)年度末の蔵書数は 185,706 冊である。蔵書の内訳は、教育関係 48,678 冊、体育関係 49,718 冊、その他 87,310 冊である。資料選定は毎年、全教員から専門書を中心に幅広く図書の推薦を受けつけ、図書館運営委員会で選定している。また、学生からも常時リクエスト図書の受付を行っており、学生のニーズに対応している。

授業期間中の開館時間は平日 9 時～19 時、土曜日 9～14 時で、授業終了後も利用できる。試験期間、卒業研究提出期間前には平日 20 時まで、土曜日 17 時までの時間延長を行っている。

蔵書検索機は 4 台、自由利用パソコン 37 台、AV 機器 3 台、印刷機 2 台、コピー機 2 台、

個人用閲覧席、グループ用閲覧席ほか、グループ学習用の研修室を備えている。

蔵書検索はウェブサイト上で公開しており、図書館内の蔵書検索機で行うほか、学外からもインターネット経由で検索できるようにしている。ウェブサイトではデータベースのリンク集も公開しており、ここでは辞典、論文、新聞・雑誌記事等 7 種類の契約データベースを利用できる。学内無線 LAN に接続し、国内論文検索データベース「メディカル・オンライン」では、国内の医学関連分野 1400 誌以上の雑誌・学会誌から論文の検索・閲覧・ダウンロードができる。また、国外論文検索データベース「SPORTDiscus with Full Text」では、EBSCO 社がスポーツ学&スポーツ医療関連雑誌 550 誌以上から製作した全文データベースから論文の検索・閲覧・ダウンロードができる。

また、図書館内は、無線 LAN を配備しており、持込のノートパソコンや携帯端末に対応している。蔵書は国立情報学研究所の目録所在サービスへ登録し、相互貸借に対応しているほか、私立大学図書館協会、日本体育図書館協議会、東京西地区大学図書館協議会へ加盟し、他大学の図書館等との協力に努めている。

図書館の構成員は、教授からなる図書館長 1 名、司書資格を持つ事務職員 4 名となっている。また、延長時間のカウンター業務等のために、外部に業務委託し、司書 1 名を配置している。また、図書館運営委員会が設置され、日頃の学生サービスの充実を図っている。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の対策として、図書館では以下の取り組みを行った。

#### a)環境整備

入口にアルコール消毒液を設置、閲覧席にポリカーボネート製パーテーションを設置、感染症予防対策ポスターの作成・掲示、床にソーシャルディスタンスフローステッカーを貼り、カウンターにビニールカーテンの設置を行った。従来行っていた図書館のパソコン利用サービスを遠隔授業に対応する学生にも使用させ、パソコン席にはパーテーションを設置し、レイアウトを変更、書庫は閉架方式とし、学生の感染症予防を徹底した。館内利用は全て申込制とし、定員を通常の半数 119 名とした。

#### b)対応マニュアル

感染症予防対策として次のことを実施した。対応についてのマニュアルを作成し、体調不良者の入館停止、手洗い・手指消毒の徹底、マスク着用の徹底、ソーシャルディスタンスの徹底、機器類の消毒作業、機械換気・窓開け換気、機器類は利用の都度アルコール消毒を行い、閲覧席の利用者には各自で消毒できるよう消毒用ウェットシートを常備した。また、館外貸出した資料は、返却後 3 日間別置した後に書架へ配架するようにした【資料 2-5-6】。

#### c)図書館運営委員会行事

令和 2(2020)年度については、ライブラリー・ツアーは年 2 回を予定していたが、1 回に変更した。公開講座「絵本から広がる子育て」、藤園祭行事「図書館は楽しい」などは中止とした。令和 3(2021)年度のライブラリー・ツアーについては、前期・後期の 2 回を予定している。前期は令和 3(2021)年 5 月 19 日(水)に大学 3・4 年生約 130 人が参加予定である。前



述の感染症対策を徹底し、開催場所については、従来行っている図書館内から3号館藤村総合教育センターに変更して実施する予定である。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への対応(バリアフリー化)については、車椅子に対応したスロープを1号館、2号館、4号館、6号館、10号館に設置し、エレベーターを2号館、4号館、10号館に設置するとともに、「だれでもトイレ」を4号館、10号館に設置するなど整備し、施設・設備の利便性に努めている。

省エネルギー・省資源対策としては、屋外運動施設、体育館の水銀灯照明設備や蛍光灯照明設備のLED化のための改修工事を行うとともに、老朽化した空調機等を効率の良い省エネタイプへの更新を推進している。4号館屋上に太陽光発電装置を設置するとともに、2号館廊下の窓ガラスには遮熱フィルムを貼り、輻射熱対策を実施し省エネルギー・省資源対策に配慮している。また、特別な場合を除き、夏季及び冬季の室温は、冷房28℃、暖房20℃に調整している。さらに夏季においては、学生で組織する学友会による電力削減に向けた指導放送を実施し、照明器具の適切な点灯や空調の適切な温度設定を行っている。これらの取り組みにより、省エネルギーに努めるとともに学内関係者の意識の高揚を図っている。地球環境保全については、4号館及び10号館に屋上緑化を整備するとともに、ごみの分別と削減の徹底を図っている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では例年9月(令和2(2020)年度は10月)に次年度の授業時間割編成方針等について教務委員会で検討し、教授会で協議の上決定している。令和3(2021)年度クラス編成基準は以下のとおりである【表2-⑥】。1学年の学生数に対して講義2クラス、演習6クラス、実技6クラスを基本クラスとして履修者人数を決定している。教職に関する講義科目は3クラス、実技科目の武道については安全面の配慮から9クラスで編成をしている。授業科目の特性や履修者数の実態等に即して柔軟に対応している【資料2-5-7】。

【表2-⑥ 令和3(2021)年度 クラス編成基準】

(単位:人)

学年	学生数	講義	講義 (教職資格)	演習	実技
1年	360	2(180)	3(120)	6(60)	6(60) 9(40)
2年	330	2(165)	3(110)	4(85)	6(60) 4(80)
3年	360	1(120)	3(120)	1(80)	1(80)
4年	390	1(120)		1(80)	1(80)
計	1,440				

・( )内は、1クラスの学生想定数 ・大学3年次は編入学者を加えた数

・大学3・4年次( )はコース制を考慮した人数。教職科目以外は1クラスとし、実態に合わせて増減する。

令和 2(2020)年度の授業は、新型コロナウイルス感染症防止のため教室の収容人数の 1/3 程度の人数で展開することを基本とした【表 2-⑦】。受講人数に即した教室へ変更し、衛生管理を徹底して面接授業を原則として実施した。また、一般社団法人大学スポーツ協会の「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」を踏まえ、実技施設は床面積から 2m (4 m<sup>2</sup>)間隔の活動できる収容定員を示し、対策を講じた【表 2-⑧】。このように学修機会を確保しつつ状況に応じて、面接授業と遠隔授業を併用して受講する学生数を適切に管理している。

【表 2-⑦ 教室収容定員数】

(単位：人)

教室	収容人数	1/3定員	教室	収容人数	1/3定員	教室	収容人数	1/3定員
211	105	35	223	144	48	センター	1,100	367
212	108	36	224	144	48	音楽室	66	22
213	132	44	225	144	48	メディアホール	111	37
214	144	48	232	60	20	4201	243	81
215	108	36	301	63	21	4301	367	122
221	108	36	302	63	21	4401	392	131
222	108	36	311	201	67	4402	233	77

【表 2-⑧ 実技施設収容定員数】

実技施設	床面積 (m <sup>2</sup> )	活動場所面積の4割 (m <sup>2</sup> )	2m (4m <sup>2</sup> ) 間隔の収容定員 (人)	実技施設	床面積 (m <sup>2</sup> )	活動場所面積の4割 (m <sup>2</sup> )	2m (4m <sup>2</sup> ) 間隔の収容定員 (人)
第 1 体育館	1,470	588	147	第 7 体育館	1,256	502	126
第 2 体育館	875	350	88	陸上競技場	15,760	6,304	1,576
第 3 体育館	875	350	88	ソフトボール場	4,708	1,883	471
第 5 体育館	624	250	62	テニスコート	2,840	1,136	284
第 6 体育館	576	230	58				

### (3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

藤村スポーツセンターには、新体操競技が主用途の A アリーナ、バレーボールやバスケットボールが主用途の B アリーナ、各課外活動と各クラブが使用できる多目的ルーム及びトレーニングルームを備えるとともに、エレベーターや「だれでもトイレ」及び車椅子用の観覧席を設置するなど、障がい者への対応にも配慮し、令和 3(2021)年 8 月末の竣工予定で建設している。完成後は、中期計画に基づいて、学修環境の整備をしていく。

図書館では、貴重書室の保存環境整備及び地下書庫保管の貴重資料の選別、補修や装備、デジタル化を行っていく。

〔エビデンス集資料編〕

- 【資料 2-5-1】 学校法人藤村学園危機管理委員会規程
- 【資料 2-5-2】 災害時対応マニュアル
- 【資料 2-5-3】 学校法人藤村学園経理規程
- 【資料 2-5-4】 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 2-5-5】 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程
- 【資料 2-5-6】 図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について
- 【資料 2-5-7】 令和 2 年度第 6 回教授会資料(授業時間割編成方針について)

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1)2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2)2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学内 3 か所とふじ寮に「学生相談箱」を設置し、学生からの相談や要望を把握できるようにしている。学生が悩み事や要望などを備え付けの用紙に記入し、相談箱に投函する。その内容は学生部で把握し、必要に応じて関係各部署への適切な対応を求めている。また、令和 2(2020)年度から外部の 24 時間電話相談サービスを開始し、学生のみならず保護者も、いつでもどこからでも健康相談やメンタルヘルス相談を外部の専門家に電話やメールで相談できる体制を整えた。

学生のより豊かな学修活動を支援するためのオフィスアワーを設けている。専任教員が研究室で対応できる曜日と時間を公表して、学生相談等を受け付けている。平成 30(2018)年度からは、デジタルサイネージ通じて各教育のオフィスアワーの開設日時を学生に周知し、学生の質問・相談等に対応している【資料 2-6-1】。また、学期を通してグループ担任・ゼミ担任が学生とのコミュニケーションを図り、気兼ねなく意見を交わし、学生の意見を汲み上げるように努めている。そのための教育活動経費の一部を補助し、円滑にコミュニケーションをとれるための支援を行っている。

さらに、学修支援のための学生の実態調査として、授業評価アンケート、学生調査アンケート、学習成果測定アンケートを実施し、これらの結果を用いて学生の要望を把握し、分析・検討を行っている。以下に示すアンケートは本学の定める学習成果の評価方法であり「学習成果の測定・評価指標」としている。

1)授業評価アンケート

教育職員の教育意識や指導技術を高め、学生の視点に立った授業内容の展開及び改善を

目的として平成 9(1997)年度から授業評価アンケートを実施している。質問項目は「Ⅰ学生の授業に対する取り組み」、「Ⅱ学生の授業の理解度・習熟度」、「Ⅲ教員の教授法と授業に対する取り組み」、「Ⅳ学習環境について」、「Ⅴ総合評価」、「自由質問」に分類し、率直な意見を把握できるようにしている。学生からの意見(アンケート結果)を、授業担当教員にフィードバックし、授業担当教員は次年度の授業改善に向け、「授業改善報告書」を作成している。さらに授業展開やシラバスの作成に反映され、授業のあり方や、カリキュラム等を見直す材料として用いるほか、教育環境や教授方法の向上を目指すべく情報を共有し、改善を図る手がかりとしている。

本アンケートは前期、後期に各 1 回実施期間を設定し、開講する全授業で実施している。令和 2(2020)年度からは学生の回答負担の軽減と汎用性を考慮し、マークシート方式から Web 方式に実施方法を変更し、アンケート結果の活用促進ができるよう体制を整えた。授業担当教員がより深く学生の声を聞くために、質問項目に各教員が独自に質問を設定できる自由質問を設定している。さらに、令和 2(2020)年度には新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、遠隔授業を取り入れたため、それに関する質問項目を設定し、実態把握に努めた【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】。

令和 2(2020)年度の前期・後期の実施結果を教育の質保証委員会で確認をした。その結果の活用について FD 委員会で検討し、課題の改善に向けた具体的な取り組みを開始する。

## 2)学生調査アンケート

学生の学習環境や生活に関する実態を把握し、今後の学習指導や教育改革に資する基礎データを得ることを目的として平成 29(2017)年度から学生調査アンケートを実施している。質問項目は「入学理由等」、「学生生活」、「課外活動」、「学習」、「悩み・健康」に分類し、学習時間や睡眠時間、1 週間の平均アルバイト時間等の質問をしている。本アンケートは後期のオリエンテーション時に授業評価アンケート同様に Web で実施している。

本アンケート結果は傾向を見るためグラフ化し、さらに GPA(Grade Point Average)や所属クラブなどの学生データと関連付け分析を行い、学生の現状を把握に努めている。本アンケート結果及び分析結果を教育の質保証委員会で確認し、理事会に報告している。教職員へは教授会や課長連絡会で報告し、分析結果を「学習成果の測定・評価指標」と絡めるなどして、学習支援に活用するよう周知している。学生のフィードバックはデジタルサイネージにてアンケート結果を公表している【資料 2-6-5】。

## 3)学習成果測定アンケート(卒業時アンケート含む)

ディプロマ・ポリシーに掲げた 7 細別の能力が身に付いたかを学生が自己点検・評価することを目的として令和元(2019)年度から実施している。質問項目は「大学で学ぶ目的」、「学習環境(施設・設備)」、「学習支援状況」、「学習成果の獲得状況」に分類し、学生の大学での学びに関する状況を把握できるようにしている。本アンケートは学生が 1 年間の振り返りを行うため 3 月に上述したアンケート同様 Web で実施している。

本アンケート結果は学生調査アンケート同様に結果をグラフ化し、教育の質保証委員会で確認し、令和 3(2021)年度の実施に向けて協議した。令和 2(2020)年度の実施結果と大学 2 年～3 年の満足度と学習成果(成長実感)の経年比較した結果を併せて、5 月の教育の質保

証委員会で確認する。さらに関係委員会及び各部署において学生調査アンケート同様、「学習成果の測定・評価指標」と絡めるなどして、学習支援に活用するよう周知している【資料 2-6-6】。

このように、学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させている。

## **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

本学では、全ての学生が個人として尊重され、快適な環境の中での修学を保障するため、平成 22(2010)年 4 月に「ハラスメント防止・排除に関する規程」【資料 2-6-7】を施行、ハラスメントに関する委員会を設置した。平成 23(2011)年 4 月には、「本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン」【資料 2-6-8】を策定して、ハラスメントに対する基本方針等を明示することにより防止、排除に努め、システムを整備し、学生生活の改善を図っている。

ハラスメント相談窓口として、学内には学生等からのハラスメントに関する相談に迅速かつ適切に対応するため学内教職員の中から相談員(9 名)を選任し対応している。令和 3(2021)年 4 月 7 日には、ハラスメントに関する委員会により、ハラスメント相談員を対象に、ハラスメント相談ロールプレイ・デモンストレーション及び演習を実施し、学生等相談者への接し方や守秘義務の徹底等、相談員に求められる適切性や資質の向上を図るために、ハラスメント相談員説明会を開催した。また、学外には、民間企業に委託をして、在学中の学生と保護者を対象とした外部の相談員による相談窓口を設け、ハラスメントに関する相談を電話及び Web により受け付けている。

令和 3(2021)年 4 月には、従来のハラスメント防止・排除マニュアルをより見やすく理解しやすいものとするために、内容を刷新してリーフレット形式とした『ハラスメントに関する相談のご案内』【資料 2-6-9】を刊行した。これには、ハラスメントに対する基本方針、学内のハラスメント対応の流れや前述のハラスメント相談窓口が端的にまとめられており、学生にとって分かりやすい内容となっている。本リーフレットは、前期フレッシュウイーク期間のオリエンテーションで全学生に配付し、その内容は本学ウェブサイトにも掲載し学生へ周知徹底を図っている。

こころのケアに関しては、臨床心理士等の資格を持つ教員や健康管理センターの臨床心理士のメンタル相談など、学生のニーズに応じた相談体制を整えている【資料 2-6-10】。

身体的な健康相談に関しては、「健康上配慮を要する学生」のリストを作成し、年度初めに個別の健康相談を学校医が実施している【資料 2-6-11】。その結果は、本人の承諾を得た学生については、教授会で共通理解している。

本学在学生の保護者により組織された「後援会」は、都道府県を単位としてほぼ全国に支部が設置されている。後援会の各支部では、毎年 1 回「保護者懇談会」が開催されており、大学から専任教員が出席し、保護者との個別面談を行い、意見交換を行っている。

保護者との個別面談にあたり、事前に担当教授が学生と面接を行い、学業成績、クラブ

活動、生活面など、具体的な学生生活状況を把握した上で当日の個別面談に臨むなど、個々の学生ごとにきめ細かく実効性の高い対応を行っている。また、保護者懇談会の当日に保護者からの意見や要望のうち、その場での対応が困難なものや大学運営全体に関わるものについては「処理票」に記入した上で、大学に持ち帰り、内容に応じた担当部署から保護者に対する回答など、迅速かつ確実な対応を行っている。

学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述の学生相談箱に投函された要望について、必要に応じて関係各部署への適切な対応を求めることとしている。

教育活動や学生支援、施設設備等に対する満足度、本学での学修状況を把握するための、「学習成果測定アンケート」、「学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)」、「学生調査アンケート」の実施結果を教育の質保証委員会に報告している。令和元(2019)年度に実施した学習成果測定アンケートの教育環境(施設・設備)の満足度調査の結果について、教育の質保証委員会で検証を行った。学生の教育環境向上に資するため、学内無線 LAN の整備・拡充について理事会へ提案し、キャンパス内全域での無線 LAN の利用を可能とした。このことにより、新型コロナウイルス感染症の状況下で遠隔授業を実施することになった令和2(2020)年度においてもインターネット環境を担保し、大きな支障はなく授業を実施している。

また、体育大学ならではの専門実技授業展開のための施設をさらに充実させるために、120周年記念事業として「藤村スポーツセンター」を建設中である。令和3(2021)年8月竣工予定であり、新体操競技専門アリーナや多用途に使えるアリーナがある。

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生の意見や要望をくみ上げるシステムとして、各種アンケートを実施している。学生の意見・要望の変化を的確に把握しながら、その変化に対してより迅速に対応し、有効な支援が行えるように、状況に即した質問項目の見直しや回答率を上げることを検討していく。また、アンケート結果や分析結果は学内だけでなく、学外にも公表し、学習実態を可視化し、体育大学としての独自性を打ち出していく。

学習成果測定アンケートと学生調査アンケート結果から、学内無線 LAN の環境が脆弱と指摘され、学生の要望を教育の質保証委員会で審議し対応した。今後も学生の声に耳を傾けながら、より良い学生生活を送れるよう、更なる整備と充実を図るとともに、学生の意見・要望を聴取する仕組みの定着化を図っていく。

学生の意見・要望の把握について、上記のアンケート調査以外にも、学生相談箱やオフィスアワーをはじめグループ担任やゼミ担任から学生の意見・要望をくみ上げる仕組みがある。さらには後援会の保護者懇談会での保護者からの意見・要望に対応するシステムや学

内外の専門家による相談体制等が整備されている。これらに対処する部局を有機的に連携し学内での情報把握や対応策の実質化を図り、今まで以上に相談、意見・要望を出しやすい環境整備を進めていく。

#### 〔エビデンス集資料編〕

- 【資料 2-6-1】 令和 3 年度前期オフィスアワー 【資料 2-2-8】 と同じ
- 【資料 2-6-2】 授業評価アンケート実施要項
- 【資料 2-6-3】 令和 2 年度授業評価アンケート質問項目
- 【資料 2-6-4】 令和元年度授業改善報告書
- 【資料 2-6-5】 令和 2 年度学生調査アンケートの実施報告について
- 【資料 2-6-6】 学習成果測定アンケート実施報告
- 【資料 2-6-7】 ハラスメント防止・排除に関する規程
- 【資料 2-6-8】 本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン
- 【資料 2-6-9】 ハラスメントに関する相談のご案内
- 【資料 2-6-10】 健康管理センターご案内(パンフレット) 【資料 2-4-11 と同じ】
- 【資料 2-6-11】 「健康上配慮を要する学生」のリスト

#### 〔基準 2 の自己評価〕

本学では毎年、アドミッション・ポリシーを検証しており、求める学生像を明確に表し、進学説明会や学生募集のための高校訪問、オープンキャンパス等で確実に周知を行っている。

入学者受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき受験生の特性に配慮し、自分に合った受験ができるよう多岐にわたる選抜区分を設定している。選抜結果の評価は、選抜区分ごとに設定し、当日の試験のほかに事前に提出された出願書類、調査書、エントリーシート等を評価対象とし、多面的・総合的な評価を実施している。

入学定員は平成 29(2017)年度に 300 名から 340 名とし、入学定員を遵守している。令和 2(2020)年度の受験生は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、東京にある本学では減少した。今後さらなる 18 歳人口の減少、社会情勢の変化に対応するため、令和 2(2020)年度末に「学生募集対策プロジェクト」を発足し、本学の教員が大学の魅力を伝えるべく積極的に高校訪問を行うようにした。また、平成 31(2019)年 4 月から事務職員の入試相談専門スタッフ(令和元(2019)年度 11 名、令和 2(2020)年度 10 名)が各地で実施される進学説明会や高校訪問、オープンキャンパス等で入試相談、広報活動を行っており、学生募集活動に尽力している。

教員と事務職員の協働については、毎年度策定している事業計画の重点事業として、「教育内容等の改善充実」を掲げ、本学の今後のあり方を踏まえた教育の質保証、カリキュラムの検証と体系化の検討及び FD 活動の充実を計画し、学生意識調査の実施、IR の推進、カリキュラムの検証や FD 活動の取り組みを教職員が協働して行うこととしている。

また、教務補佐員やスチューデントアシスタントを配置して、授業の補助業務を行い、授業の質の向上に向けた学修支援を行っている。

中途退学、休学及び留年への対応として、授業担当教員のから「欠席の多い学生に関する

調査票」の提出を求め、学生課、教務課の連携によりグループ担任、ゼミ担任に情報提供を行っている。その結果、早期に学生指導に当たることができ、学修だけでなく学生生活の悩み等に対応して、休学や退学にならないよう相談・指導ができています。

1年次の必修科目として、「キャリアデザイン」を開講し、大学での人材養成から社会へのつながりを考えたキャリア支援に取り組んでいる。ここでは卒業後のライフデザインを考えさせ、在学中に取得できる資格やインターンシップ等の実践的な授業を行っている。

学修支援に関するアセスメントは、授業評価アンケート及び学生調査アンケートの2つの調査を行っている。その結果を関連部署で分析・検討を行い、教育の質保証委員会に報告し、対策を協議している。その分析結果は学内で共有し、適切に学生の意見、要望を把握・分析する仕組みを整えている。

以上のことから、基準2を満たしている。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1)3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

###### (2)3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、昭和37(1962)年から令和2(2020)年度まで創設当時の教育目的を継承してきたが【資料3-1-1】、半世紀以上の時代の変化から、教育目的の文言を新たな時代に向けて、令和3(2021)年度に学則第1条である教育目的を変更することとした。「本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めた。この変更によって、すでに公表しているディプロマ・ポリシー【表3-①】の趣旨がより分かりやすく、整合性が得られるようになった。また、「期待される学習の成果(身につける)知識、技能、態度・志向性」を細かく分類し明確な成果を求めるものとして策定できた。

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえ、学則第8章卒業及び学位授与、第31条(卒業認定)及び第31の2(学位の授与)に則り、学修成果として3大別7細別の能力を身に付けることにより、卒業を認定し、学位を授与している。

1-2-④でも述べたが、令和元(2019)年度に平成28(2016)年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会が示した「ガイドライン」に沿って、三つのポリシーの見直しを行った。令和2(2020)年度施行のディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイト【資料3-1-2】、『大学案内2022』【資料3-1-3】、『Campus Guide2021(学生便覧)』【資料3-1-4】、『2021履修



ナビ』【資料 3-1-5】に掲載している。また、デジタルサイネージやポスターでディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーを学内に掲示し、学生・教職員またステークホルダーへの周知を図っている。

【表 3-① ディプロマ・ポリシー】

教育目標をかかげ、4年間の学修を通して教育課程を修了して所定の単位数を修得し、以下に定める能力を身につけた学生に対して、「学士(体育学)」の学位を授与します。

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕

- 1.豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
- 2.体育学の内容を理解し実践できる能力を有している。
- 3.専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。

〔実践的に必要な思考力・判断力・表現力〕

- 4.自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
- 5.多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。

〔社会との関わり・関心・意欲〕

- 6.社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
- 7.体育・スポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

単位認定基準は学則第 7 章課程の履修及び単位の授与及び、「授業科目の履修等に関する内規」に明記している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定には、本学で修得する学則第 28 条(単位の授与)のほか、学則第 29 条(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)、第 29 条の 2(大学以外の教育施設等における学修)及び第 29 条(入学前既修得単位の認定)においても定めている【資料 3-1-6】。

本学は同一法人内で併設している短期大学保健体育学科と児童教育学科からの編入学生を受け入れている。編入した学生の既修得単位数の認定に当たっては、「編入学生の単位認定に関する内規」【資料 3-1-7】に定めている。その多くの学生は、中学校・高等学校教諭一種免許状の取得を希望しているため、認定科目については教職課程認定にも配慮して、教務委員会で協議している。その場合の成績評価表示は「認」である。

本学は体育大学という特性から特に進級基準を設けていない。その理由は怪我などによる入院治療やリハビリ期間等により、複数の実技科目の受講に支障が出るという実情を考慮しているからである。このような特殊な事情を抱える学生には、成績評価基準とは別に、授業担当教員がその科目の成績評価を翌年度に繰り越すことができる「保留」の扱いをしている。ただし、「保留」は必ず単位修得ができるわけではなく、学修状況により各授業担当教員により判断されるものである【資料3-1-8】。

卒業認定基準は学則第8章卒業及び学位授与及び「卒業認定に関する内規」【資料3-1-9】に明記している。学則第31条では本学に4年、編入学の場合は2年在学し、所定の124単位

を修得した者には、教授会の協議の上、学長が卒業を認定している。本学の「東京女子体育大学学位規程」【資料3-1-10】により「学士(体育学)」の学位を授与している。

学則は『Campus Guide 2021(学生便覧)』【資料 3-1-4】に掲載しており、成績評価基準等の詳細は『2021 履修ナビ』【資料 3-1-5】、『教務案内 2021』【資料 3-1-11】に明記している。『2021 履修ナビ』には卒業に必要な授業科目と最低修得単位数を示して周知を図っている。授業科目ごとの成績評価の方法・基準はシラバスに明記している【資料 3-1-12】。シラバスや『2021 履修ナビ』は、本学ウェブサイト公表している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定には授業科目ごとの学習内容・学習時間等が基本となるため、毎年度シラバスを見直し公表している。シラバスには、科目名をはじめ、科目ナンバリング、授業の概要、授業の到達目標(DP で目指す資質・能力)、授業計画、評価方法・基準、教科書・参考書、事前・事後学習及び学習時間等を記載している。授業科目の授業形態(講義・演習・実技・実習)により単位認定に必要な学習時間が異なり、授業内学習と事前・事後学習の両方の学習について、授業ガイダンスやシラバス等で周知している。

シラバスは教務委員会のシラバス部会によるチェックを行っている。シラバス部会は教員だけでなく事務職員も参画し、適切に運営しており、記載内容に課題がある場合は授業担当教員に修正を依頼している。シラバスは、本学ウェブサイトより検索し、UNIVERSAL PASSPORT を介して閲覧することができる。

単位制度の実質化を図るため、令和元(2019)年度より履修登録単位数の上限を定めている。Semester制のため学期ごとに 23 単位、年間 46 単位を上限としている。

成績評価の厳格化を図るため、平成 28(2016)年度入学生から GPA(Grade Point Average)を導入している。GPA は当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期 GPA」と、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての「累積 GPA」の 2 種類の指標を用いている。GPA による進級基準や卒業認定基準の制度は設けていないが、GPA 値を算出することにより、学年別成績分布状況や取得単位数との関係を把握している。個人の学年順位や成績分布状況を把握することもできるため、成績の不振な学生に対する個別の学修指導や、奨学制度の学生の学修活動の指標とするなど、優秀学生の奨学生選考基準の目安としている【資料 3-1-13】。

また、履修科目の成績評価は、学修到達度を確認しながら行う授業内試験と授業終了後に行う期末試験により実施され、試験の成績、提出物、平素の学修状況等を総合的に判断し評価している。

各授業科目の成績評価は、90 点以上を秀、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可、60 点未満を不可としている。60 点以上を合格とし、60 点未満を不合格としている。このほか、履修途中で取消しの所定の手続きをしなかった場合は「対象外」とし、怪我等による特別な事由により評価できない場合は 1 年間の単位認定猶予期間を設け、「保留」としている。

卒業認定には、教務委員会が学修状況や単位修得状況を事前協議し原案を作成して、教授会(卒業認定会議)に諮っている【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】。協議結果を基に学長が

卒業を認定し、「東京女子体育大学学位規程」に定める学位を授与している。

### (3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

近年、各大学では成績評価の厳格化から GPA 制度を導入し、進級判定・卒業判定・退学勧告等の基準として活用し、学生自身の学修成果を把握するために用いられている。本学は体育大学ならではの特性として、怪我などによる入院治療やリハビリ期間によって長期間授業に参加できないことがある。また、このような場合、履修している実技授業全てにおいて長期間の欠席・見学となることが多く、その点を考慮して進級判定を行っていない。長期に欠席・見学した学生については実技授業を行っていないため、「保留」とし、怪我が治癒した段階で実技課題等を実施し評価をすることになる。このようなアクシデントは学年を問わず生じることであり、本学では在学中の 4 年間で単位を修得することとしている。また、怪我により専門活動を断念するような場合もあり、1・2 年次の学びから 3 年次の専攻コースやゼミナールを学ぶ上で課題は残されている。進級基準の検討を進めるにしても、このような体育大学の特性を考慮した上で、対象科目を限定するなど、慎重に検討していく。

本学の在学期間は、学則第 38 条で 6 か年以内としているが、併設短期大学等からの編入生を受け入れているため、学修の多様化や留年後の学びの期間を考慮し、進級基準の検討と同時に在学期間についても検討を進めていく。

成績評価の厳格化を推進するための組織的な取り組みはまだ始まったばかりである。今後教育の質保証委員会で成績評価の厳格化に向けて議論を重ね、課題を解決していく。

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-1-1】百周年記念誌 p.118

【資料 3-1-2】本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」  
【資料 F-13】と同じ

【資料 3-1-3】大学案内 2022 【資料 F-2】と同じ

【資料 3-1-4】Campus Guide 2021(学生便覧) p.3、pp.59-63 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-5】2021 履修ナビ pp.1-2、pp.10-11、p.18 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-6】東京女子体育大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-7】編入学者の単位認定に関する内規

【資料 3-1-8】授業科目の履修等に関する内規

【資料 3-1-9】卒業認定に関する内規

【資料 3-1-10】東京女子体育大学学位規程

【資料 3-1-11】教務案内 2021 p.8 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-12】シラバス 2021 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-13】GPA 制度に関する実施要項

【資料 3-1-14】令和 2 年度第 7 回臨時教授会資料(卒業認定(案)について)

【資料 3-1-15】令和 2 年度第 8 回臨時教授会資料(卒業追加認定(案)について)

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 26(2014)年度に三つのポリシーを策定し公表したが、令和元(2019)年度に見直しを行い、新たなカリキュラム・ポリシー【表 3-②】が策定され、令和 2(2020)年 4 月から適用している。

#### 【表 3-② カリキュラム・ポリシー】

##### [カリキュラムの編成と教育内容]

4 年間の学習を通して教育目標を達成するための、教養科目、基礎科目及び体育の専門科目で編成します。専門科目は、3 つの専攻コース(体育学、コーチング学、スポーツ健康学)別の科目と共通の科目で編成します。

それぞれの教育内容は次のとおりです。

##### ○教養科目

本学の基本理念及び歴史と伝統、国語、外国語等豊かな教養の基盤を養います。

##### ○基礎科目

体育・スポーツの基礎理論と基礎実技を学び、各専門領域の導入を図ります。

##### ○専門科目

身体教育及び健康教育のあり方やスポーツの文化的な価値や意義に関し、理論と実技の両面から専門的に学びます。

##### ○ゼミナール・卒業研究

3 年次からは、少人数のゼミナールにより、担当教員の指導のもと、研究方法を学び、意欲的に研究活動に取り組み研究発表を行います。

##### [教育方法]

講義、演習、実技、実習等を複合的に行います。また、学生同士が教え合い相互に学び合う協同学習を授業形態に取り入れています。

##### [学修成果の評価方法]

科目ごとに、シラバス(授業計画書)に明示した評価の方法により、試験(筆記、実技等)、レポート等で行います。

カリキュラム・ポリシーは、本学ウェブサイト公表するとともに【資料 3-2-1】、『大学案内 2022』【資料 3-2-2】、『2021 履修ナビ』【資料 3-2-3】にも記載し周知を図っている。

教育目的を踏まえた、女子体育指導者の養成と社会に貢献できる人材の育成を目的とするカリキュラム・ポリシーは、教養科目、基礎科目及び体育の専門科目で編成している。3年次からは専攻別コースに分かれ、ゼミナールも3分野から選択し専門的な研究につなげている。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程は、学則第6章第21条から第24条及び別表1(専門に関する科目)・別表2(教養科目)・別表3(教職に関する科目)に定めている【資料 3-2-4】。この平成27(2015)年度改定カリキュラムは、平成24(2012)年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」の答申や参照基準を受けての改定である。

平成27(2015)年度改定カリキュラムは、改定後もゼミナールの履修区分や卒業研究の取扱い等の見直しが行われたが、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。ディプロマ・ポリシーで示されている学修成果の身に付ける能力は、カリキュラム・ポリシーにより編成された教育課程の学修による積み重ねであり、一貫性はとれている。この繋がりを分かり易く示したものがカリキュラムマップである【資料 3-2-5】。各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明確に示し、シラバスには授業科目ごとに「主として関連する DP」、「授業の到達目標(DP で目指す資質・能力)」を記載している。

教養科目の「藤村トヨの教育」は、建学の精神と藤村トヨの教育実践の科目であり、本学の基本理念や目的について知ることができる。歴史と伝統の継承と発展させる能力を身に付け、学びの態度、学生間の相互理解や親和性を深め、豊かな人間性を育むディプロマ・ポリシーの根底である。ディプロマ・ポリシー1「豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。」に対応している。

また、人文・社会・自然・芸術・語学の教養分野に加え、「情報リテラシー」、「ボランティア理論」、「ボランティア実習」、「インターンシップ」等の科目も専門科目への接続科目である。ディプロマ・ポリシー3「専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。」に対応している。

基礎科目の基礎理論5科目と基礎実技16科目は必修科目である。また、選択理論・実習科目を配置して自ら選択できるようになっている。ディプロマ・ポリシー2「体育学の内容を理解し実践できる能力を有している。」、ディプロマ・ポリシー3「専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。」に対応している。

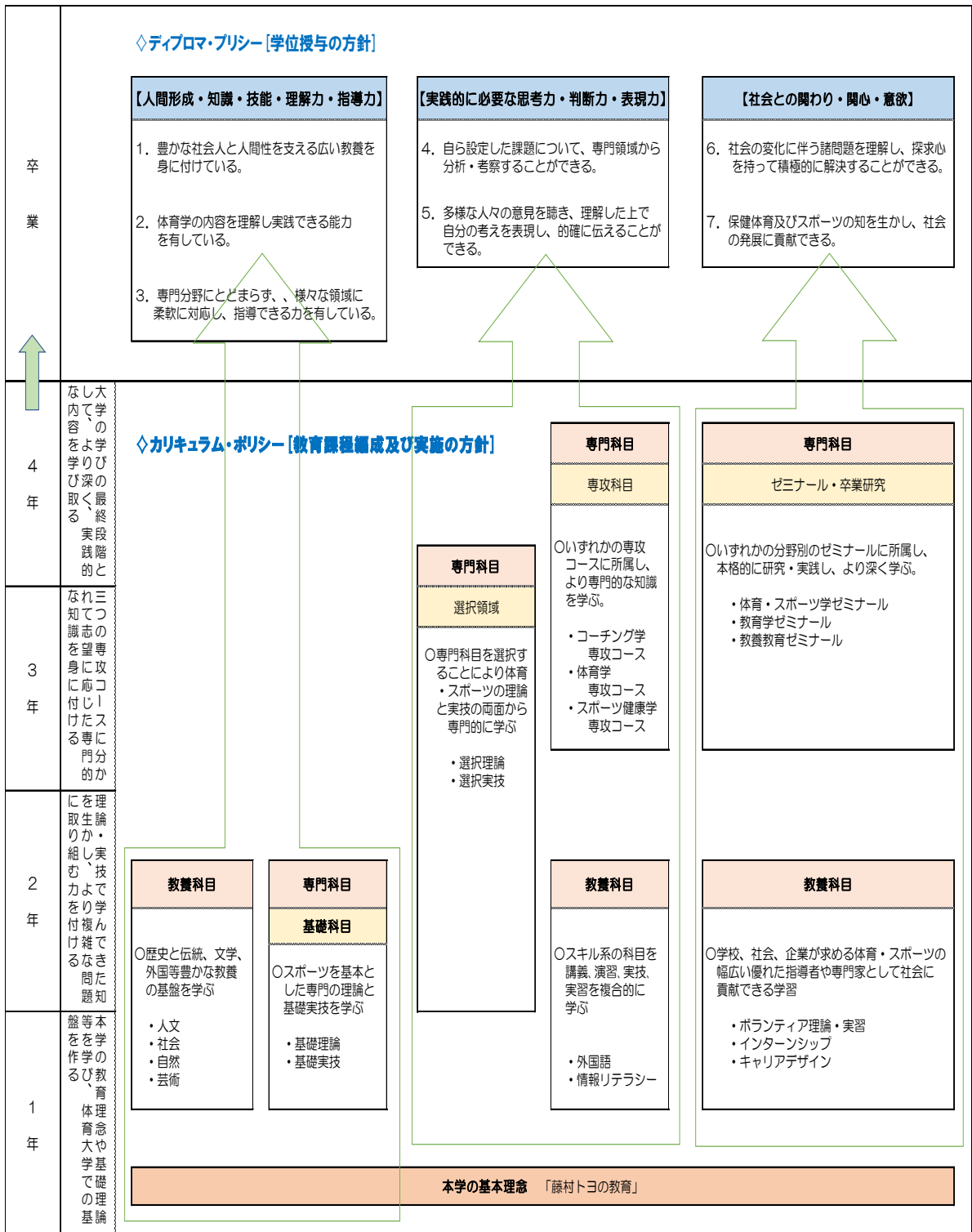
専門科目の3年次から学ぶ専攻コースの専攻理論と専攻実習は、志望に応じた専門的な知識をつけ、実践的に必要な思考力・判断力・表現力を身に付ける。ディプロマ・ポリシー4「自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。」、ディプロマ・ポリシー5「多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。」に対応している。

ゼミナール・卒業研究は、「体育・スポーツゼミナール」、「教育学ゼミナール」、「教養教育

ゼミナール」の何れかの分野に所属し、学びの最終段階として、より深く、実践的な内容を学び、社会との関わり・関心・意欲を身に付ける。ディプロマ・ポリシー6「社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。」、ディプロマ・ポリシー7「体育・スポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。」に対応している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関係は次のとおりである【表 3-③】。

【表 3-③ ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係図】



**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

本学のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成については以下のとおりである。

## 1)カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成・実施

本学の教育課程は学則別表 1(専門に関する科目)、別表 2(教養科目)、別表 3(教職に関する科目)に配置されており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

『2021 履修ナビ』には履修体系を示し学生に周知している。

また、『大学案内 2022』にもカリキュラムを掲載して、学びの構造がわかるよう公表しており 1 年次から 4 年次までの学びの構造は次のとおりである【表 3-④】。

**【表 3-④ 1 年次から 4 年次までの学びの構造】**

- ・1 年次は本学の教育理念や基礎理論等を学び、体育大学での基盤を作る。
- ・2 年次は理論・実技で学んできた知を生かし、より複雑な問題に取り組む力をつける。
- ・3 年次は専攻コースに分かれて、志望に応じたより専門的な知識をつける。
- ・4 年次は大学の学びの最終段階として、より深く、実践的な内容を学びとる。

1 年次と 2 年次に配置している教養科目は、「導入科目」、「教養科目」、「語学科目」で編成しており、社会性と人間性を支える広い教養を学ぶ。基礎科目は「専門科目の基礎理論科目」と「基礎実技科目」及び「選択領域理論・実習科目」で編成している。

3 年次には専門科目の「専攻理論科目」と「専攻実習科目」を「コーチング学専攻コース」、「体育学専攻コース」、「スポーツ健康学専攻コース」ごとに編成している。また、専攻科目は「選択領域理論・実習科目」も 3 年次に配置しており、幅広く学ぶことができる。

実技科目の授業においては、1・2 年次の目標「基礎技能の習得」と、3・4 年次の目標「教えるための能力を身に付ける」とでは目標が異なるため、授業担当教員は共通認識をもって各種目の授業を展開している。

3 年次と 4 年次に配置しているゼミナール・卒業研究は分野ごとに区分し、学生は「体育・スポーツ学ゼミナール」、「教育学ゼミナール」、「教養教育ゼミナール」の何れかに所属して、より深く学びたいことを本格的に研究・実践している。

全ての授業科目には内容に応じた科目ナンバリングを設定し、体系的な学修プロセスを示している【資料 3-2-6】。

## 2)シラバスの適切な整備

カリキュラム・ポリシーにおける「学修成果の評価方法」を明確に示すため、シラバスの適切な整備に努めている。

教務委員会のシラバス部会により、毎年シラバス作成要領を検討し、授業担当教員に周知している【資料 3-2-7】。記載内容は、科目名をはじめ、科目ナンバリング、授業の概要、授業の到達目標(DP で目指す資質・能力)、授業計画、評価方法・基準、教科書・参考書、事前・事後学習及び学習時間等を記載している。

また、シラバス部会は、シラバスの第三者チェックスケジュールに沿って確認し、記載内容に課題がある場合は授業担当教員に修正を依頼し、授業ガイダンス開始前に UNIVERSAL PASSPORT で公開し、本学ウェブサイトからも閲覧することができる。

### 3)履修登録単位数の上限と単位制度の実質化

履修登録単位数の上限については、「授業科目の履修に関する内規」第2条の2に定めて、平成31(2019)年入学生から適用している【資料3-2-8】。履修登録できる単位数は、1年間で46単位、かつ1学期間で23単位を上限としている。ただし、教務委員会で審議し、学長が特に必要と認める学生については、1学期間の履修単位数の上限を別に定め、転入学または編入学の学生にも配慮している。

単位制度の実質化を図るため、シラバス、セメスター制、履修登録単位数の上限、GPAなどを導入している。GPAは、平成28(2016)年度入学生から適用しており、学修成果を確認している。シラバスには単位に合った授業計画と授業時間(授業内の学習と事前・事後学習)を明記し周知している。シラバスのとおりに授業が実施されているかは、授業アンケートにより把握し、実際の学習時間などについては、学生調査アンケートを実施している。

## 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、教育理念である「体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成する」ことを基に、豊かな社会性と人間性を支える広い教養と、様々な領域に対応できる力を有することに考慮して、内容と実施体制を確立している。

平成27(2015)年度改定カリキュラム編成における教養科目の基本的考え方は、4年次までバランスよく配置し、3年次以降にも社会人としての教養を学ばせるものである。現状は1・2年次に配置しているが3年次以降も履修できる体制をとっている。

教育理念及び歴史と伝統を学ぶ「藤村トヨの教育」、日本語の言語表現に関する知識・技能を身に付ける「国語基礎講座」、自分の生き方や職業について目的意識をもって充実した学生生活を送ろうとする意欲と行動力を育成する「キャリアデザイン」は、導入教育に位置づけられ必修科目としている。これらの教養教育は、単なる教養的な知識の獲得ではなく、新しい時代を生きるための教養として展開されている。社会との関わりの中で自己を位置づける「キャリア教育」や建学の精神から本学の教育理念を学び、主体性のある人間としての志をもち、行動できる力などを育む「藤村トヨの教育」がある。これらの学びを生きた教養とするための「国語基礎講座」を展開している。さらに、多様化する情報化社会における諸問題に立ち向かう力を養う「情報リテラシー」や、社会の一員として貢献する力を養う「ボランティア理論」、「ボランティア実習」、「インターンシップ」等の科目も配置している。

また、語学科目として、自分の考えを表現し的確に伝えるコミュニケーション能力を養うため、英語、ドイツ語、フランス語の「外国語コミュニケーション」を開講し、オーストラリアの一般家庭にホームステイをしながら、英語の実践力や異文化の理解を図る「海外英語・文化講座」も開講している。これらの教養科目の学びは適切に実施され専門科目の学修成果へつなげている。



### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育課程には実技、演習科目が多く、カリキュラム・ポリシーに示す「教育方法」の授業展開は、講義、演習、実技、実習等を複合的に行っている。そのため、学生同士が教え合い相互に学び合う協同学習の授業形態を多く取り入れている。

シラバスの「授業方法・形態」欄に詳細の記述を求め、アクティブ・ラーニング等の手法を用いた授業展開の改善を図っている。しかし、令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)防止のため遠隔授業を併用したことで、ディスカッションやグループワークなどは十分に行えていない。一方で、遠隔授業の実施は ICT を活用したプレゼンテーションや課題解決学習が増え、情報ツールを使った工夫・開発により、新たに効果的な教授法の一つとして見えてきた。新型コロナウイルス感染症対策として、「遠隔授業における基本方針」【資料 3-2-9】のほか、「体育実技に関するガイドライン」【資料 3-2-10】を教務委員会で策定した。特に体育大学の専門実技授業は遠隔授業で全て対応することは難しく、ガイドラインに沿って面接授業を展開した。通学に不安があり大学に来られない学生については、随時個別に補習を行い、学修機会を保証した。また、講義授業も教室収容人数の 1/3 程度として教室を変更したことによって、感染症防止に努めながら多くの授業で面接授業を実施した。

体育大学の特性である実技授業ではグループワークを取り入れ、学生相互に協力し、教え合い学び合いながら技術の獲得や指導力の向上につなげている。実技科目における聴覚に障がいのある学生の対応については、ノートテイクを配置しないで、学生同士の教え合い学び合う姿勢で実施し教育効果を上げている。

教授方法の改善については、FD 委員会において FD 委員会規程に則り、教育及び研究の改善への取り組みや教員研修の企画、運営等を行っている。本学の FD 活動については 4-2-②で詳述するが、新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2(2020)年度の前期は遠隔授業と面接授業を併用し授業を展開してきた。後期授業においてもこのような対応を強いられることが予想され、より質の高い授業を展開する必要がある、遠隔授業の充実を目指し、FD 研修会を開催した。研修を充実したものにするため、教員全員に「遠隔授業に関する調査」を同年 7 月実施し、調査結果により、教員一人ひとりの遠隔授業の取り組み状況が分かり、授業での使用ツールについてさらに調査が必要となり、「前期遠隔授業に関する調査」を同年 8 月実施した。これらのアンケート結果は、引き続き FD 委員会において検証しており、授業の改善・充実に組織的に取り組んでいる。

#### (3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

現在施行中の平成 27(2015)年度改定カリキュラムは、平成 23(2011)年度の教育改革プロジェクト「カリキュラム編成における基本的な考え方」を基に編成されたものである。施行されてから 6 年が経過している中、令和 2(2020)年度ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。

今後、新高等学校学習指導要領で学ぶ、令和 7(2025)年度入学生への教育の展開を視野に、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を一層高めるため新たなカリキュラム編成を行う。令和 7(2025)年度に向けたカリキュラムの編成については、令和 3(2021)年

1 月教育の質保証委員会で審議され、2 月教授会で決定した。中期計画の教学マネジメントに沿って、令和 3(2021)年秋に基本方針を決定する予定である。その方針に基づき、平成 27(2015)年度カリキュラムの問題点を改善し、特に社会の要請に応えられるよう教養科目、専門科目の策定、専攻コース、ゼミナールなどについて検討していく。

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-2-1】 本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3 つのポリシー)」

【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-2】 大学案内 2022 【資料 F-2】と同じ

【資料 3-2-3】 2021 履修ナビ 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-4】 東京女子体育大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-2-5】 令和元年度第 5 回臨時教授会資料(カリキュラムマップについて)

【資料 3-2-6】 令和元年度第 10 回教授会資料(ナンバリングコードについて)

【資料 3-2-7】 令和 2 年度第 8 回教授会資料(シラバス作成要領について)

【資料 3-2-8】 授業科目の履修等に関する内規 【資料 3-1-8 と同じ】

【資料 3-2-9】 遠隔授業における基本方針

【資料 3-2-10】 体育実技に関するガイドライン

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1)3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき、学習成果を定めている。具体的には、大学の 4 年間を通して、学生が修得すべき学力や資質の学修成果は、学則第 6 章教育課程及び第 7 章課程の履修及び単位の授与に定めている。また、ディプロマ・ポリシーでは、学修成果として 3 大別【表 3-⑤】、7 細別【表 3-⑥】の能力の獲得を求めている。

令和 2 年(2020)年度、教育の質保証委員会を中心に学習成果の可視化となる「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」を策定した。三つのポリシーに基づき、学習成果を評価する方法として、身につけるべき能力の修得状況を機関レベル、学位プログラムレベル(学部・学科)、科目レベル(授業)の 3 段階で評価する基準を定め、「学習成果を評価するための評価方針」として学内外に公表している。さらに「学習成果を評価するための評価方針」に基づく「学習成果の測定・評価指標」【表 3-⑦】及び評価方法を「アセスメント・マップ」【表 3-⑧】で示している【資料 3-3-1】。学修成果の点検・評価方法の運用については、令和 3(2021)年度から「アセスメント年次進行表」【表 3-⑨】【資料 3-3-2】に沿って、各部署で検証を行い、課題を抽出し、教育の質保証委員会で点検・評価する体制を整えた。

【表 3-⑤ 3 大別】

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕
〔実践に必要な思考力・判断力・表現力〕
〔社会との関わり・関心・意欲〕

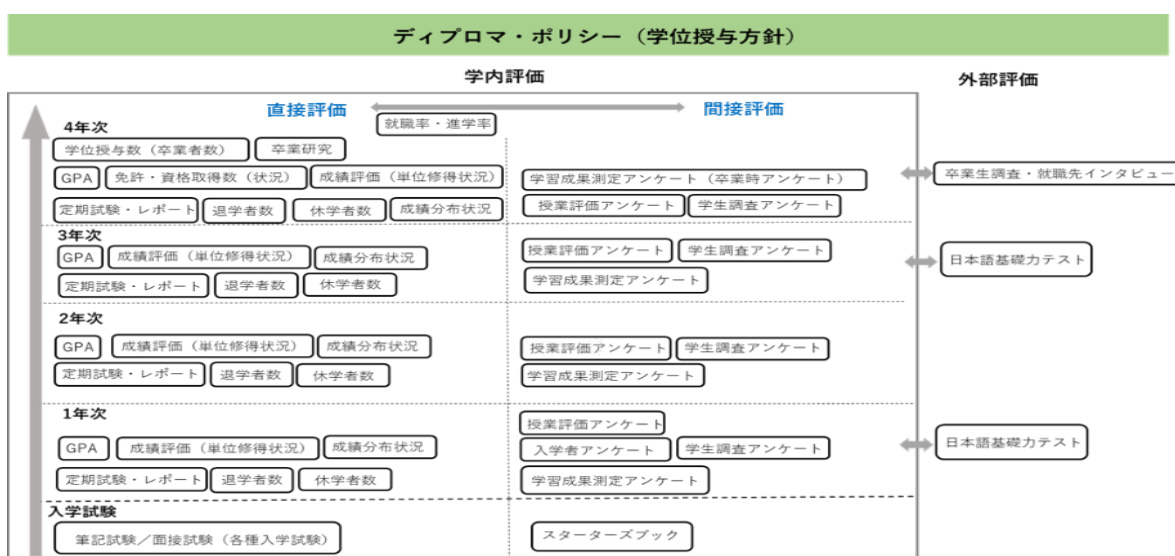
【表 3-⑥ 7 細別】

- 1.豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
- 2.体育学の内容を理解し実践できる能力を有している。
- 3.専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。
- 4.自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
- 5.多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。
- 6.社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
- 7.体育・スポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。

【表 3-⑦ 学習成果の測定・評価指標】

	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル (大学全体レベル)	・各種入学試験	・退学者数 ・休学者数 ・学生調査アンケート	・学位授与数(卒業生数) ・就職率、進学率 ・免許・資格取得数(状況) ・学習成果測定アンケート (卒業時アンケート) ・卒業生調査 ・就職先インタビュー
教育課程レベル (学科レベル)	・スターターズブック ・入学者アンケート	・成績評価(単位修得状況) ・GPA ・学習成果測定アンケート ・日本語基礎力テスト	・卒業研究
授業科目レベル		・定期試験・レポート ・成績分布状況 ・授業評価アンケート	

【表 3-⑧ アセスメント・マップ】



【表 3-⑨ アセスメント年次進行表】

レベル	評価指標	関連部署	令和2年度		令和3年度												令和4年度											
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機関レベル	入学試験	入試			●	●	◆	◆	■		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	退学率	教務・学生・入試			★	●	◆	■											★	●	◆	■						
	休学率	教務・学生・入試			★	●	◆	■												★	●	◆	■					
	学生調査アンケート	企画								★				●	◆	■				★					●	◆	■	
	学位授与数	教務・学生・入試	★	●		◆	■													★	●	◆	■					★
	就職率・進学率	キャリア	★	●	◆		■		◆			■								★	●	◆	■					★
	免許・資格取得状況	教職・キャリア	★	●	◆		■		◆			■								★	●	◆	■					★
	学習成果測定アンケート(卒業時)	企画		★	●	◆	■				■									★	●	◆	■					★
	卒業生調査	企画・キャリア				★	●	◆	■												★	●	◆	■				
	就職先インタビュー	キャリア		★	●	◆	■				■									★	●	◆	■					★
学科レベル	スポーツブック	FD・総務		★	●	◆	■			■									★	●	◆	■						★
	入学者アンケート	広報				★	●	◆	■											★	●	◆	■					
	体力テスト(短大のみ)	女子研		★				●				◆	■						★				●		◆	■		
	成績評価(単位取得状況)	教務	★	●	◆	■				★	●	◆	■							★	●	◆	■					★
	GPA	教務	★	●	◆	■				★	●	◆	■							★	●	◆	■					★
	学習成果測定アンケート	企画		★	●	◆	■			■										★	●	◆	■					★
	日本語基礎力テスト	企画			★	●	◆	■		■										★	●	◆	■					■
	卒業研究	教務	★	●		◆	■							★	●	◆	■								★	●	◆	■
授業科目レベル	定期試験・レポート	教務			◆	■			★	●					★	●			◆	■		★	●				★	
	成績分布状況	教務			◆	■				★	●					★			◆	■		★	●				★	
	授業評価アンケート	FD・企画	★	●	◆	■	★	●	◆	■	★	●	◆	■				★	●	◆	■		★	●	◆	■	★	
シラバス	シラバス部会・教務		●		◆	■				◆			★										◆			★	●	

【PDCA】

- ★ 実施 (D)
- 部署・委員会 検証 (C) (各部署において改善課題の抽出)
- ◆ 教育の質保証委員会の検証 (C)
- 各部署で改善(案)構築・策定 (A,P)
- 教育の質保証委員会で改善策の決定⇒教育の質保証委員会において各部署へ改善措置を指示⇒教授会・理事会提案⇒次年度の計画へ反映、改善

学生の学修状況は、個人の取得単位数、GPA、学位授与等で把握し、累積 GPA の分布状況や学位取得率等は、さらに学部全体の経年変化を把握することができる。また、入学までに身に付けるべき能力を把握するため「日本語基礎力テスト」を令和 2(2020)年度から 1 年次に実施している。テストの結果を教育の質保証委員会で検証し、令和 4(2022)年度には 3 年次にも同様のテストを行い、経年で学修成果を把握することとした。さらに、学力保証の充実のため、テストの結果はグループ担任にも共有している。

教育職員免許状資格取得に伴うサポート及び指導による学修成果は、例年の教育職員免許状資格取得者数【表 3-⑩】や公立学校教育職員採用試験合格者数等【表 3-⑪】の実績を基に教職委員会で点検・評価し対策を教育の質保証委員会に報告している。

【表 3-⑩】

教育職員免許状資格取得者数  
(東京都教育職員免許状資格一括申請者)  
(単位：人)

	大 学		
	卒業生数	中学校1種(保健体育) 高等学校1種(保健体育)	取得率 (%)
平成 23 年度	354	303	85.6%
平成 24 年度	299	229	76.6%
平成 25 年度	343	270	78.7%
平成 26 年度	309	243	78.6%
平成 27 年度	352	269	76.4%
平成 28 年度	381	300	78.7%
平成 29 年度	416	310	74.5%
平成 30 年度	360	274	76.1%
令和 元 年度	346	275	79.5%
令和 2 年度	361	274	75.9%

【表 3-⑪】

公立学校教育職員採用試験合格者数  
(単位：人)

○正規合格者数

項 目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
大 学	中・高校	3	2	2	4
大学 科目等履修生	小学校	0	0	3	11
大学 児教編入生	小学校	0	1	2	0
大学 保体編入生	小学校	0	0	0	0
科目等履修生(既卒)	小学校	3	4	4	0
合 計		6	7	11	15

○期限付き名簿登載者数

項 目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
大 学	中・高校	0	1	0	3
大学 科目等履修生	小学校	3	1	4	6
合 計		3	2	4	9

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生は UNIVERSAL PASSPORT から取得単位や成績評価・GPA を確認することができ、学修成果を確認・把握している。

学生の取得単位の状況は、卒業認定会議資料で教員に報告している。以下の授業評価アンケート等の結果と合わせてフィードバックし教育内容・方法の改善につなげている。

#### 1) 授業評価アンケート

授業評価アンケートは、全学生を対象に年間前期・後期の 2 回実施し、集計結果を授業担当教員に配付し、次年度の授業改善方を目的とし授業担当教員は『授業改善報告書』を作成している。報告書は各課や学内図書館に配架し、学生と教職員が閲覧できるようになっている。また、学科別集計結果は毎年行っており、本学の自己点検・評価報告書にも掲載している。令和 2(2020)年度には、本学ウェブサイトのキャンパスライフ「東女体 CHECK!!」において、授業評価アンケートの学科別の実施結果等を経年で比較し、公表している【資料 3-3-3】。

令和 2(2020)年度の実施結果と基準 2.5 に満たない科目を抽出した結果を基に、5 月開催の教育の質保証委員会で授業改善に向けて検討し、その内容を FD 委員会に申し送り、課題の改善に向けた具体的な取り組み実施する予定である。

#### 2) 学習成果測定アンケート(卒業時アンケート含む)

学習成果測定アンケートは、本学のディプロマ・ポリシーに掲げた 7 細別の能力が身に付いたかどうかを問う質問を設定している。質問内容はより深く学習成果を把握するために教育の質保証委員会で毎年検討し、見直しを行っている。また、実施結果を報告し、結果から生じた改善を要する点について改善方を考え、理事会で審議し、教授会や課長会で報告している。

以下、教職課とキャリア支援の学修成果の把握と点検・評価結果のフィードバックについて詳述する。

### 1)教職課

教員採用試験一次合格のための基礎力の定着を図るために、各教員採用試験対策講座ならびに「教養対策講座」を開講している。これは、本学の学生の課題である英語・理科・数学・論作文の能力を強化することを目的としている。英語・理科はカリキュラムを組み、少人数グループでの講義や過去の出題傾向の分析・模擬テスト等を週 1 回程度実施している。数学・論作文については、個々の学生の状況に応じた個別対応を実施している。

また、各対策講座に出席できない学生にはメールで課題を送付している。学生から提出された課題は添削し返却するなど、きめ細やかな学習支援を行っている。

教育職員免許状資格取得に伴う対策講座は、「教養対策講座(英語・理科)※数学・論作文は個別対応」、「教員採用候補者選考試験対策直前講座」、「教員採用候補者選考試験対策直前講座(実技)」、「教師力養成講座(観察実習)」、「後期教員採用試験対策特別講座」、「教員採用候補者選考試験春期集中対策講座」を実施している【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】。

令和 2(2020)年度は各都県教育職員採用試験における正規合格者は、中高保健体育 4 名、小学校 11 名(大学科目等履修生)であり、期限付き名簿登載者は、中高保健体育 3 名、小学校 6 名(大学科目等履修生)となった。

教職課程を受講する学生の学修成果の点検・評価は、学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)実施結果より「教職ラーニングステーション」に該当する設問結果を抽出し行っている【資料 3-3-15】。

### 2)キャリア支援課

キャリア支援課では、様々な資格取得について支援を行っており、その結果について検証し、教授会を通じ学内にて公表している【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】。

本学の教育目的・目標に基づく人材育成及びディプロマ・ポリシーに掲げた 7 細別の能力が職場で実践できているか、地域・社会の要請に答えているかなど、就職先インタビュー調査を行っている。令和 2(2020)年度は 2 社からヒアリングを行い、外部から客観的な視点で本学の学生の学修成果が体現されているかを把握するように努めている。その結果は、キャリア支援課が開講する様々な講座に生かし、学生の能力がさらに高められるよう指導に生かしている【資料 3-3-12】。

また、毎年 3 月 1 日就職活動解禁前後に「企業・体育施設等懇談会」を開催しており企業や体育施設の採用担当・役員、就職した卒業生と、活躍の状況や社会に求められる人材などについて、意見交換を行っている。そこで得た知識・実践的な情報や意見交換の内容は、教職員の知識向上・キャリア支援課の指導充実に役立てている【資料 3-3-13】。

さらに、卒業生から得た情報は、本学ウェブサイトへ卒業生インタビューとして掲載し、学生へ共有している。

就職状況調査の結果(就職者数・就職率等)などは、本学ウェブサイトを通じ、学内外へ過去 3 年分を公表している【資料 3-3-14】。

### (3)3-3の改善・向上方策(将来計画)

三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価方法の確立とその運用については、令和2年(2020)年度、学習成果の可視化となる「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」を策定し、学習成果の測定・評価指標として、学位授与数、就職率・進学率、免許・資格取得数、授業評価アンケート、学生調査アンケート、学習成果測定アンケート(卒業時アンケートを含む)、就職先インタビュー等から、達成すべき資質・能力の修得状況を点検・評価することとした。

令和3(2021)年度は教育の質保証委員会を中心に、教学マネジメントを担う部館所長会及び各部署と連携し、全学的で多角的な点検・評価とそのフィードバックの仕組みを構築する。さらに、IR(Institutional Research)機能の強化と各部署において達成目標(KPI(Key Performance Indicator))の設定に取り組み、PDCAサイクルを機能させ内部質保証を推進していく。

#### 【エビデンス集資料編】

- 【資料 3-3-1】 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-2】 アセスメント年次進行表
- 【資料 3-3-3】 本学ウェブサイト「東女体大 CHECK!!」
- 【資料 3-3-4】 令和2年度教養対策講座(英語)実施計画・(理科)実施計画
- 【資料 3-3-5】 令和2年度教員採用候補者選考試験対策直前講座について
- 【資料 3-3-6】 令和2年度教員採用候補者選考試験対策直前講座(実技関係)
- 【資料 3-3-7】 令和2年度「教師力養成講座」(観察実習)
- 【資料 3-3-8】 令和2年度後期教員採用試験対策特別講座のご案内
- 【資料 3-3-9】 公立学校教員採用候補者選考試験春期集中対策講座
- 【資料 3-3-10】 2020 資格取得の手引き
- 【資料 3-3-11】 令和2年度各種資格認定試験の結果について
- 【資料 3-3-12】 就職先インタビュー報告書 【資料 2-3-4 と同じ】
- 【資料 3-3-13】 企業・園・施設懇談会 【資料 2-3-5 と同じ】
- 【資料 3-3-14】 本学ウェブサイト「卒業生の進路状況(体育学部体育学科)」
- 【資料 3-3-15】 教職ラーニングセンター「アセスメント・チェック」

#### 【基準3の自己評価】

本学は、創設以来継承してきた教育目的を時代の変化に合わせて、その趣旨を継承しつつ文言を修正し、令和3(2021)年度から適用している。このことで、すでに策定・周知していたディプロマ・ポリシーとの整合性がより明確になった。このディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、卒業認定基準は適切に定めており、卒業認定会議で厳正に審議している。

教育課程については、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し編成している。シラバスについては毎年様式等を見直し、その内容についてはシラバス部会にて厳密に点検している。履修登録単位は、年間46単位、学期では23単位を上限として設定し単位の実質化を保っている。

アドミッション・ポリシーは求める学生像を明確化し、それぞれの特性に合わせた入学者選抜を行っている。この三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価方法は、単位取得状況等の成績評価だけでなく、授業評価アンケートや学習成果アンケート等の調査、入学者アンケート等と合わせて分析している。その結果は、教育の質保証委員会で検討され、教授会・理事会に報告し改善を図っている。教育職員の教育方法の改善・充実については、FD委員会で検討した結果を教育の質保証委員会で分析し、FD研修会を開催し教育職員に周知している。

教育課程の見直しは、現行教育課程の学修成果を検証しながら、中期計画に基づき令和3(2021)年度後期から改定方針を定め、令和7(2025)年度に改定を行う。

以上のことから、基準3を満たしている。

#### **基準4. 教員・職員**

##### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### **(1)4-1の自己判定**

「基準項目4-1を満たしている。」

###### **(2)4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

平成27(2015)年4月1日に施行された学校教育法第93条関係の一部改正により、本学では東京女子体育大学学則、東京女子体育大学教授会規程等の一部改正を行っている。教授会の役割を、審議事項に関し「学長に対し意見を述べるものとする」と規定し、学長の最終決定により審議事項が決する旨を定めた。さらに、令和2(2020)年3月11日に制定した「学校法人藤村学園ガバナンス・コード」【資料4-1-1】には、教学ガバナンス(権限・役割の明確化)の確立として、学長の選任は本学学長選考規程【資料4-1-2】に基づき理事会において選任すると寄附行為に規定しており、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐・部館所長等の任命、教員採用等については学長の意向を十分に反映されるよう努めるとした上で学長の責務と補佐体制、教授会の役割を明記している。学長は、大学における教学マネジメントの最高責任者としての権限と責任において、教授会で意見を聴取し、大学の意思決定におけるリーダーシップを確立している。

学長は、人格が高潔であり、学識に優れ、これまでの勤務経験を基に今後の本学の進むべき道を熟考しており、本学の管理運営に関しても高い識見を有している。

教学マネジメントにおいては、学長は、実質的な創始者である藤村トヨの女性観、教育観により確立した建学の精神に基づき、教育理念、教育目的を明確にし、本学の教育力の向上と充実に向けて日々努力している。学長は、東京女子体育大学教授会規程第6条(審議



事項)第1項(5)学生の賞罰に関する事項により、教授会において学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)について審議し、処分を決定している。また、学長は、教授会審議の特例として、緊急その他やむを得ない事由等により教授会を開催する必要があると認めるときは、書面または電子メール等により議事を開き議決することができるように令和3(2021)年4月1日付けで教授会規程を改正し、教授会の弾力的な運用と審議決定の迅速化に大きく貢献している【資料4-1-3】。

学長は教学マネジメントにおける最高責任者として、教員2名からなる学長補佐と協議し、また、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長との間に、重要事項を協議するために部館所長会を開催する等、緊密に連絡を取って情報の共有化を図っており、本学教職員を統督し、そのリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、東京女子体育大学教授会規程【資料4-1-3】に則り、教授会構成員(全教育職員)を招集して教授会を開催しており、本規程第2条に、併設となる東京女子体育短期大学教授会と合同で教授会を招集することができる旨を定めている。教授会の役割は、審議事項について学長に対し意見を述べるものと規定されており、大学の意思決定の最終的な判断は学長により行われることとして、その権限と責任を明示している。

学長を補佐する体制の強化を図るための取り組みとして、平成28(2016)年4月より「学長補佐」の制度を内規【資料4-1-4】として定めている。その職務は円滑かつ柔軟な大学運営を可能とするために、学長の命を受けて学長を補佐することと規定しており、組織上の位置付け及び役割が明確になって適正に機能している。また、従来、各部長、館長、所長及び学内の常任理事をもって構成し、学長が必要と認める事項について協議する役割を担う組織体として「部館所長会」を設置している。部館所長会は、学長が招集し、各部署の統括責任者と、教授会における重要な審議事項を事前に打ち合わせし、各部署からの意見や問題点等について協議している。本学では、使命・目的の達成のため、学長を中心として学長補佐の任用及び部館所長会の運営により、教学マネジメントが適正に構築されており有効に機能している。

教授会は、東京女子体育大学学則第11条及び第12条【資料4-1-5】に基づいて定められており、教授会規程第6条(審議事項)【資料4-1-3】において、「教育課程、学生の入学・卒業の認定、教員の教育・研究業績に関する事項」等の教育研究に関する重要事項について審議することを規定している。学長は教授会の議長となって教員の意見を聴取し、使命・目的の達成のため適切に運営している。教授会は、原則として毎月第一水曜日を定例教授会開催日としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表に組み込んでいる。教授会は、組織上の位置付け及び役割が明確になっており、有効に機能している。

学長は、教授会の開催日以前に、構成員である全教員と課長職以上の事務職員に対し、議題等の資料を配付して事前に周知しておくことで学内の共通理解を図り、会議を円滑に進行することができるように配慮しており、教育研究に関する重要な事項を予め定め、周知している。教授会を、教育課程、学生の入学及び卒業の認定、学生生活、キャリア支援及びその他教学に必要な事項について、教員全員が参加し意見交換や情報の共有を行う会

議体として運営している。また、学長は、大学本部組織において、事務局長、部長、所長を指揮監督し、大学本部の事務を統括している。

以上のことから、学長を中心として、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の大学本部は、学校法人藤村学園事務組織規程【資料 4-1-6】に基づき、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターの 7 つの部局により構成されており、学長が指揮統括を行っている。また、大学附属機関として、附属図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターを有している。大学本部及び附属機関には、各部署の統括責任者として、教員を部館所長に任じて配置し、部局ならびに大学附属機関の業務を統括している【表 4-①】。

教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターは、教学運営の中核機能を担っており、各部長のもとに、課長をはじめとした事務職員で構成する教務課、学生課、キャリア支援課、教職課を設置し、教職協働の体制により各組織事務分掌に定められた業務を効果的かつ円滑に実施し、業務の適正化に努めている。なお、教学関係各課ならびに大学附属機関の概要や事務処理手続等の学生生活全般に関わる事項については、『Campus Guide 2021(学生便覧)』【資料 4-1-7】に記載されており、学生への周知を図っている。これらのことから、本学では、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を適切に配置し、役割を明確化している。

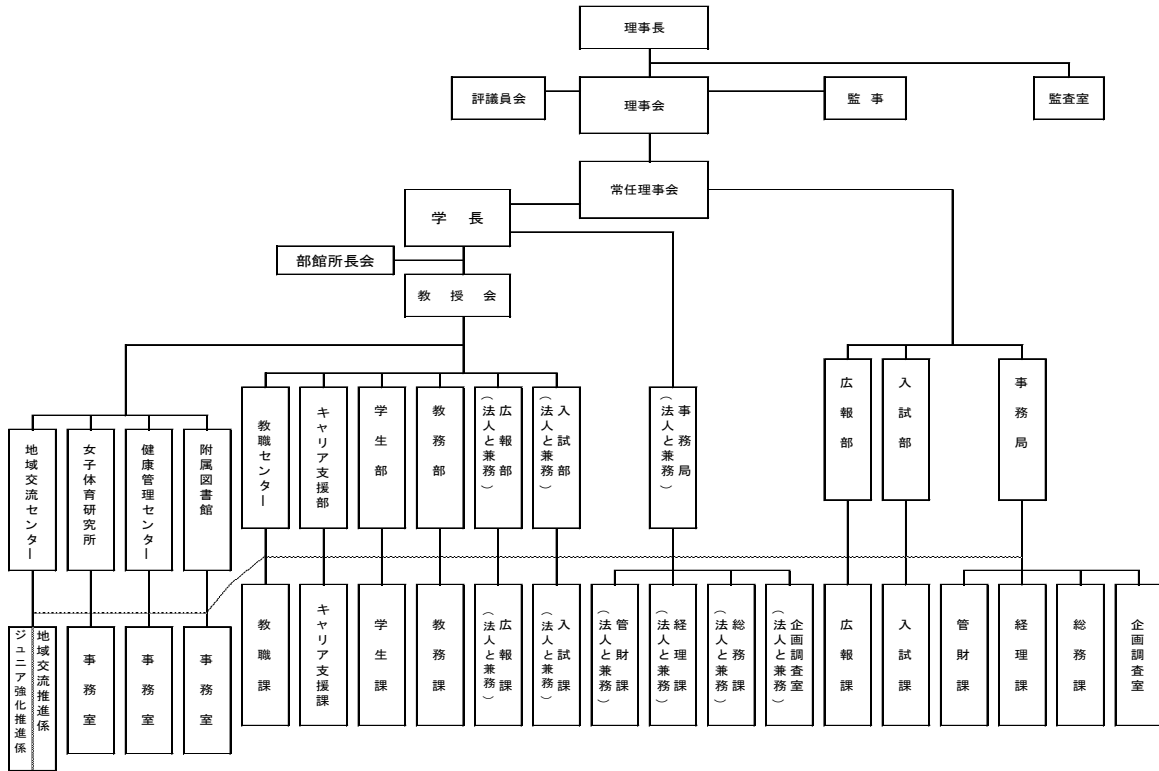
また、大学運営の適正化と効率化をさらに強化する機能として、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程【資料 4-1-8】に基づき、教学委員会(教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、教職委員会)を設置している。教学の各委員会はそれぞれ教授会の諮問機関として、各委員会で定める審議事項について審議及び調査を行い、教授会に対して意見を具申する役割を担っている。教学委員会の委員は、教授会の同意を得て学長が委嘱し、委員長は学長が任命をしている【表 4-②】。

法人本部は、事務局(総務課、経理課、管財課、企画調査室)、入試部、広報部の 3 つの部局(いずれも大学本部と兼務)により構成されており、理事長が指揮統括を行っている。法人事務局は、総務課、経理課、管財課、企画調査室で組織されており、事務局長(常任理事)は、次長及び課長等を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理するとともに法人全般の事務を統括している。また、法人事務局の業務を円滑かつ効率的に執行するために法人委員会等を設置しており、事務局長(常任理事)が統括し、業務の適正化及び効率化に努めている。

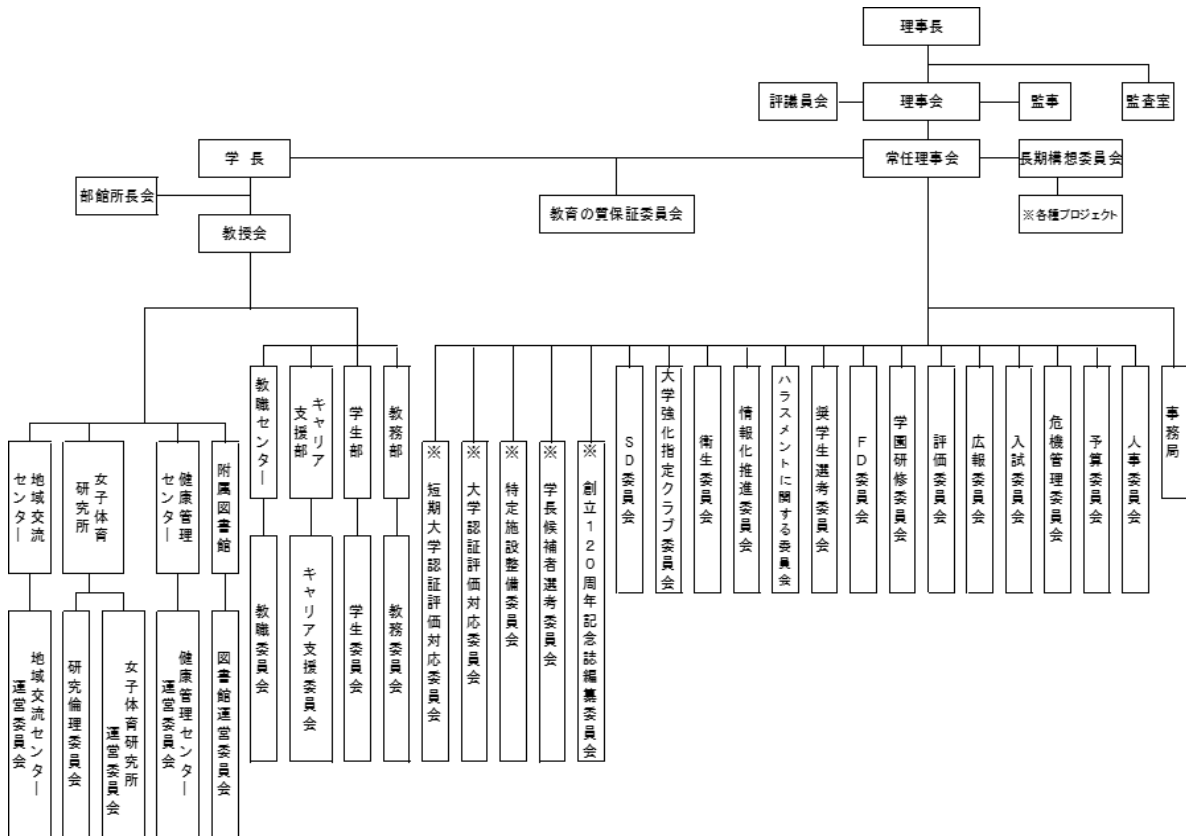
事務局長(常任理事)は、藤村学園課長連絡会運営内規【資料 4-1-9】に基づき、学園の円滑な運営及び情報の共有化を図るために、課長連絡会を招集している。課長連絡会は、事務局長を議長として各課長(課長不在の部署は係長等)により構成している。理事会等の審議状況の報告をはじめ、各課からの報告、各課懸案事項の協議等を所掌事項としている。毎月 1 回、理事会の翌日に開催しており、部署間の役割を明確にし、連携を密にすることで適正かつ効率的な業務執行が図られている。

# 東京女子体育大学

【表 4-① 学校法人・大学・短期大学の組織図(令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)】



【表 4-② 委員会組織図(令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)】



※必要に応じて設置する委員会・プロジェクト

### (3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

大学のガバナンス改革の推進により、学内における学長のリーダーシップの確立が求められ、本学では、平成 28(2016)年 4 月から学長補佐を置くことができるように規程を整備した。令和 2(2020)年 4 月に就任した金子一秀学長の体制下においては、常任理事である 2 名の教員を学長補佐として任命しており、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮されている。今後は、副学長を置くことも視野に入れながら、状況を注視し、さらなる改善を目指していく。また、平成 27(2015)年 4 月に施行された学校教育法の一部改正により、教授会の役割が明確となった。これについては、本学の教授会においても浸透しつつあるが、教育研究機能を最大限に発揮していくために今後も学内の理解を深めていく。

#### [エビデンス集資料編]

- 【資料 4-1-1】 学校法人藤村学園ガバナンス・コード
- 【資料 4-1-2】 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学長選考規程
- 【資料 4-1-3】 東京女子体育大学教授会規程
- 【資料 4-1-4】 学長補佐の設置に関する内規
- 【資料 4-1-5】 東京女子体育大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 4-1-6】 学校法人藤村学園事務組織規程
- 【資料 4-1-7】 Campus Guide 2021(学生便覧) pp.14-16 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 4-1-8】 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程
- 【資料 4-1-9】 藤村学園課長連絡会運営内規

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

##### (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、大学設置基準、教職課程認定基準 37 名を満たす 39 名の専任教員で編制しており、各基準に定める教員数を充足している。また、学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシー【資料 4-2-1】に基づき、本学の基本理念を具体化し教育目的を達成し、独自の基礎科目・一般的な教養科目・体育の専門科目で構成されたカリキュラムの特色を生かすために、必要な専任教員(体育学科 39 名)と非常勤教員(体育学科 25 名)を確保し、適切に配置している。

本学では、専任教員を採用・昇任する根拠として、東京女子体育大学教育職員資格審査規程【資料 4-2-2】を定めており、本規程に基づき、公募形式にて採用試験を実施し採用候補者を選定している。専任教員の採用に際しては、年齢構成、男女比率にも留意し、なるべ

く偏りが出ないように配慮している。また、専任教員の昇任人事についても、各領域主任が当該者に昇任についての意思確認を行った上で、本規程に基づき、人事委員会において当該者の教育研究業績等を審議し候補者を選定している。本規程第 2 条には、「教育職員の採用ならびに昇任の資格審査は、大学設置基準の趣旨に則り、教育研究上の経歴及び業績、人格識見、社会的活動、健康状態等の総合的審査」に基づいて審査することを定めている。また、非常勤講師については、「大学設置基準第 4 章第 16 条を基準として次の各号のいずれかに該当する者」として、「一 専門分野における学力・技能に秀でていると認められる者」、「二 教育または研究に相当の実績をもつと認められる者」という規則を定め、適切に運用している。これらのことから、採用・昇任ともに、教授会、常任理事会及び理事会において候補者の審議を行い、適切に運用している【表 4-③】。

【表 4-③ 教育職員数（令和 3(2021)年度 職位・年齢・男女別）】 (単位：人)

職位	～29歳		～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～		兼務教員		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
教授				1	1		8	4	4	3	6	4	57
准教授			3	1	3	1	1	3	1		3	4	
講師	1	1	1	1	1							1	
助教													

令和 3(2021)年 5 月 1 日時点において、本学専任教員 39 名のうち男性・女性の内訳数(比率)は、男性 24 名(61.5%)、女性 15 名(38.5%)となっている。また、年齢別の内訳数(比率)では、29 歳以下は 2 名(5.1%)、30 歳～39 歳は 7 名(18.0%)、40 歳～49 歳は 6 名(15.4%)、50 歳～59 歳は 16 名(41.0%)、60 歳以上は 8 名(20.5%)であり、年齢 35 歳以下のいわゆる若手と言われる年齢層の教員数は 5 名(12.8%)である。

また、事務職員として採用しているが、教務補佐員任用規程【資料 4-2-3】に基づき、実技・実習関係補助及び事務補助の業務を遂行するために、体育実技等の研究室に教務補佐員 9 名配置している。教務補佐員は、実技・実習等において教員の補助的業務を行っており、授業等の円滑な実施に大いに貢献している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD 委員会を組織し、FD 委員会規程【資料 4-2-4】に則り、①FD の企画及び実施に関する事項 ②授業評価に関する事項 ③教育及び研究の改善に関する事項 ④教員研修の企画、運営に関する事項 ⑤その他 FD に関する事項の 5 つの事項について、改善・充実を図っている。具体的には次のような取り組みを行っている。

##### 1) FD 研修会

FD 委員会が企画・運営により、毎年 FD 研修会を開催し、授業をはじめとする教育活動の改善を図っている。令和 2(2020)年 4 月開催の第 1 回研修会では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う遠隔授業の実施に伴い、「簡易なクラウド活用の技法&留

意点」をテーマとした研修会を実施し、学事暦を変更せずに前期授業を開始した。また、令和2年10月開催の第2回研修会では前期授業の一部を遠隔授業としたことについて教員へ調査を行い、「オンライン授業の質保証」をテーマとて、第1回研修会をより探究したMicrosoft Teamsの活用方法について研修会を実施した。

## 2) 授業改善

「授業評価アンケート」の内容や方法、その結果等によって作成する『授業改善報告書』【資料4-2-5】の内容等について検討し、改善に尽力している。

これらの取り組みはFD委員会にて企画し、内容の評価を行い、改善案を作成した上で、教育の質保証委員会に提案、改善を図ることでPDCAサイクルを回している。また、授業目的公衆送信補償については、授業での対応方法についてFD研修会を開催し講習する予定である。

### (3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教員の採用については、公募により厳正に審査され採用している。現在は内部質保証として、学生が身に付けた能力を検証し自己点検することで、PDCAサイクルを回している。しかし、今後は教育の質を保証する教員の能力が問われてくると考えられる。新規採用者については教育・研究業績はもちろんのこと、例えば模擬授業等、学生への教育を展開できる教員の資質等も審査する方向で検討を始める。一方、教員の資質向上としてのFD研修会は、教員の参加が課題として挙げられるが、欠席者には資料を配付するとともに、ビデオ撮影した映像を後日閲覧してもらい、閲覧履歴を確認できるような環境を整備する。毎年FD活動の充実強化を図っているが、その内容をより良くするための適正な運用とICT利用促進等による効率的な仕組みづくりに努めていく。

#### 【エビデンス集資料編】

【資料4-2-1】本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」

【資料F-13】と同じ

【資料4-2-2】東京女子体育大学教育職員資格審査規程

【資料4-2-3】教務補佐員任用規程 【資料2-2-9】と同じ

【資料4-2-4】FD委員会規程

【資料4-2-5】令和元年度授業改善報告書 【資料2-6-4】と同じ

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

## (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

## 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は、SD 委員会規程【資料 4-3-1】に基づき、学園職員としての資質・能力向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的として SD を実施している。事務局長を委員長とする SD 委員会を設置、開催して、SD に係る基本方針、研修、能力開発推進に係る施策、教育の質的向上に係る施策、FD 委員会との連携等について審議を行い、適切に実施している。主な研修として、全体研修、大学訪問研修、大学間連携 SD 研修会、SD 入試業務研修、公認会計士監査報告会参加研修、私立大学庶務課長会職員基礎研修会及び実務研修がある。事務職員は、これらの SD 研修を受けることで学園の状況や、担当業務をはじめ入試業務や公認会計士監査への理解を深めるとともに、他大学の状況についての知識や情報を獲得することにより職務を充実させ、教育研究活動の支援推進の一助となっている。

ほかに、各部署内で抱える問題等を協議することで共通理解を図り、情報を共有して共通の認識を持ち、コミュニケーションを図るため、「東女体コミュタイム」と称した会議体を設けた。本会議体は、事務職員が役職を問わず出席し、部署間における情報交換を促進するとともに、課題を決めて話し合いを行い、課題解決等に向けて連携を強化することを主な目的としている。また参加者は、交代制で司会進行、記録を担当し、各部署の業務に関する報告を行うこととしており、話す、書く、人に伝えるといった事務職員としての基本的な能力を訓練することにもなっている。

さらに、関係部署との情報共有と連携強化を目的として、毎月 1 回課長連絡会を開催している。課長連絡会では、理事会・教授会等の審議事項や報告事項について情報を共有し、各部署から業務報告を行うことで部署間の連携強化を図っている。

また、大学設置基準の一部改正を受け、平成 30(2018)年 4 月には、教員と事務職員が相互に理解を深めて協力し、学園の発展に寄与することを目指すとともに、本学の教員及び事務職員に必要な知識・技能を習得させ、能力及び資質の向上を図るために、学園研修委員会規程【資料 4-3-2】を制定、施行した。これにより、学園研修委員会を設置し、教職員全員を対象とした広義の SD 研修として例年学園研修会を開催している【表 4-④】。

以上のことから、本学では、職員の資質・能力向上のための研修等の組織的な実施とその見直しを行っている。

【表 4-④ 学園研修会開催状況一覧】

開催年月日	演 題	講 演 者 (敬称略)
平成 30 年 7 月 19 日	学校教職員の働き方改革と 現状と課題	明星大学 教育学部長・教授 樋口 修資
令和 元年 10 月 30 日	学校事故の事例と 危機管理の在り方	国士舘大学 副学長・法学部教授 入澤 充
令和 2 年 2 月 17 日	体育系大学におけるハラスメント の実状とその対策について	明治大学 政治経済学部 教授 高峰 修

開催年月日	演 題	講 演 者 (敬称略)
令和 3 年 1 月 21 日	これからの事務職員に 期待すること	本学理事・教授 出張 吉訓
令和 3 年 2 月 10 日	今後の大学の進むべき道	本学理事・学長 金子 一秀

### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和 2(2020)年度の研修プログラムは学外において活動するものが全て中止となり、学内において活動するものも規模を縮小する等の感染防止に配慮した対応をとることとなった。今後、感染防止対策を徹底した上で、可能な範囲で研修を開催し、教職員の能力及び資質の向上を図るために継続していく。

事務職員の職能開発については、学内に組織した SD 委員会を中心に、事務職員に向けて「読む」、「聴く」、「話す」能力を基礎力として育み、さらに「考える力」、「課題を解決する力」、「工夫する力」を身に付け学園運営に貢献できる人材育成を図ることを目的として進めていく。

また、今後は業務の高度化、複雑化の進行により専門性を重視した人材の育成を図ることが求められていくことから、学園全体の組織構成を見据えた上で、より適切な研修方法を目指して改善を図り、教員の補佐的な役割ではない、車軸の両輪のような対等な立場から教員と協力して教職協働を展開していくことができる人材を育成する。そのためにも学園研修会等を通して、より一層、教員と事務職員が相互に理解を深めて協力し、学園の発展に寄与できる体制を構築することを目指していく。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 4-3-1】SD 委員会規程

【資料 4-3-2】学園研修委員会規程

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている

#### (2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全ての教員には個人研究室を配置している。また、スポーツ医科学系の領域では運動生理学実験室、リハビリテーション実習室、トレーニング室が整備されており、実験・実習ができるようになっている。また、専門実技施設を備え、授業のみならず実践的な研究環境も整備されている。



講師以上の教員は週に2日の研修日があり（助教は週1日）、研究活動の時間が保証されている。

附属機関である女子体育研究所には教授からなる所長と事務職員がおり、その運営は女子体育研究所運営委員会が担っている。所長は奨励個人研究や共同研究などを募集して、研究が促進されるよう工夫をしている。事務職員は科学研究費補助金をはじめとする外部資金の応募・獲得のための事務を行い、教員が教育・研究活動により専念できるよう負担を軽減している。

女子体育研究所は、教員の研究活動の公表の場として『東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要』【資料4-4-1】、『東京女子体育大学女子体育研究所所報』【資料4-4-2】を発行している。紀要発行に際し、所長は紀要編集委員会を組織し、研究内容を精査しながら「論文」では2名、「報告」では1名の査読者を選定し、査読による研究の質の向上を図っている。さらに、学内共同研究を集積する女子体育研究所所報を年1回発行するとともに、研究成果の公開の場として年1回の「研究フォーラム」【資料4-4-3】を開催し、研究の活性化を図っている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

女子体育研究所運営委員会とは別に「研究倫理委員会」が設置され、研究倫理規程を策定し、研究倫理審査を実施している。8月と1月を除き、毎月1日から10日に倫理審査申請を行い、委員長が3名の審査委員を選定し審査を行っている。なお、学生の卒業研究の倫理審査については、研究対象が本学学生であり非観血的研究である場合に限り、指導教員が責任をもって倫理的な配慮をさせることを条件に、審査を免除している。

「東京女子体育大学 研究倫理規程」は平成21(2009)年に制定され、教員の研究内容に沿って改定・整備されてきた。年度初めに全教員に対し研究倫理規程を配付し、周知を図っている。その結果、年を経るごとに申請数が増加し、研究倫理への理解が深まっている。また、審査結果は学長に報告し、教授会でも報告している【表4-⑤】。

【表4-⑤ 研究倫理審査数推移】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審査数	3件	7件	15件	24件	34件	47件	44件
免除届出数	-	-	-	-	13件	16件	13件

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究を保障するために、女子体育研究所では以下の研究予算を毎年確保し、研究費を管理している【表4-⑥】【資料4-4-6】【資料4-4-7】【資料4-4-8】【資料4-4-9】【資料4-4-10】【資料4-4-11】。

【表 4-⑥】 研究費の種目】

個人研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人25万円以内</li> <li>・年度の研究計画、予算計画を申請</li> <li>・簡単な審査と報告義務あり</li> </ul>
奨励個人研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人研究費に最大25万円増額</li> <li>・個人研究費の残を想定して5名程度</li> <li>・研究業績等による審査と論文投稿義務あり</li> </ul>
共同研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間、単年度50万円以内</li> <li>・予算上限200万円、継続・新規合わせて4件程度</li> <li>・研究業績等による審査、研究フォーラム発表と研究所報への論文投稿義務あり</li> </ul>
女子体育研究所共同研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度50万円以内</li> </ul>
海外渡航費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円以内を申請件数により配分</li> <li>・2020年度5名申請、参加学会が全て中止のため使用せず</li> </ul>

このほか、図書館で個人図書費として一人5万円までの図書の購入が認められている。

また、女子体育研究所では統計ソフトなどがインストールされたノートパソコンや大型印刷機(学会発表用のポスター印刷に使用)、コピー機を整備し、研究が円滑に実施されるためのサポート体制を整えている。令和2(2020)年度には、教員が使用するコピー機2台に、連続スキャンした文書をPDFファイルとして保存できる機能を追加した。

RA(Research Assistant)の配置はないが、個人研究費や共同研究費のなかで「支払報酬手数料支出」や「業務委託費支出」が認められており、データ処理や統計処理、英訳等の専門的スキルを有する人材や企業を利用することができるようになっている。

令和3(2021)年度から、学長奨励研究制度【資料4-4-4】を開始した。女子体育大学の歴史的意義や在り方を重点的に研究するという学長の強い意志で創設され、専任教員に広く公募した【資料4-4-5】。

### (3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究環境の整備は十分なされている。研究倫理も整備され、正しく運用されている。また、研究費も適正に配分されている。しかし、令和3(2021)年度の科学研究費補助金への応募は、9件(学術図書1件、奨励研究1件、基盤C7件)であり、採択は2件であった【表4-⑦】。

紀要掲載数推移は、大学・短期大学を合わせた教員60人弱(年度ごとに異なり55人から59人)を母数とした、紀要掲載件数である(紀要は大学・短期大学合同で発刊)【表4-⑧】。例年、15人(25%)程度の教員が、紀要に研究論文・報告を投稿している。研究業績数推移は、大学の教員に絞った過去5年間の推移である【表4-⑨】。「報告書等その他」には科学研究費補助金による成果報告や文部科学省等からの委託研究の報告書などが含まれる。平成29(2017)年度と令和元(2019)年度には約9割の教員が業績を公表したが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い学会大会が中止されたことなどで、令和2(2020)年度には7割強へ

と減少した。

研究促進や科学研究費応募促進のため、奨励個人研究(25万円の研究費増額)の申請では過去5年間の論文掲載実績や当該年度の科学研究費補助金応募を条件としている。この制度の導入(平成23(2011)年度)により、科学研究費補助金の応募や紀要投稿は増加した。令和3(2021)年度には学長奨励研究制度を開始と7月には科学研究費補助金獲得説明会を実施し、活性化に努めていく。

【表4-⑦ 科学研究費(学術図書を含む)応募件数推移】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募件数(*1)	11件	7件	11件	12件	11件	13件	9件	9件
採択件数	2件	1件	3件	4件	0件	3件	1件	2件(*2)
分担件数(*3)	1件	1件	1件	1件	0件	0件	1件	2件

(\*1)本学での応募件数 (\*2)1件は別大学で応募したもの (\*3)研究代表者は別大学

【表4-⑧ 紀要掲載数推移(兼任教員含む)】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
論文数	4件	6件	5件	9件	7件	5件	3件
報告数	9件	7件	12件	9件	6件	7件	9件
合計	13件	13件	17件	18件	13件	12件	12件

【表4-⑨ 研究業績数推移】

年度	カテゴリー	著書		論文				学会発表				その 他 報告書等	業績合計	
		単著	共著	国際誌		国内誌		国際		国内				
				主著者	共同研究者	主著者	共同研究者	発表者	共同発表者	発表者	共同発表者			
2016	母数35	件数	0	5	0	0	10	3	0	0	9	5	—	—
		人数	5		13				14				37	69
		割合	14%		31%				20%				46%	66%
		母数35	14%		31%				20%				46%	66%
2017	母数35	件数	4	2	1	2	7	4	6	5	10	4	—	—
		人数	6		14				25				45	90
		割合	17%		29%				34%				77%	91%
		母数35	17%		29%				34%				77%	91%
2018	母数36	件数	2	16	1	1	11	3	4	0	13	18	—	—
		人数	18		16				35				25	94
		割合	36%		36%				47%				50%	78%
		母数36	36%		36%				47%				50%	78%
2019	母数36	件数	1	5	0	0	10	5	2	0	13	7	—	—
		人数	6		15				22				32	75
		割合	14%		31%				44%				53%	89%
		母数36	14%		31%				44%				53%	89%
2020	母数37	件数	0	10	0	0	6	3	2	1	7	8	—	—
		人数	10		9				18				26	63
		割合	22%		14%				27%				49%	73%
		母数37	22%		14%				27%				49%	73%

### 〔エビデンス集資料編〕

- 【資料 4-4-1】 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要
- 【資料 4-4-2】 東京女子体育大学女子体育研究所所報
- 【資料 4-4-3】 第 15 回東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム資料
- 【資料 4-4-4】 学長奨励研究取扱規程
- 【資料 4-4-5】 令和 3 年度学長奨励研究の募集について
- 【資料 4-4-6】 令和 3 年度個人研究・奨励個人研究費取扱手続
- 【資料 4-4-7】 令和 3 年度個人研究取扱要領
- 【資料 4-4-8】 令和 3 年度奨励個人研究取扱要領
- 【資料 4-4-9】 令和 3・4 年度共同研究取扱手続
- 【資料 4-4-10】 令和 3 年度共同研究取扱要領
- 【資料 4-4-11】 令和 3 年度海外渡航費審査基準(内規)

### 〔基準 4 の自己評価〕

本学においては、大学ガバナンス改革の推進に伴う学校教育法の一部改正に伴い、学則、教授会規程等の一部改正を行い、教授会の役割について明確に規定している。学長は、大学設置基準を認識しており、教学マネジメントの最高責任者として、適切なリーダーシップを確立、発揮している。また、学長の招集により、各部署の統括者及び学内理事と重要事項等について協議を行う部館所長会を設置、運営しており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

学長の指揮統括のもと、大学本部を構成する各部の統括責任者に教員を配置して教学委員会を運営し、教職協働体制をもって各課との連携を綿密に行っており、教学マネジメントは有効に機能している。

教員の採用・昇任については、大学設置基準等の諸基準と本学の教員資格審査規程に基づき実施しており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。また、FD については、FD 委員会が中心となり、教員の教育力・研究力の向上及び改善のため活動している。

SD については、SD 委員会が中心となり、大学経営及び大学改革を適切に推進することを目的として、各種研修を展開しており、大学運営に関わる事務職員の能力及び資質の向上に向けて積極的に取り組んでいる。

研究支援については、「研究環境の整備と適切な運営・管理」、「研究倫理の確立と厳正な運用」、「研究活動への資源の配分」の全ての項目において基準を満たしている。ただし、外部資金への申請や論文投稿をする教員には偏りがみられる。外部資金の獲得においては研究業績が評価される場合が多いが、学長奨励研究の導入により外部資金の獲得が困難な教員にも研究支援の枠が広がり、学長のリーダーシップによる研究の活性化が期待できる。

以上のことから、教学マネジメント、教員・事務職員配置、研修及び研究支援に係る基準 4 を満たしている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1)5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2)5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、学校法人藤村学園寄附行為(以下、寄附行為)【資料 5-1-1】に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的」としている。寄附行為には、「理事会は意思決定機関として学校法人の業務を決し、評議員会は理事会の諮問機関として機能する」ことが明記されている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、監事は、この法人の理事、職員、評議員または役員配偶者もしくは三親等以外の者と定められており、学園はこの寄附行為に基づき役員を選任を行っている。理事会は、定例で年間 11 回、評議員会は年間 3 回開催されており、いずれも出席率は高く、組織倫理に関する規則に基づき、適切に運営を行っている。

また、学園での監査は、公認会計士による監査、監事による監査及び内部監査が実施されており、経営の規律と誠実性は維持されている。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づき「体育・スポーツの知の獲得と深い洞察力を身に付け、運動文化伝承の担い手として、凛とした次世代のリーダーとなる人材を育成」という教育理念のもと、「本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を育成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成すること」である。その使命・目的の実現に向けて、理事会をはじめとする法人機能は、学園の業務の円滑な運営を図り、健全な経営状態を維持するために継続的に努力をしている。

##### 1)自主行動規範、寄附行為、及び中期計画

令和 2(2020)年 4 月 1 日改正私立学校法の施行により、学校法人のガバナンス機能が強化され、私立大学の多様性等も踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない(私学法第 24 条)。このことを踏まえ本学は、寄附行為の変更(私学法第 45 条)を文部科学省に提出し、令和 2(2020)年 2 月 3 日付けで認可されている。また、自主行動規範として「学校法人藤村学園ガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という。)(【資料 5-1-2】)を制定(令和 2(2020)年 3 月 11 日理事会)し、令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行し

ている。第1章から第5章の構成からなっている。

第1章は、「法人の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重」私立大学の存在意義は、建学の精神・理念を明示し、それに基づく特色ある学風を尊重しつつ、個性豊かで自律的な教育・研究を行うことにより、社会的役割を果たし、公共の利益に資するとともに地域社会の振興と発展に貢献することである。本学は、明治35(1902)年の創設以来、我が国の女子体育教師育成の先駆者として、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」という本学設立の使命に沿った特色ある教育・研究活動を展開することにより、日本の体育教育、地域のスポーツや福祉の振興、青少年の健全育成、健康・体力づくりに貢献する有用な人材を数多く養成してきており、これからも建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。内容は、1-1 建学の精神・理念、1-2 建学の精神・理念に基づく教育と研究の目的を述べている。

第2章は、「安定性・継続性(学校法人運営の基本)」私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っている。その設置者である本学は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、本学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たさなければならない。このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築する。また、中期計画【資料5-1-3】(私立学校法第45条の2・3)、(寄附行為第33条第2項)を策定し、本学の教育・研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指す。内容は、2-1 大学の社会的責任等、2-2 中期計画の策定と実現に向けての取り組み、2-3 理事会の役割等、2-4 理事の役割等、2-5 監事の役割等、2-6 評議員会の役割等、2-7 評議員の選任方法等である。

第3章は、「教学ガバナンス(権限・役割の明確化)の確立」学長の選任は、本学寄附行為により本学学長選考規程に基づき「理事会において選任する」とあり、理事会業務委任規則において「理事会は、大学の教育・研究に関する業務を大学学長に委任する」としている。私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とあるが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任している。理事会及び理事長は、本学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐・部館所長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めている。内容は、3-1 学長の責務と補佐体制、3-2 教授会の役割である。

第4章は、「公共性・信頼性(多様な期待を寄せる関係者との関係)の向上」私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければならない。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かなければならない。多様な期待を寄せる関係者(学生・保護者、卒業生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要がある。内容は、4-1 学生に対して、4-2 教職員等に対して、4-3 社会に対して、4-4 危機管理及び法令遵守である。

第5章は、「透明性(情報公開)の確保」私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本学の運営・教育研究活動等について、透明性の確保に努めなければならない。また、

私立大学は、多くの利害関係者から支持されることが必要であるが、本学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なる利害関係者が存在することを踏まえた上で、本学の運営・教育研究活動の透明性を確保する。さらに、私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、本学の運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から利害関係者への説明責任を果たす。内容は、5-1 情報公開の充実である。

## 2) 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的としており、この目的を達成するため、東京女子体育大学体育学部体育学科ならびに東京女子体育短期大学保健体育学科及び児童教育学科を設置している【資料 5-1-1】。

私立学校の設置者は、学校法人であり、学校法人は、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めによって設立される法人である。学校法人の設置、管理運営については私立学校法第 3 章「学校法人」、第 2 節「設立」、第 3 節「管理」の定めによる。また、私立学校法は、その第 1 条で、「この法律は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定している。本学は、この私立学校法の趣旨及び基準に則り、建学の精神を基柢に据えて大学を運営している。大学の設置に当たっては、学校教育法の規定に基づき、一定の基準を満たすことが必要であり、大学設置基準には学部学科などの組織形態から教員資格、教育課程等、施設設備に至るまで定められている。私立学校はその他、私立学校振興助成法、学校法人会計基準、労働基準法など、多くの法令が適用されるが、本学は、これらの法令等を遵守し、法令改正や関係通達等があった場合には、遅滞なくそれに対応している。

事業を行うに当たっては、理事、監事、評議員、職員等に対し特別な利益は与えていない(私立学校法第 26 条の 2)。会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日である(私立学校法第 49 条)、(寄附行為第 40 条)。

寄附行為は、主たる事務所に備置き、請求があった場合は閲覧可能であり、ウェブサイトの情報公開からも閲覧可能である(私立学校法第 33 条の 2)。

財産目録等は、主たる事務所に備置き、ウェブサイトの情報公開で公表しており、閲覧が可能である(私立学校法第 47 条)、(寄附行為第 36 条)。従前の中期財務計画は、中期計画に取り込んでおり、中期計画は改正私立学校法、ガバナンス・コード、及び認証評価の結果を踏まえ作成している。寄附行為、ガバナンス・コード、及び中期計画は、ウェブサイトの「情報公開」で公表している。

また、法令等に基づく学内規程として、寄附行為【資料 5-1-1】、学則【資料 5-1-4】をはじめとして、就業規則【資料 5-1-5】、給与規程【資料 5-1-6】、個人情報の保護に関する規程【資料 5-1-7】、ハラスメント防止・排除に関する規程【資料 5-1-8】、安全衛生管理規程【資料 5-1-9】などを定め適正に運用している。さらに、研究活動における不正防止を図るため、研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程【資料 5-1-10】を定め、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。研究倫理に関しては、研究倫理規程【資

料 5-1-11】及び研究行動規範【資料 5-1-12】を定め倫理的観点からも研究が適正に行われるよう取り組んでいる。このように法令等への遵守状況については、VI. 法令等の遵守状況一覧及び、以上に記したとおりである。

### 3)財務情報の公表

財務等情報(私立学校法第 63 条の 2)(寄附行為第 37 条)は、ウェブサイトの「情報公開」で寄附行為、監査報告書、財産目録・計算書類、事業報告書、役員名等名簿及び役員報酬等の支給基準、ならびに予算・決算について公表している。学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程【資料 5-1-13】に則り、本学利害関係者の閲覧に供している

## 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全への配慮として、屋外運動施設、体育館の水銀灯照明設備や蛍光灯照明設備の LED 化のための改修工事を行うとともに、老朽化した空調機等を効率の良い省エネルギータイプへ更新することを推進している。4 号館屋上に太陽光発電装置を設置するとともに、2 号館廊下の窓ガラスには遮熱フィルムを貼り、輻射熱対策を実施し省エネルギー・省資源対策に配慮している。また、特別な場合を除き、夏季及び冬季の室温は、冷房 28℃、暖房 20℃に調整している。さらに夏季においては学生で組織する「学友会」による電力削減に向けた指導放送を実施し、照明器具の適切な点灯や空調の適切な温度設定を行っている。これらの取り組みにより、省エネルギーに努めるとともに学内関係者の意識の高揚を図っている。また、地球環境保全のために 4 号館及び 10 号館に屋上緑化を整備するとともに、ごみの分別と削減の徹底を図っている。

学内の環境については、産業医・衛生管理者が月に 1 回学内を巡視し、【照明・採光、温度・湿度、換気、清掃、作業環境、床・階段・通路、トイレ・洗面所、非常口、避難経路、消火器】の項目について点検を行い、指摘箇所があった場合は関係部署に改善をするよう指示、依頼を行っている【資料 5-1-14】。

人権への配慮としては、平成 17(2005)年 5 月に、個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の適正な取り扱い、漏洩等の防止、個人の権利利益の尊重等を主な柱とする個人情報の保護に関する基本方針を定めた【資料 5-1-7】。また、平成 22(2010)年 4 月に、基本的人権の保護とハラスメント行為への対処及び修学・就労環境の維持・改善を目的として、ハラスメント防止・排除に関する規程【資料 5-1-8】を制定し、平成 23(2011)年 4 月に、本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン【資料 5-1-15】を示している。これにより、ハラスメントに当たる事案については、ハラスメント防止・排除に関する規程に則り、適切に対応している。

危機管理については、火災・地震対策として、学校法人藤村学園危機管理委員会規程【資料 5-1-16】に基づき、学生、教職員及び近隣住民等の安全確保に努めている。火災・地震対策のための定期点検と修繕を行い、施設設備を適切に整備・管理している。火災・地震を想定した避難訓練は、所轄消防署の協力のもと、全学生・教職員及び近隣住民が参加し実施している。また、本学が国立市の広域避難場所に指定されていることから、国立市防災無線機を設置し定期的に通信訓練を実施している。さらに、国立市、立川市と連携協定を締結



しており、協議会で災害発生時の対応について協議をしている【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】。火災・地震の備えとしては、免震構造の 4 号館に災害用備蓄食料、防災用品等を確保するとともに、「災害時対応マニュアル」【資料 5-1-19】を作成し新入生や新入教職員に配付している。

防犯対策については、各門に警備員を配置し、外部の来校者には記帳を義務付ける等、不審者の侵入を防止するとともに、各門や学内要所に防犯カメラを設置し常時監視している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールやプロキシサーバを設置するとともに、ネットワーク接続デバイスの固定 IP 化による学内デバイス管理を行っている。また、教職員は情報活用ガイドラインに基づき、セキュリティルールやセキュリティの保持について適切な管理に努めている。

現在、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応については、健康管理センターが、本学ウェブサイトを通じて体調管理状況を届け出るシステム「体調不良届け出」を整備し、学生・教職員等の学内関係者が学生に届け出をするよう繰り返し呼びかけている。また、本システムに加え、メール、電話等により健康管理センターが情報を一元化して受け取る体制を整備している。健康管理センターは、体調不良等に係る情報が提供された場合、その届出者と連絡を取って情報を整理し、それらの結果を学長、常任理事、総務課、教職課、学生課、キャリア支援課等の関係部署に提供し、学内において情報の共有化を行っている。特に、学内において感染症拡大のリスクがあると判断される場合には、管轄保健所からの連絡が来る前の時点で、学内での行動状況、濃厚接触者発生の可能性及びそれらについて予測される状況等について関係部署と連携し、対応している。

なお、情報の公表にあたっては、人権の保護に配慮した行動を常に呼びかけている【資料 5-1-20】。

以上のことから、本学では、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

### **(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)**

本学は、教育基本法をはじめとする法令のもと、諸規程に則り、経営の規律を保持し、誠実に運営している。今後も使命・目的の実現のために一致団結して継続的に努力していく。また、本学は、藤村トヨの建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づいて、今後もその使命である教育・研究活動の一層の充実・向上に向けて、弛まぬ努力と創意工夫を重ねるとともに、積極的な広報活動等により本学の魅力を発信していく。

環境保全、人権、及び安全への配慮については、各種法令等を遵守する。地球環境保全に鑑み、省エネ、ごみの削減を推進する。ミスコピー用紙や不要な用紙の裏面再利用の実施、通知文書等のメール配信により紙の使用量の削減に取り組む。

財務情報については、本学ウェブサイトに掲載し公表しており、内容等の見直しを随時行っていく。

ガバナンス・コード及び中期計画については、認証評価の結果等を踏まえて、運営基盤の強化を図り、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めていく。

〔エビデンス集資料編〕

- 【資料 5-1-1】 学校法人藤村学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-2】 学校法人藤村学園ガバナンス・コード 【資料 4-1-1】 と同じ
- 【資料 5-1-3】 学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)  
【資料 1-2-6】 と同じ
- 【資料 5-1-4】 東京女子体育大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 5-1-5】 学校法人藤村学園就業規則
- 【資料 5-1-6】 給与規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人藤村学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-8】 ハラスメント防止・排除に関する規程 【資料 2-6-7】 と同じ
- 【資料 5-1-9】 藤村学園安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の  
使用に係る不正行為の防止等に関する規程
- 【資料 5-1-11】 東京女子体育大学研究倫理規程
- 【資料 5-1-12】 東京女子体育大学における研究行動規範
- 【資料 5-1-13】 学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程
- 【資料 5-1-14】 衛生委員会職場巡視チェックリスト
- 【資料 5-1-15】 本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン  
【資料 2-6-8】 と同じ
- 【資料 5-1-16】 学校法人藤村学園危機管理委員会規程 【資料 2-5-1】 と同じ
- 【資料 5-1-17】 国立市と東京女子体育大学・東京女子体育短期大学との包括連携協定書
- 【資料 5-1-18】 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市との  
連携・協力に関する協定書
- 【資料 5-1-19】 災害時対応マニュアル 【資料 2-5-2】 と同じ
- 【資料 5-1-20】 新型コロナウイルス感染症の対応について(対応図)  
【資料 2-4-16】 と同じ

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学では、学校法人藤村学園寄附行為第 6 条第 1 項【資料 5-2-1】に、役員の数数を「理事 9 人、監事 2 人」と規定しており、令和 3(2021) 年 5 月 1 日現在、理事、監事とも定数を充足している。また、寄附行為では、第 17 条第 2 項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会を法人業務の最高議決機関として位置付けている。理事会は、大学の目的である「体育・スポーツの専門的な知識・技能

の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成する」ことを達成するために必要な経営上の措置について意思決定を行い、大学の適切な運営に努めている。理事会の決定事項は、学校法人藤村学園理事会業務委任規則第2条【資料5-2-2】に以下のとおり定めている【表5-①】。

**【表5-① 学校法人藤村学園理事会業務委任規則 第2条】**

<p>(理事会の決定事項)</p> <p>第2条 理事会は学園の業務について、次の各号に関する事項を決定する。</p> <p>一. 学園が設置する大学の管理・運営に関する基本方針</p> <p>二. 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任</p> <p>三. 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項</p> <p>四. 決算の承認</p> <p>五. 寄附行為の変更</p> <p>六. 合併及び解散</p> <p>七. 収益事業に関する重要事項</p> <p>八. 学則及び教授会規程の制定及び変更</p> <p>九. その他理事会の定める規程の制定及び変更</p> <p>十. 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項</p>
---

理事会は、寄附行為第17条に基づき、原則として毎月1回開催している。毎年3月の理事会においては、寄附行為第33条により、翌年度の予算及び事業計画に係る重要事項が審議される。5月の理事会においては、前年度の事業報告及び決算に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。

理事会の開催については、寄附行為第17条第10項に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定し、また、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。」と規定しており、意思決定のプロセスについても適切に規定し、運営されている。また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないとして理事代表権を制限している。

理事長は、寄附行為第22条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等、重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。また、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の法令を遵守しており、また、法改正等に対しても適切に対応している。

理事の選任については、寄附行為第7条に次のとおり規定している【表5-②】。

【表 5-② 寄附行為 第 7 条】

<p>(理事の選任)</p> <p>第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一. 学長</p> <p>二. 評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人</p> <p>三. 学識経験者(学長又は評議員であるものを除く。)のうち理事会において選任された者 5 人</p>
---

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、理事は 9 人であり、理事会の出席状況は良好である。また、やむを得ず理事会に出席できない場合は、必ず委任状を提出し、その意思を明確に表している。

さらに、本学は、寄附行為第 45 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24(2012)年 4 月に常任理事会を設置し、毎週水曜日に会議を開催している。常任理事会の構成員は、理事長及び寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号(学長)及び第 2 号(評議員から選任)に定める理事とし、「理事長は、必要と認める場合は、理事会の承認を得て、寄附行為第 7 条第 1 項第 3 号に定める理事のうちから、期間を定めて、常任理事を指名することができる」としている。理事長は常任理事会を招集し、その議長となり、議事を総括する。常任理事会は次の事項を所掌し、理事会の付託に応じており、理事会の意思決定が適切に行われる体制が整備されている。常任理事会の運営等については、学校法人藤村学園常任理事会規程【資料 5-2-3】の定めるところによる【表 5-③】。

【表 5-③ 常任理事会の所掌事項】

<p>① 理事会の審議事項、報告事項及びその他の議題の整理</p> <p>② 理事会から委任された事項の執行</p>
--

以上のことから、本学においては、使命・目的に向けて意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能しており、理事の選任及び事業計画の執行等、理事会の運営は適切に行われている。

**(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)**

理事会は、大学の使命・目的の達成のために、戦略的かつ適切に意思決定できる体制が整備されており、今後も、常任理事会を含む現行の運営形態を継続し、学校法人の円滑な運営を図っていく。

【エビデンス集資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人藤村学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 学校法人藤村学園理事会業務委任規則

【資料 5-2-3】 学校法人藤村学園常任理事会規程

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1)5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2)5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人は、寄附行為の規程【資料 5-3-1】に基づき、理事長が招集して議長を務め、理事会を開催している。理事会は学園の最高議決機関であり、学校法人の業務を決し、理事の職務の遂行を監督している。理事会のもとには、理事長が招集し議長を務め、現在は学長を含む学内の常任理事で構成する常任理事会を組織しており、理事会において審議、報告する事項や委託された事項について審議を行っている。常任理事会は、法人の経営及び管理運営を円滑に進めることを目的として設置されており、毎週水曜日に開催されている。理事長は、寄附行為及び諸規程に則り、理事会、常任理事会及び評議員会を通して全教職員に働きかけ、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しており、法人としての意思決定を明確かつ迅速に行っている。

大学は、学則【資料 5-3-2】及び教授会の規定【資料 5-3-3】に基づき、学長が招集して議長を務め、教授会を開催している。教授会は全教員で構成されており、「教育課程、学生の入学・卒業の認定、教員の教育・研究業績に関する事項」等の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べている。教授会には、各部局、大学附属機関や教学委員会等の学内組織において参画している教職員が協議した提案・報告事項等も議事対象となる仕組みが整備されており、学長はそれらの意見等を聴取することにより教職員との意思の疎通を図り、連携を強化し、学長の大学における意思決定を円滑かつ適切に行っている。

学長が教授会において聴取した事項は、充分勘案した上で必要があれば常任理事会に提案し、審議を行い、最終的に理事会に上程され、理事会が機関決定を行う。理事会での審議事項及び報告事項は、直近の教授会において「理事会報告」として、全専任教員へ周知している。また同様に、理事会の審議事項及び報告事項は、事務局長(常任理事)が議長となる課長連絡会にて報告され、各部署の所属事務職員に周知されている。

以上のことから、本学においては、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が適切にとられており、意思決定が円滑に行われている。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学における法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能としては、理事会、監事及び評議員会が挙げられる。

理事会は、寄附行為第 17 条第 2 項において、「理事の職務の執行を監督する」と明記されており、相互チェックする体制が整備され、適切に機能を果たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号では、理事会は、「当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長・園長を含む。))」を理事に選任することが義務付けられており、理事会の中に設置学校の

管理者を組み込み、一体運営ができるシステムとしている。本学においても、同法の趣旨に則り、第 1 号理事である学長が法人と大学との相互チェックの機能を果たし、連携・協力体制が整備され、適切に機能している。

監事は、学校法人の法定の監査機関として機能している。監事の選任は、寄附行為第 8 条の定めるところにより、「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定され、選任は適切に行われており、学外の者 2 名(定数 2)がその任に当たっている。監事は、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより、理事会、評議員会に出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、学校法人藤村学園監事監査要綱【資料 5-3-4】に則り監査を行い、監査報告書を作成して当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催されており、理事長からの予算及び事業計画、決算報告及び事業報告や理事会の諮問に答えて、理事会の諮問機関として適切に機能している。寄附行為第 20 条により評議員の定数は 19 人と規定しており、同第 6 条で規定する理事定数 9 人の 2 倍を超える数となっている。選任区分は、寄附行為第 24 条により、第 1 号評議員「この法人のうちから理事会において選任された者 9 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任された者 4 人」、第 3 号評議員「学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから、理事会において選任された者 6 人」と規定している。令和 3(2021)年 5 月現在、評議員会は、19 人の評議員をもって組織しており(学校法人藤村学園 役員・評議員名簿)、評議員の評議員会への出席状況は適切である。また、私立学校法第 42 条の規定に従い、次に掲げる事項については、理事長において予め評議員会の意見を聞くこととし、寄附行為第 22 条に以下のとおり諮問事項を定めている【資料 5-3-5】【表 5-④】。

【表 5-④ 寄附行為 第 22 条】

<p>(諮問事項)</p> <p>第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一. 予算及び事業計画</li> <li>二. 事業に関する中期的な計画</li> <li>三. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</li> <li>四. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準</li> <li>五. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</li> <li>六. 寄附行為の変更</li> <li>七. 合併</li> <li>八. 目的たる事業の成功の不能による解散</li> </ol>
--

- 九. 収益事業に関する重要事項
- 十. 寄附金品の募集に関する事項
- 十一. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

これらのことから、評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われている。

また、このほかに、法人の業務全般について、公正かつ客観的に調査し提言を行うことにより学園の健全な運営に資することを目的として、平成 29(2017)年 4 月に学校法人藤村学園内部監査規程【資料 5-3-6】を施行した。内部監査に関する業務を行うために、理事長のもとに監査室を設置しており、監査内容は、業務監査と財務監査に分け、定期または臨時に実施している。監査担当者は、課長職の事務職員により構成され、事務部門における相互チェック体制が構築されている。

以上のことから、本学における法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは有効に機能している。

### **(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)**

本学の管理運営については、私立学校法等の法令を遵守し、学校法人藤村学園寄附行為及び学内諸規程に則り適正に運営がされているが、理事会、常任理事会、各種会議体及び委員会等を通して、今後さらに法人と大学との意思の疎通を図ることにより意思決定の一層の円滑化に努めるとともに、法人と大学の連携をより強固にすることにより、さらに相互チェックの機能性を高め、学園全体としての機能強化を図っていく。

#### **【エビデンス集資料編】**

【資料 5-3-1】学校法人藤村学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】東京女子体育大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 5-3-3】東京女子体育大学教授会規程 【資料 4-1-3】と同じ

【資料 5-3-4】学校法人藤村学園監事監査要綱

【資料 5-3-5】学校法人藤村学園 役員・評議員名簿 【資料 F-10】と同じ

【資料 5-3-6】学校法人藤村学園内部監査規程

## **5-4. 財務基盤と収支**

### **5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

#### **5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

##### **(1)5-4 の自己判定**

「基準項目 5-4 を満たしている。」

##### **(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

### **5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

大学を取り巻く環境は、18 歳人口の減少及び大学定員管理の厳格化等により一層厳しさを増している。また、スポーツ及び健康に関する学部・学科の相次ぐ開設により、体育系

大学の入学者獲得競争が激化してきたこと、ならびに女性の高学歴化に伴う4年制大学への志向が強まってきたこととの関係で、短期大学の入学志願者の減少は、本学にとって財政基盤の安定を確保するには影響が大きく、事業計画及び中期計画を策定し、事業に取り組んでいる。

令和元(2019)年の私立学校法改正(令和2(2020)年4月1日施行)で中期的な計画の策定が義務付けられたことにより、従前の事業計画及び中期財務計画を土台に課題や外部環境の変化等を勘案して、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの中期計画を策定した。(私立学校法第45条の2)(寄附行為第33条)。当該中期計画では、目標や施策をより具体的に示しており、これらを各年度の事業計画や予算編成(私立学校法第45条の2)(寄附行為第33条)に連動させることで、本学の発展に一層効果的に作用させていく考えである。この中期計画は、本学の今後の成長戦略を描き、さらに進化するための手段であり、役員から教職員に至るまで一貫して共有される中間目標点でもある。中期計画の着実な履行を通して、これまで培ってきた歴史と伝統を受け継ぎ、創立120周年、そして130周年も見据えて、本学が社会に評価される学園として発展を続けていくために取り組んでいる。

しかし、令和2(2020)年度に向けて中期的な計画の策定が義務付けられ公表をしたが、従前の事業計画及び中期財務計画を土台に作成したものであり、具体的な教学のマネジメントプランが検討中であった。そこで、令和2(2020)年度に教育の質保証委員会で検討し「教学マネジメントの流れ」を中期計画に加筆した。

予算及び事業計画は、中期計画により予算編成方針を定め、学内に周知し、各部署から提出された教学計画、学生数、教職員数、施設設備改修計画等の事業計画を基に予算及び事業計画を作成している【資料5-4-1】【資料5-4-2】。予算及び事業計画は諮問機関である予算委員会で審議し、評議員会の意見聴取の後、理事会において決定している(経理規程)【資料5-4-3】。予算は決定後速やかに関係部門に通知している。年度予算は、学校法人藤村学園経理規程及び学校法人藤村学園経理規程施行細則【資料5-4-4】に基づき適正に執行している。予算及び執行管理については、日常的な出納業務は経理課長が会計伝票及び証憑書類を審査し、法人事務局長・財務担当理事の決裁を受けて支払う等、経理規程・経理規程施行細則に基づき円滑に実施している。予算執行状況等については、経理規程に基づき月次試算表を作成し、金融資産残高表と併せて法人事務局長及び理事長へ報告している。

資産管理については、学校法人会計基準に準拠した適切な会計処理に基づいて記録しているほか、経理規程・経理規程施行細則、固定資産規程及び物品管理規程【資料5-4-5】、同調達規程【資料5-4-6】に基づき安全かつ適正に管理している。

資金(預金・有価証券)の運用は、資金運用に関する規程及び施行細則【資料5-4-7】【資料5-4-8】に基づき、安全性を考慮し、より有利な運用に努めている。

本学は、中長期的な視点に立った収支均衡を図ることを財政運営の基本とし、中・短期的には資金計画及び事業計画の未達成部分等について随時見直しを図り、期中に発生する重要事項については、理事会及び評議員会の審議を経て、補正予算で対応している。特に令和2(2020)年度予算は、新型コロナウイルス感染症関係費用で想定外の支出に見舞われたが、旅費交通費等の費目別予算の見直しにより黒字の補正予算とすることができた。このように本学は、対応する中期財務計画は毎年見直し【資料5-4-9】、中期計画の策定、実施、点検、見直しを常に行い、PDCAサイクルを回し経営改善と経営基盤の安定化を図ってい



る。また、私立学校法の主旨に則り、大学構成員、関係者及び一般社会への説明責任の観点から、ウェブサイト等を通じて積極的に財務情報を公開している。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学は教育・研究を適切に遂行するため、明確な将来計画に基づいて、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを公正、効率的に配分・運用する責務があり、本学はその使命を十分に果たすべく、必要な財政基盤の確立を目指した財政運営を推進する。

安定した財務基盤の確立には学生数の確保が重要であり、これまで本学は定員超過率を遵守し学生を確保している。学生募集対策として、毎年入学定員の確保を目標にして教職員による指定校訪問をおこない、ウェブサイトその他での広報活動やオープンキャンパスを実施している。ウェブサイトのリニューアル、オープンキャンパスの充実、短期大学から大学への編入学など、入学生確保と定員充足に努めている。

収入面では、学費の改定を経済環境や他大学の動向を踏まえ理事会で決定し、平成 28(2016)年度、平成 30(2018)年度には学費改定ならびに実験実習料を追加するとともに、短期大学児童教育学科に保育士養成課程を設置し収容定員の増員に努め、そして令和 2(2020)年度に学費改定を行っている。また、平成 26(2014)年度から日本私立学校・共済事業団の受配者指定寄付金制度(令和元(2019)年度更新)、平成 30(2018)年度に文部科学省の特定公益増進法人の証明書及び税額控除に係る証明書が発行され、教育振興寄付金(教育研究、奨学金、施設設備、クラブ活動)と藤村スポーツセンター建設寄付金など外部資金の獲得などで収入の安定化に取り組んでいる。支出面では、地球環境保全に向けて、太陽光発電装置を設置し、また、教職員により編成されたエコ隊の活動は、学内関係者の意識の高揚につなげるなど様々な地道な取り組みによって省エネルギーに努めている。

##### 1)経営状況

本学の経営状況は、事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)の基本金組入前当年度収支差額は 5%~10%で推移しており、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対応経費の影響はあったものの 5.2%の収入超過を確保している。ただし、教育活動収支差額は 30%~33%で推移していたものが新型コロナウイルス感染症対応経費の影響でマイナス 0.7%の支出超過になっている。法人全体としては収支のバランスが保たれている。また、大学単独の事業活動収支計算書関係比率の教育活動収支差額は 12%~17%で推移しており、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対応経費の影響もあったが 16.4%の収入超過になっている。

##### 2)財政状態

本学の財政状態は、貸借対照表関係比率(法人全体のもの)により、純資産構成比率は 94%~95%で推移しており、借入金が無いことによって健全で安定した財政基盤を維持している。

令和 2(2020)年度末の特定資産の額は、退職給与引当特定資産 5 億 4,703 万円、減価償却引当特定資産 44 億 4,663 万円、第 2 号基本金引当特定資産 3 億円、及び第 3 号基本金

引当資産 30 億 82 万円で、合計 82 億 9,448 万円を確保している。

金融資産の運用については、「学校法人藤村学園資金運用に関する規程」【資料 5-4-7】及び「学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則」【資料 5-4-8】に従い適切に運用管理しており、国債、事業債、及びユーロ債等で運用している。

### (3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、経常収入の 79%を占める学生生徒等納付金収入を安定的に確保することが重要であり、中期計画【資料 5-4-10】に基づき収容定員の充足に努める。また、学納金改定については、財政基盤の安定や同系の大学・短期大学の状況を踏まえて検討する。

補助金については、平成26(2014)年3月に補助金獲得プロジェクトを立ち上げ、私立大学等改革総合支援事業等の補助金獲得について継続して取り組んでいく【表5-⑤】。

【表 5-⑤ 私立大学等経常費補助金の推移(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)】

(単位：千円)

項目	学生数(単位：人)	一般補助	特別補助	合計
平成28年度	1,829	125,797	16,091	141,888
平成29年度	1,778	123,302	13,124	136,426
平成30年度	1,734	117,423	11,795	129,218
令和元年度	1,722	118,923	9,632	128,555
令和2年度	1,666	118,975	5,747	124,722

寄付金については、藤村スポーツセンター寄付金及び教育振興寄付金(クラブ支援等のスポンサーの拡大含む)の積極的な受入れを推進する。また、藤村スポーツセンター寄付金に変わる新たな目標を設定する。

### 【エビデンス集資料編】

【資料 5-4-1】 令和 3 年度事業計画・予算編成スケジュール

【資料 5-4-2】 令和 3 年度事業計画及び予算編成日程概要

【資料 5-4-3】 学校法人藤村学園経理規程 【資料 2-5-3】 と同じ

【資料 5-4-4】 学校法人藤村学園経理規程施行細則

【資料 5-4-5】 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程 【資料 2-5-4】 と同じ

【資料 5-4-6】 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程 【資料 2-5-5】 と同じ

【資料 5-4-7】 学校法人藤村学園資金運用に関する規程

【資料 5-4-8】 学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則

【資料 5-4-9】 学校法人藤村学園中期財務計画(令和 3 年度～令和 7 年度)

【資料 5-4-10】 学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)

【資料 1-2-6】 と同じ

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### (1)5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

### (2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は、規程を整備して会計処理と監査を適正かつ厳正に実施している。会計処理では、経理規程【資料 5-5-1】、同施行細則【資料 5-5-2】、資金運用に関する規程【資料 5-5-3】、同施行細則【資料 5-5-4】を定めている。監査では、監事監査要綱【資料 5-5-5】を定めている。

固定資産と物品関係では、固定資産及び物品管理規程【資料 5-5-6】、同調達規程【資料 5-5-7】を定め、財務情報公開では、財務書類等閲覧規程【資料 5-5-8】を定めている。これらの規程に基づく適正で厳正な運営を会議等により周知して日常的に実施している。

補正予算は、資金計画及び事業計画の未達成部分等について随時見直しを図り、期中に発生する重要な予算の変更及び予算外の支出が生じる場合については、評議員会及び理事会の審議を経て、予算の補正を行っている。補正予算は、12月に決定している【資料 5-5-9】。

予算決定後は、経理課から予算申請部門の責任者に「予算の決定及び予算執行上の留意点について」を通知する。予算の執行は、経理規程及び経理規程施行細則ならびに固定資産・物品調達規程等に基づき適正に行っている。執行の状況は、毎月の月次試算表を経理責任者である事務局長を経て、理事長に報告している。

期中の予算管理については各端末から執行状況と予算管理の把握できる環境が整い、一層の効率化と経費削減に努めている。また、施設・設備の整備等の高額の執行については稟議手続きを経ることとしている。予算に変更が生じた場合は、補正予算及び稟議手続きにより対応している。決算及び日常の会計処理については、公認会計士及び監事の監査により各規程に基づき適正に処理している。

このように予算の執行管理を厳格に行い、学校法人会計基準及び経理規程等の諸規程を遵守して適正な会計処理を実施している。

資金(預金・有価証券)の運用については、「学校法人藤村学園資金運用に関する規程」【資料 5-5-3】及び「学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則」【資料 5-5-4】に従い適切に運用管理している。国債、事業債、及びユーロ債等により分散して運用をしている。

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を実施し、内部及び外部のチェック体制を整えている。その他、監査室による内部監査を規程等に基づき実施している【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】【資料 5-5-12】。また、公認会計士、監事、監査室による三様監査を定期的に実施している。

公認会計士による会計監査は、年間を通じて定期的に理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、固定資産等の監査を行っている。監事 2 人による監査は、「学校法人藤村学園監

事監査要綱【資料 5-5-5】に基づき定期監査と随時監査を書面及び実地監査により行い、業務の適正かつ効率的な運営と会計経理の適正を期している。決算について経理責任者から決算内容を聴取し、会計帳簿書類の点検・照合をするとともに業務執行及び財産の状況を監査している。この監事監査には公認会計士が立会い、意見交換を行い監査機能の充実・強化を図っている。監査結果については、監事が理事会及び評議員会に出席して監査報告をしている。

公的研究費については、学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程【資料 5-5-13】を施行し、不正防止の管理体制を整備している。また、執行については、外部資金に関する取扱要領【資料 5-5-14】に基づき行っている。執行状況については、内部監査を毎年度実施している。

### (3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の適正な実施及び業務・会計監査についての監査体制は、引き続き厳正に実施する。予算執行については、予算編成方針と予算執行上の留意点を課長会等により教職員に周知徹底して支出削減に努め、予算の統制を図る。予算編成では中期計画(新規・重点事業、高額事業等)に基づき予算編成に反映する。

また、事務職員を学内外の研修・講習会等に参加させることによって、情報の収集と業務知識の向上を図る。

#### [エビデンス集資料編]

- 【資料 5-5-1】 学校法人藤村学園経理規程 【資料 2-5-3】 と同じ
- 【資料 5-5-2】 学校法人藤村学園経理規程施行細則 【資料 5-4-4】 と同じ
- 【資料 5-5-3】 学校法人藤村学園資金運用に関する規程 【資料 5-4-7】 と同じ
- 【資料 5-5-4】 学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則【資料 5-4-8】 と同じ
- 【資料 5-5-5】 学校法人藤村学園監事監査要綱 【資料 5-3-4】 と同じ
- 【資料 5-5-6】 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程 【資料 2-5-4】 と同じ
- 【資料 5-5-7】 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程 【資料 2-5-5】 と同じ
- 【資料 5-5-8】 学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程 【資料 5-1-13】 と同じ
- 【資料 5-5-9】 令和 3 年度事業計画・予算編成スケジュール 【資料 5-4-1】 と同じ
- 【資料 5-5-10】 学校法人藤村学園内部監査規程 【資料 5-3-6】 と同じ
- 【資料 5-5-11】 学校法人藤村学園内部監査実施規則
- 【資料 5-5-12】 内部監査マニュアル
- 【資料 5-5-13】 学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の  
使用に係る不正行為の防止等に関する規程 【資料 5-1-10】 と同じ
- 【資料 5-5-14】 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学における  
外部資金に関する取扱要領

#### [基準 5 の自己評価]

大学を取り巻く環境は、少子高齢化等を背景に一段と厳しさを増しており、教育・研究活動を継続していくための安定した財務基盤の確立が強く求められている。

本学は、学校教育法、私立学校法ほか、大学の設置運営に関連する法令を遵守し、併せて、当該法令等に基づく学内規程を定めて適正に学園を運営している。

また、理事会が、本学の使命・目的の達成のために、法人の最高議決機関として意思決定できる体制が整備されており、学校法人の管理機関として、理事及び監事ならびに評議員会の三機関は有機的に機能して、ガバナンスも適切である。

本学の意思決定機関としては、教授会、各種委員会は適切に機能しており、教学の責任者である学長を中心として、理事会・常任理事会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の緊密な連携及び意思決定を図っている。

事務部門の職制及び職務権限ならびに各部課の事務分掌については、事務組織規程及び同〔別表〕に詳細に規定しており、適正に機能している。事務職員の配置については、定期的な人事異動を行うことにより適正な人員配置を目指すこととする。

安定した財政基盤の確立には学生数の確保が重要である。これまで大学は平成 24(2012)年度から戦略的な広報活動と積極的な募集活動を展開し、安定的に入学者を確保してきている。令和 3(2021)年 5 月 1 日時点の大学の在籍者数は収容定員の 97.4%となっている。

予算編成については、中期計画を基に予算編成方針を定め、学内に周知して予算を編成している。予算の執行及び会計処理に関しては、学校法人会計基準及び経理規程等の諸規程を遵守して適正に行っており、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を受け、業務の適正かつ効率的な運営と会計経理の適正を期している。また、公認会計士、監事、監査室による三様監査により、監査を友好的かつ効率的に実施する体制を敷いている。

以上のことから、経営・管理と財務については、基準 5 を満たしている。

## **基準 6. 内部質保証**

### **6-1. 内部質保証の組織体制**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

##### **(1) 6-1 の自己判定**

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### **(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学における内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 1 条に定める教育目的を達成するため、学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、結果を公表するものとする。」と定めている。

さらに、内部質保証システムをより一層機能させるため、令和元(2019)年度に「教育の質保証委員会」を設置した。本学における内部質保証に関する全学的な組織は、令和元(2019)年度策定「教育の質保証委員会」規程において明示している。教育の質保証委員会規程第 2 条には、「藤村学園が設置する東京女子体育大学・東京女子体育短期大学が教育・研究の水準の向上を図り、建学の精神、教育理念・教育目的、教育目標及び各種方針、社会的使命を

達成するため、「教育の質保証に関する方針」における基本姿勢に基づき、大学・短期大学の質を自律的に保証する体制を整え教育・研究活動をはじめとする大学・短期大学の諸活動の状況について、恒常的かつ継続的に自ら点検及び評価を行い、その結果を改善につなげ社会に公表していくことを目的として、検討・推進していく。」と記している【資料 6-1-1】。

「教育の質保証委員会」設置とともに、建学の精神、目的、理念の実現に向けて、恒常的かつ継続的に本学の教育の質保証及び向上に取り組むため、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学の教育の質保証に関する方針」を定めた【資料 6-1-2】。

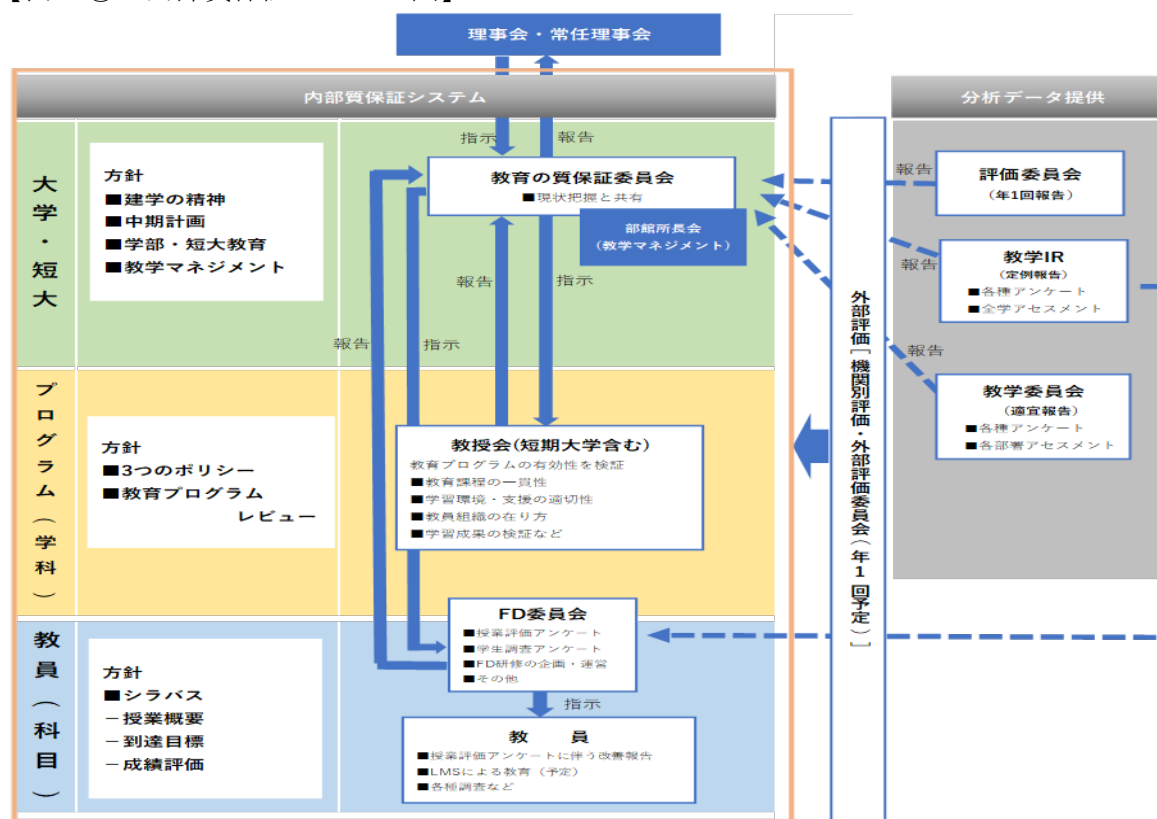
教育の質保証委員会規程第 4 条及び教育の質保証に関する方針に基づき、委員会の構成員には、学長を委員長とし、委員に常任理事、事務局長、教務部長、学生部長、キャリア支援部長、教職センター所長、入試部長、体育学科主任、短期大学保健体育学科主任、短期大学児童教育学科主任、その他、理事長が指名した者で構成している。

教育の質保証委員会は、全学的な教育の質に関わる事案を横断的・総合的に議論するため、部館所長会、教学委員会、評価委員会と連携し、教授会、理事会に付議し、方向性を決定している。それを受け、関係委員会・部署が具体的な対応するシステムとなっている。

さらに、令和 2(2020)年度までは各教学委員会の開催日と調整し、本委員会を開催(不定期開催)していたが、令和 3(2021)年度から教学委員会の上位に位置づけ、本委員会を主軸として、教学マネジメント体制の中心となる部館所長会及び教学委員会との連携強化を図り、機関レベルでの PDCA を回すため、毎月第 3 週水曜日の月 1 回の定例開催とした。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う組織として、本学における内部質保証のための責任体制は明確である【表 6-①】。

【表 6-① 内部質保証システム図】



### (3)6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のための組織の整備や責任体制に関する改善・向上方策は、令和元(2019)年度に教育の質保証委員会を設置し、組織体制を整えた。教学委員会と調整し、定例開催とすることで、改善に向け主体的に取り組む意識の醸成がより一層充実できるようになった。

教学マネジメント体制の中心となる部館所長会、評価委員会、FD 委員会、各教学委員会から、全学的に検討すべき事項を教育の質保証委員会へ問題提起し、全学的に点検・評価・改善の PDCA サイクルを回し、内部質保証体制の機能性の強化に努めていく。

[エビデンス集資料編]

【資料 6-1-1】教育の質保証委員会規程

【資料 6-1-2】東京女子体育大学・東京女子体育短期大学の教育の質保証に関する方針

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1)6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2)6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は 6-1-①で述べたように、自己点検・評価について学則第 2 条に基づき実施しており、結果を広く社会に公表している。

#### 1)機関レベルの自己点検・評価

本学は平成 5(1993)年度から自己点検・評価に取り組み、平成 25(2013)年度に組織改正に伴い法人委員会通則規程のもと「評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための組織強化を図った。構成員は、委員会の運営をさらに活性化させるため常任理事を委員長とし、事務局長ほか、5名の委員で組織している【資料 6-2-1】。

本学の自己点検・評価は大学設置基準第二条及び学校教育法第六十九条に則り、建学の精神、教育理念、そしてこれらを踏まえた教育目標の実現を目指して、教育の継続的な質保証を図っていくため、全学的な取り組みとして、毎年度行っている。本学はきめ細かな点検・評価を実施するため、下記に示したとおり「自己点検・評価項目」【表 6-②】、区分一「建学の精神と教育理念に関する内容」、区分二「学生支援に関する内容」、区分三「大学の経営に関する内容」の 3 区分とし、それぞれ「項目」、「小項目」、「細項目」を設けている【表 6-②】。評価項目は平成 30(2018)年に点検評価する平成 29(2017)年度自己点検・評価から、大学認証評価の受審を見据え、認証評価機関の項目を参考に、評価項目の細項目について見直しを行ってきた。見直しの観点として、「三つのポリシーに関すること」、「大学における自律的な改革サイクル(内部質保証)に関すること」、「事業計画が点検・評価できること」に留意した。

## 東京女子体育大学

自己点検・評価の方法は、所管部署(評価実施部署等：学長、教学担当理事、総務課、経理課、管財課、教務課、学生課、広報課、教職課、キャリア支援課、企画調査室、女子体育研究所、図書館、地域交流センター、健康管理センター)が上記で示した点検評価項目により、3段階(A・B・C)で評価している【表 6-③】。

記述欄には、項目ごと「達成目標・独自の基準等」、「評価した理由」、「改善点」、「目標」記述し、自己点検・評価を通して、各部署において、課題等を把握し、改善・充実を図り、本学の特色、特性を十分に発揮できるようにしている。

自己点検・評価の実施及び評価結果は評価委員会で審議し、単年度においては「点検報告」を作成し、本学ウェブサイトに掲載している。また、隔年で『点検・評価年報』【資料 6-2-2】として冊子を作成し、図書館に配架し閲覧に供するようにしている。

【表 6-② 自己点検・評価項目】 【表 6-③ 令和 2(2020)年度 自己点検・評価 評価基準】

### 区分一 建学の精神と教育理念に関する内容

領域	項目
I 建学の精神・教育理念と教育目標	A建学の精神・理念の確立と教育目標の実現

### 区分二 学生支援に関する内容

領域	項目
I 教育課程	A教育課程の編成 B教育課程の運営
II-1 教育指導 (授業内容及び単位)	A授業内容・教育方法の工夫・改善 B単位認定・卒業・修了認定 C互換
II-2 教育指導 (教育実習及び資格取得)	A教育実習の運営 B介護等体験の運営 C資格取得
III 研究活動	A教員の研究活動 B研究助成活動
IV 就職指導	Aキャリア支援
V 学生の受け入れ	A入学選考の方法 B学生の定数 C選考に関する業務 D委員会活動 E広報活動
VI 学生生活への配慮	A学生支援 B学生寮の管理・運営 C学友会及びクラブ活動の指導・援助 D学生生活への援助・助言 E問題の改善
VII 健康の管理	A定期健康診断 B応急処置 C医事・リハビリ相談 Dメンタル相談 E健康管理 F学外実習他 G研究会への参加 H管理運営
VIII 図書館活動	A資料の収集・整備 B資料の提供 C予算・執行 D施設・機器類 E管理・運営

### 区分三 大学・短期大学の経営に関する内容

領域	項目
I 管理運営	A法人の管理運営 B大学・短期大学の管理運営 Cガバナンス D事務組織 E教員組織 F人事管理
II 財務	A経営 B予算・決算 C財務管理
III 施設設備	A校地・校舎等 B維持管理
IV 大学と社会の連携	A国際社会との連携 B地域社会との連携 C関連団体と連結
V 広報・広聴活動	A広報・広聴活動
VI 改革改善	A自己点検・評価 B改善改革 C将来計画の策定

- |  |
|--|
| <p>A:優れた取り組み。<br/>(著しい成果を挙げている。本学独自の取り組みを行っている。等)</p> <p>B:適切な取り組み。<br/>(法令等遵守している。趣旨に合った取り組みを行っている。等)</p> <p>C:改善の必要がある取り組み。<br/>(課題がある。発展させる必要がある。等)</p> |
|--|



## 2) 授業レベルの自己点検・評価

自己点検・評価活動の一環として、授業担当教員の教育意識や指導技術を高め、授業内容の改善充実を図るため、教員が担当する全ての授業で平成 17(2005)年度から「授業評価アンケート」を毎年、前期・後期で実施している。授業担当教員はアンケート結果を基にシラバスに記載した科目の到達目標や授業内容などの見直しを行い、『授業改善報告書』【資料 6-2-3】を作成し、次年度の授業実施に生かしている。学生の回答率は、令和 2(2020)年度新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、学生への周知が浸透せず回答率が下がっているが、過去 5 年間を見ると平均 67.5%である。FD 委員会では、授業担当教員から意見を聴取し、教員の実施率や学生の回答率の向上に努めている【表 6-④】。

【表 6-④ 授業評価アンケート回答率 過去 5 年間(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
回答率	70.8%	68.4%	70.8%	73.1%	54.6%	67.5%

『授業改善報告書』は理事長、学長、常任理事、FD 委員長等へ報告するとともに、FD 委員会において記載の内容を点検し、教育の質保証委員会に報告している。教育の質保証委員会では、授業評価アンケートと授業改善報告書から改善すべき問題点を明らかにし、FD 委員会へ改善策について検討するよう依頼し、教員の意識、指導技術向上につながるようにしている。

毎年度、『授業改善報告書』は冊子にまとめられ、図書館に配架し学生・教職員が閲覧できるようにしている。また、授業評価結果は「点検報告」、『点検・評価年報』に掲載しており、本学ウェブサイトでステークホルダーに公表している。さらに、授業評価アンケートの実施状況の経年比較を行っており、本学ウェブサイトの「情報公開」ページで公開している【資料 6-2-4】。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、平成 29(2017)年度に IR(Institutional Research)を担当する部署として企画調査室を設置した。企画調査室では、規程に定める、(1)教育研究・経営・財務情報など、大学の諸活動に関する情報収集・蓄積、分析をし、組織戦略に活用するための組織研究・実践活動(IR : Institutional Research)に関する事務、(2)学生の学修成果など、教育機能についての調査・分析及び可視化に関する事務、(3)各部署の活動を評価する指標の作成等に関する事務、(4)収集データの管理・システムの構築に関する事務、(5)自己点検・評価及び認証評価に関する事務等を担うことになっている。

これまで、企画調査室では IR の活用のため、各種アンケートを実施し、データ収集に努めてきた。また、各部署が管理するデータは、企画調査室が必要に応じて各部署にデータの提出依頼を行い、集積している。さらに、アンケートの実施結果や集積したデータは教育の質保証委員会をはじめ、各部署へ提供している。

また、令和元(2019)・2(2020)年度、統計分析、心理学、社会学を専門とする本学教員を

IR アドバイザーとして委嘱しており、学生調査アンケートの質問項目等の見直し、学長の下、アセスメント・ポリシーについて検討等を行ってきた。令和 3(2021)年度は本学教員 4 名(3 名継続)の IR アドバイザーと内部質保証・IR アドバイザー(非常勤職員)を委嘱し、より一層の教育の質保証のため取り組んでいる。

### (3)6-2 の改善・向上方策(将来計画)

分析結果の活用について、現状、分析した結果を関係者や関係委員会に報告のみに留まっていたが、令和 2(2020)年度にアセスメント年次進行表を策定し、今後の PDCA サイクルを可視化した。このことで、データ結果の活用状況が明確になり、データ・分析の意義を示すことができ、また信頼性も高まった。今後は教学マネジメントの流れに示しているように、教育の質の改善に向けて、ループリック、学修ポートフォリオの策定が必至である。それを踏まえ、令和 7(2025)年度から新カリキュラムを実施する。今後は関係委員会の結果の活用状況を教育の質保証委員会で確認し、データのみならず活用状況の可視化にも努めていく。

#### [エビデンス集資料編]

【資料 6-2-1】 評価委員会規程

【資料 6-2-2】 平成 29・30 年度点検・評価年報

【資料 6-2-3】 令和元年度授業改善報告書 【資料 2-6-4】 と同じ

【資料 6-2-4】 本学ウェブサイト「情報公開」

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1)6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2)6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証は三つのポリシーを起点とし、自己点検・評価は評価委員会を設置し、毎年行っている。評価委員長、事務局長ほか、5 名を構成員とし、学園のウェブサイトに掲載するだけでなく、隔年で『点検・評価年報』を冊子にし、図書館等で閲覧に供するようになっている。自己点検・評価は部館所長と各課が協働で行い、その結果は評価委員会で総括的に検証されている。評価結果が前年度から評価が上がらなかったものについては、改善方策の検討も含め評価委員長から教育の質保証委員会に審議事項として出され、教育の質保証委員会の意見は、関係部署に伝え具体的に改善に向け取り組む体制が整っている。自己点検・評価は常任理事会、教授会、理事会の承認を得て、学外へ公表している。また令和元(2019)年度からは「一より良い学園づくりのために一東女体大 CHECK!!」のポスターを

作成するとともに、大学が行う自己点検・評価活動を学生と共有し、教職員だけでなく学生も含む全学的な取り組みとして自己点検・評価を行っている。

また、全学的な組織として、本学独自の自己点検・評価を恒常的かつ継続的に行うために設置した、教育の質保証委員会では、大学運営の改善・向上のために中期計画の基づき以下の事項を検討し改善に努めた【表 6-⑤】。

【表 6-⑤ 教育の質保証委員会 令和 2(2020)年度の主な検討事項】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1.教育理念・教育目的・教育目標の見直し</li><li>2.教育スローガンの確認</li><li>3.教学マネジメントの流れの策定</li><li>4.自己点検・評価結果の点検・評価</li><li>5.アセスメント・ポリシーの策定</li><li>6.授業評価アンケート結果の活用に関する教員意識の変革</li><li>7.学生調査アンケート、学習成果測定アンケート等の分析結果の活用</li></ol> |
|--|

令和 2(2020)年度は、4 月当初より新型コロナウイルス感染症の拡大によって、通常の面接授業の実施が難しい状況に陥った。本学においては、同年 4 月 7 日の緊急事態宣言発出後、直ちに全教員を対象に遠隔授業の研修会を開催して、学事暦どおりに遠隔授業が開始できるようにした。また、学生には遠隔授業を実施する上で学習環境整備のための必要経費として在学生全員に一人当たり一律 40,000 円を給付し、経済的な負担軽減を行った。

令和 2(2020)年 5 月 25 日の緊急事態宣言解除とともに、一部の実技科目で遠隔授業の補習を行いながら、同年 6 月中旬には分散登校(学籍番号の奇数番・偶数番で分ける)による面接授業を徐々に開始した。さらに、同年 7 月 23 日からの夏季休業期間を変更し、延べ 3 週間に及ぶ補講期間を設定して教育の質を保証した。特に、4 月当初に遠隔授業の開始が遅れた科目については、補講期間で授業回数を確保した。

後期は、通常の面接授業の実施を原則として開始したが、教室が密になる場合には、分散授業や遠隔授業で対応した。また、体調不良者等については、遠隔授業等で指導を継続して学修機会の確保に努めた。なお、同年 12 月 10 日より、年内の授業を全て遠隔授業として、遠方に帰省する学生に配慮しつつ、冬季休業中の学修の充実を図るなど、教育の質の保証を目指した。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計が急変し修学の継続が困難な学生については、今後調査し、対応を検討する。

### (3)6-3 の改善・向上方策(将来計画)

喫緊の課題としては、体育大学の特性である専門実技等の教育成果を測るアセスメントの策定である。本学の特徴である「体育実技の学び」の点検・評価は、いくつかの判断指標(大会での成績、体育実技における成績評価など)も考えられるが、あくまでも個別領域での判断指標となる。今後は、専門体育実技の教育成果を通底する判断指標を定めるため、獲得される身体能力の分析とともに、体育・スポーツの教育的価値の研究を進める。それを推進するため、令和 3(2021)年度から学長奨励研究を新設し、女子体育大学という特性を

持つ高等教育機関として、「何を学び、何を身に付けるのか」という問題を研究レベルで分析し教育の質を保証していく。

専門実技の教育の質保証について理論的根拠が示された後は、点検・評価の実施に学外の参画を得て、さらに充実させていく。令和 3(2021)年度から国立市・立川市との連携協定において、本学の自己点検・評価に関する意見聴取を行っていき、こうしたステークホルダーの意見を取り入れ、大学運営の改善・向上を行っていく。

さらに DX(Digital Transformation)の取り組みとしては、「デジタル社会におけるスポーツの新たな展開」に向けて、体育大学における専門実技授業の質の向上に取り組む。専門技能習得は実際に身体活動を伴い面接授業で行うことが一般的である。実技授業については、予習・復習が難しいとされるが、新たな取り組みとして授業時間外で自分の動画や見本の動画を比較・分析し、効率の良い運動学習ができるよう検討を進めていく。体育大学の使命は、社会に対して健康体力づくりや生涯スポーツの推進の担い手を輩出する一方で、多様な学生を受け入れる現代においては、学生本人が身に付けた専門技能や知識が、広く一般社会で求められる能力の獲得につながることをさらに検討し、教育の質を向上させていく。

### 【基準 6 の自己評価】

本学は、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿い、恒常的かつ継続的に自ら点検及び評価を行う内部質保証のための組織を整備し、責任体制が確立している。さらに、「学習成果を評価するための評価方針」に基づき、「アセスメント・ポリシー」を策定し、運用している【資料 6-3-1】。

自主的・自律的な自己点検・評価として、本学独自で行う自己点検・評価と授業評価アンケートを事例とし前述したが、これらも適切に結果を共有している。自己点検・評価活動においては、IR を活用し、効果的なデータ収集を行い、客観的な視点から定性的・定量的に分析を行っている。

令和 2(2020)年度に受審した短期大学認証評価の審査結果では「一部の組織において教育の質保証を図る査定の仕組みはあるが、全教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みにすることが望まれる」と指摘を受けた。教育の質保証委員会が設置され、全学的に教育の質保証を測る査定の仕組みが構築された。本学の内部質保証の体系化は指摘のとおり遅れており、その改善対策として、以下の取り組みを実施した【表 6-⑥】。

#### 【表 6-⑥ 内部質保証における体制整備】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1.教育の質保証の PDCA を策定し中期計画に「教学マネジメントの流れ」を公表</li> <li>2.教育の質保証委員会の定例開催</li> <li>3.アセスメント年次進行表の整備</li> <li>4.学長奨励研究の新設</li> </ol> |
|---|

これらの改善策を構築したことで教育の質保証の充実化の道を拓き、具体的にアセスメントを分析、改善対策が講じられるようになり、教授会、理事会にその結果を報告し、全学的な PDCA サイクルが回るようになった。

さらに、令和 2(2020)年度に新学長が就任し、教育の質保証委員会の委員長として学長が、教学マネジメントの中心となる部館所長会をまとめ、教職員を率い、大学の改革・改善に向け積極的に取り組む意識を高めており、全学的な内部質保証の取り組みを実践していく体制を整えた。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

【エビデンス集資料編】

【資料 6-3-1】東京女子体育大学・東京女子体育短期大学アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-1】と同じ

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献

##### A-1. 地域社会との連携協定・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制

##### A-1-① 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化

##### A-1-② 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する実施体制の整備

##### (1)A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### A-1-① 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき教育目的を定め、その中で積極的に地域社会へと貢献できる大学を目指している【表 A-①】【資料 A-1-1】。

##### 【表 A-① 本学園教育の目指すもの】

～本学園教育の目指すもの～

「社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指しています。」

- ・新たな「知」の創造と活用を通じて、社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指しています。
- ・生涯学習社会の到来を踏まえ、地域社会と共存し、スポーツの楽しさ、健康の大切さを伝えながら文化の振興に寄与する人材の養成にも力を注いでいきます。
- ・文化としてのスポーツを社会に浸透させ、心豊かな人間社会に貢献する人材の育成が本学の教育目的です。

また、学外へ向けては、『大学案内 2022』や本学ウェブサイト「教育スローガン」として、本学の目指す教育を「極・匠・伝・凜」と漢字 4 文字で表した。教育スローガンをふまえて「社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指しています。」を掲げ、「本学は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教育、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする」と表明している【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】。

さらに、本学ウェブサイトの「地域交流事業」においては、その目的を「本学の地域交流センターでは地域に貢献できる開かれた大学を目指し、地域社会と積極的にふれあい、本学の教育、研究により長年培った成果を、地域の方と共有する充実した講座を開講しています。また、さまざまな地域貢献活動を通し、地域との活気に満ちたコミュニティづくりを行っています」と掲げ、地域貢献に関する方針を明確に示している【資料 A-1-4】。

#### **A-1-② 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する実施体制の整備**

本学では、教育・文化・スポーツ等に関する地域社会からの協力要請に対し、積極的に対応するための拠点として地域交流センターを設け、本学教員や在学生の派遣協力などをおして学生の社会活動や自己啓発活動の促進に資するとともに、社会に開けた大学として公開講座を実施するなど社会貢献の機能を果たしていくことを目的としている。

地域交流センターで行う業務は以下のとおりである【資料 A-1-5】。

##### 1)地域交流推進に関すること

- ア 公開講座の企画・運営・実施に関すること
- イ ボランティア講座の実施に関すること
- ウ 地域における学生のボランティア活動の支援に関すること
- エ 地域交流センター運営委員会に関すること
- オ 地域交流センターの管理運営に関すること
- カ その他、地域交流推進に関する事務及び地域交流センターの事業運営に関すること

##### 2)ジュニア強化推進に関すること

- ア ジュニア・ユースクラブの企画・運営・実施に関すること
- イ 定期レッスンの運営に関すること
- ウ その他、ジュニア強化推進に関する事務及び地域交流センターの事業運営に関すること

##### 3)その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

また、地域交流センターの運営を円滑に行うため、地域交流センター運営委員会を置き、地域交流センター運営委員会規程【資料 A-1-6】に基づき、地域交流センターの運営の必要事項を適切に審議している。

#### **(3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)**

本学は、平成 25(2013)年 11 月に国立市、平成 27(2015)年 3 月に立川市と包括連携協定を結び、相互の協力と連携により地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域の発展と人材の育成に寄与するために、様々な分野において連携協力を進めることとした。

地域交流センターは、平成 7(1995)年度から公開講座事業(当初は女子体育研究所所管)を

引継ぎ、今年度で 26 年目を迎える。また、平成 17(2005)年度から開講された学生のボランティア活動支援の一環である「ボランティア講座」は、講座の内容や講座回数などの講座の規模を検討しながら 16 年目を迎えた。これからの本学の地域貢献については、本学学生・地域住民・行政(国立市・立川市)関係者の意見を踏まえ、体育・スポーツを専門とする女子体育大学としての地域貢献のあり方について検討する機会を積極的に設ける必要がある。

以上のことを踏まえ、今後は大学内外の関係セクションとも相互に協力しあい、地域社会に開かれた大学として、新たな事業展開を行っていく。その際、地域連携、地域貢献推進のための「基本方針」を明確にし、その方針のもとに関係機関との連携を図りながら取り組んでいく。

#### 【エビデンス集資料編】

【資料 A-1-1】 本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」  
【資料 F-13】 と同じ

【資料 A-1-2】 大学案内 2022 pp.10-11 【資料 F-2】 と同じ

【資料 A-1-3】 本学ウェブサイト「教育スローガン」

【資料 A-1-4】 本学ウェブサイト「地域交流事業」

【資料 A-1-5】 地域交流センター規程(第 2 条)

【資料 A-1-6】 地域交流センター運営委員会規程

### A-2. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献の具体性

#### A-2-① 大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施

#### A-2-② 地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施

#### A-2-③ 学生ボランティア活動等の支援

#### A-2-④ 上級学校訪問・職場体験の受入

##### (1)A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

##### (2)A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-2-① 大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施

大学の資源である「施設」、「人材」、「指導力」、「競技力」、「学識」などを地域住民に還元するために各種事業を実施している。

地域交流センターではこれまで、体育大学としての特色を生かして、公開講座における講座内容の拡充を主眼に取り組んできた。本学の専門領域である「体育・スポーツ」分野だけでなく、併設する東京女子体育短期大学児童教育学科の「幼児教育」をテーマとした講座も織り交ぜ、幅広い層に対応した企画を立案し、多様なニーズに応えられるようにしている【資料 A-2-1】。

毎年度 20 講座程度を開講しているが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、23 講座を開講予定であったが、13 講座を中止し、10 講座を開講(参加者 157 名)した【資料 A-2-2】。

講座の実施にあたり、近隣の自治体との連携により、現在は「立川市教育委員会」、「国立市教育委員会」、「府中市教育委員会」の教育委員会と共催及び後援を得ている。各自治体からは、市の広報誌や生涯学習情報誌、体育施設の広報誌による広報、市の関係施設でのポスターの掲示やリーフレットの配布などの協力を得ている。

令和 2(2021)年度は、「幼児講座(幼児と保護者を対象)」、「小学生講座」、「中学・高校生講座」、「成人講座」、「共通講座(幅広い年代を対象)」の 5 領域 23 講座を予定した。今まで講座で開放していない武道場、プールを使用する講座を増やすなど、本学の専門性が生かされている。なかでも「小学生講座」や「カヌー講座」の受講希望者は多く、受講者の要望に沿うために、令和 3(2021)年度は開講数を増やした。また、「成人講座」と「共通講座」を「共通講座」(小学生～成人)とし、新たに「社会人講座」(今年度の対象者は小学校教員)を設ける。

公開講座の実施に当たっては、本学教員や本学卒業生等が講師として指導に当たるほか、地域交流センター運営委員と地域交流センター職員が運営面のサポートをしている。

また、公開講座の特色として、学生が講座のアシスタント、運営の補助として実施に関わり、講座を通じて参加者と様々な交流をしている。それにより学生は、参加者とともに貴重な体験を共有し、実践的な学習の機会として有意義な体験となり、教育的な効果をも得られている。このことは受講者のアンケート回答より読み取ることができる【資料 A-2-3】。

## A-2-② 地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施

地域交流センターでは、体育大学の特色を生かして地域の子どもの対象に、新体操、ヒップホップ、サッカーを継続的に楽しみながら学べる講座として、平成 21(2009)年度に子ども向けのクラブの設置について検討を始め、同年 10 月から試行し、平成 22(2010)年度から「新体操キッズクラブ」と「新体操ジュニア定期レッスン」を開講している。

その後、平成 23(2011)年度には対象年齢層も広げ、「東京女子体育大学ジュニア・ユースクラブ」に名称を改め、定期レッスンのうち、平成 25(2013)年度に「キッズヒップホップ」を、平成 26(2014)年度に「キッズサッカー」をそれぞれジュニア・ユースクラブに移行し、現在の実施体制となった。

### 1)ジュニア・ユースクラブ

a)「新体操クラブ」は、年間を通じて毎週 1 回(月 4 回)を基本とし活動している。講師は指導の連携が取れるように、本学の関係クラブに所属していた卒業生を中心に依頼しており、公開講座と同様に学生が指導のアシスタント及び運営補助をしている。学生にとっては、子どもへの指導方法を実際に学ぶ良い機会ともなっている【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】。平成 28(2016)年度から本学独自の取り組みとして、外国人特別講師を招聘し、世界レベルの指導者による技術指導を行っている。子どもたちへスポーツを通じた国際交流の場を提供している。

b)「ヒップホップクラブ」は、平成 25(2013)年度からジュニア・ユースクラブとなった。活動内容は定例の練習のほか、藤園祭への参加、ストリートダンス部の発表会への賛助出演、



地域の各種行事における演技発表などを行っている。

c)「サッカークラブ」は、平成 26(2014)年度からジュニア・ユースクラブとなった。平成 27(2015)年度からは、会員数が増えたこともあり、クラスを増設し 2 クラスとした。現在は、練習施設を 4 号館屋上から正門前練習場に移して実施している。

ジュニア・ユースクラブの活動にあたり、新型コロナウイルス感染症対策を、適切に実施した【資料 A-2-6】。

## 2)定期レッスン

専門的な内容を提供する講座として、平成 22(2010)年度から定期レッスンを開講している。定期レッスンは年間に 7 回実施しており、本学ジュニア・ユースクラブ会員のみではなく、地域の新体操クラブ所属の小学生から高校生を対象としている【資料 A-2-7】【資料 A-2-8】。

また、年間 7 回の定期レッスンのうち 2 回は、海外から優秀な指導者を招聘し特別レッスンを行い、受講者が国際交流や本格的に競技スポーツを学ぶことができる場を提供している。令和 2(2020)年度海外指導者招聘事業は、新型コロナウイルス感染症対応のため、オンラインにて実施した【資料 A-2-9】。

## A-2-③ 学生ボランティア活動等の支援

地域交流センターでは、学生の自主的なボランティア活動の支援や奨励を行っている。本学には地域社会や学外諸機関からのボランティア協力依頼や要請が令和元(2019)年度までは多数あり、その全てに対応することが困難な状況であった。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症によりボランティア活動は自粛したが、ボランティア活動への興味がある学生については、把握し情報提供できる体制を整えている。

### 1)ボランティア講座

ボランティア活動の学生支援に加えて、教養科目として「ボランティア講座」(ボランティア理論、ボランティア実習)を開講し、地域交流センター所長が単位認定(各 1 単位、計 2 単位)を行っている。さらに、ボランティア講座の単位取得者に対して修了証を発行し、就職活動等に役立たせている。

講座は、令和元(2019)年度まで土曜日の午後及び日曜日に開講していたが、令和 2(2020)年度から、開講日を土曜日の授業時間帯へと変更したことで、受講者(延べ人数)が増加した。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ボランティア理論は遠隔授業、ボランティア実習は後期(10 月)へと時期をずらし、分散による対面授業で行った【資料 A-2-10】。

### 2)ボランティア活動の状況

ボランティア活動を希望する学生は、地域交流センターに登録し、地域交流センターに寄せられた活動先の情報から自分に合った活動を行うなど、インターネットなどを利用し

情報を得て活動している。

地域交流センターでは、外部から寄せられたボランティア活動の要請を、一般公募の要請と、個別要請に分類し、一般公募の要請案件はファイリングし学生の閲覧に供するとともに、掲示(ポスター・チラシ)や、UNIVERSAL PASSPORT を利用し、学生へと活動情報を周知している。

また、神奈川県教育委員会(スクールライフサポーター派遣事業)、横浜市教育委員会(よこはま教育実践ボランティア)や、令和 2(2020)年度から本学と協定を結んだ東京都教育委員会が設立した(一般法人)学校支援機構(TEPRO)へ登録し、学生へ活動依頼情報を提供している【資料 A-2-11】。

ボランティア活動を 8 領域に分類しているが、令和 2(2020)年度の領域別活動状況を見ると、「高齢者福祉」、「国際交流」、「環境・災害ボランティア」については、例年同様に活動要請も少なく、活動者も極めて少ない。一方、「その他」の領域には、各クラブ単位の活動である「実演ボランティア」がある。特に、体育大学の特色を生かした活動として、新体操やストリートダンスなどの実演によるボランティア活動の要請が多い。

実際にボランティア活動を行った学生の報告からは、授業では得られない良い体験をしたことが述べられている。大学は授業を通して幅広い教養と専門的内容を身に付ける場である。ボランティア活動やアルバイトからは得られない体験であり、他者の存在や自分の価値を見つける貴重な機会ともなる。学生時代にこのような体験をもつことは、その後の人生にとって大きな意味をもたらす可能性をもっている。

また、本学におけるボランティア活動は、スポーツ・教育機関からの依頼が多く、その要請や依頼に対して、クラブ単位での対応やクラブ活動を通じた参加活動が積極的に行われているのが特色である。クラブ活動のどのような特徴をボランティア活動に生かすかは、各クラブによって様々であるが、現状では種目の特性をもって活動貢献するスポーツボランティアが主な活動となっている。具体的には、国立市社会福祉協議会運動会、近隣の町民運動会、商店街夏祭りでの演技披露、小学校・保育園のプール監視員等の運動補助である。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対応によりボランティア活動を自粛した時期もあったが、活動再開にあたり、地域交流センターがボランティア活動要望先に感染対策状況について確認し、活動希望者に対してボランティア活動を許可している。なお、例年学生個人や各クラブが地域交流センターを通さず、ボランティア活動等を行っている例もあり、また、本学教職員が行うボランティア活動についても、一部把握できていないものがあり、実態が把握できるように整備したい。

地域交流センター主催の「ボランティア講座」は、令和 2(2020)年度から土曜日・日曜日を土曜日の授業時間内へ開講を変更したことで、多くの学生が受講した。現在、新型コロナ禍により、実質的なボランティア活動はできない状況ではあるが、ボランティアに興味がある学生の事前指導は継続していく。

### 3)SDGs(Sustainable Development Goals)の活動

SDGs(Sustainable Development Goals)の活動については、その普及活動に力を注いでいる NPO 法人「子ども大学くにたち」の設立にあたり、令和元(2019)年 11 月 17 日に本学

でプレ開校し、本学教育が講演(SDGs 目標 8+キャリア教育)を行った。令和 2(2020)年 9 月 2 日に、本学と「子ども大学くにたち」が連携し、新型コロナウイルス感染症の収束状況を注視しながら、本学施設の提供、本学教育の講師派遣及び学生ボランティアの支援等に協力することにした【資料 A-2-12】。

#### A-2-④ 上級学校訪問・職場体験の受入

本学には近隣の中学校から学校訪問や職場体験の要請や地方の中学校からの大学見学・交流などの受け入れ要請がある。

また、例年要請されている近隣中学校からの「職場体験」では、図書館でのカウンター業務、教務課での教室整備、地域交流センターでの掲示板の整理等を行っている。

#### (3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、包括連携協定を国立市・立川市と結んでいる。地域交流センターでは、その取り組みの一環である地元商店会、町内会からの学生ボランティアの派遣にあたり、イベントの運営会議への参加など、学生が積極的に地域社会と関われるよう支援体制を整備していく。

また、国立市教育委員会の事業「放課後学習支援教室指導」を希望する学生が増えている。令和 2(2020)年度から、国立市社会福祉協議会国立市ボランティアセンターからの要請を積極的に受け、包括連携協定関連の地域貢献活動への充実を図る。

公開講座は、令和 2(2020)年度は 5 領域 23 講座を実施予定であったが、新型コロナ感染症蔓延のため中止となった講座があった。令和 3(2021)年度以降については、社会人講座を導入することや、令和元(2019)年度に開催した読売新聞市民講座「スポーツを読み解く～2020 年東京五輪・パラリンピックに向けて～」10 回講座のように、外部団体との共催講座など、大学の人材・研究・施設を生かせる講座の開講を検討していく。

ジュニア・ユースクラブは、令和 2(2020)年度現在、3 クラブ 19 コース 212 名の会員数を擁しており、今後も会員増が見込まれる。今後の展開としては、定期レッスンと合わせて「地域スポーツクラブ」としての役割を果たしていくとともに、国内外の招聘指導者による世界レベルの技術指導を受ける機会を増やし、スポーツを通じた国際交流の場の充実を図る。

国立市が地域総合型スポーツクラブを設立する予定であり、地域交流センターでは、現状の改善を図りながら、新たな事業への参画を視野に入れつつ施策に取り組み、地域交流を推進していく。

本学においても SDGs 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ・持続可能な開発目標」につながる取り組みを開始する。教育活動、研究活動、地域連携等により、より良い社会の実践に貢献していく。

**【エビデンス集資料編】**

- 【資料 A-2-1】 公開講座実施要項
- 【資料 A-2-2】 令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度公開講座実施報告書
- 【資料 A-2-3】 令和 2(2020)年度 公開講座受講者の声 アンケート調査より抜粋
- 【資料 A-2-4】 ジュニア・ユースクラブ、定期レッスン実施報告
- 【資料 A-2-5】 ジュニア・ユースクラブ実施要項
- 【資料 A-2-6】 ジュニア・ユースクラブ 新型コロナウイルス感染対策実施について
- 【資料 A-2-7】 定期レッスン実施要項
- 【資料 A-2-8】 定期レッスン(新体操)受講者数
- 【資料 A-2-9】 海外指導者招聘事業
- 【資料 A-2-10】 ボランティア講座受講者数
- 【資料 A-2-11】 ボランティア活動年間要請件数及び年間活動者数
- 【資料 A-2-12】 子ども大学くにたちウェブサイト「活動報告」

**【基準 A の自己評価】**

本学は、大学の使命・目的を踏まえ、地域貢献の方針を明確に掲げ、本学の特色を生かした内容で地域貢献事業を実施しており、大学の使命を果たせるよう教職員が一丸となり、努力している。

以上のことから、地域社会との連携協力・社会貢献に係る基準 A を満たしている。

## V. 特記事項

### 1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック応援プログラムの実施

本学では、平成 26(2014)年 6 月に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結した。東京オリンピック・パラリンピックを通して地域住民に、スポーツに対する興味・関心を持ってもらう機会を設け、東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト本部会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト専門委員会を設置した。また、有志の学生からなるオリパラクラブを設置し、オリンピック・パラリンピックプロジェクトと連携しボランティア活動を行っている。東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト主催の特別講座開催は、平成 26(2014)年のキックオフイベントから毎年実施しており、合計 45 講座、延べ 4,500 名以上が参加している。令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により、特別講座は開催できていないが、オリパラクラブの学生が作成したアスリートへの応援メッセージ動画を、本学ウェブサイトに掲載した。また、小・中学校への授業サポート、自治体開催の講座やお祭り等のイベントのサポートや演技披露をはじめ、要請のあったボランティア活動には本学に所属しているオリンピック出場経験のある教員や学生を講師として派遣し、地域連携を深めている。今後については、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、令和 3(2021)年度は令和 2(2020)年度に中止となった本学でのパブリックビューイング、事前キャンプ受入れ、観戦ツアーの実施等を検討している。

### 2. 教職ラーニングステーション開設

本学は、日本初の女子体育教師養成学校として、これまで多くの女性教員を輩出しており、女子体育教師養成において多大な貢献を果たしてきた。こうした本学の伝統と特色を継承し、将来に向けて本学のさらなる充実・発展の実現に寄与していくために、本学では、令和元(2019)年度、教職センターに「教職ラーニングステーション」を開設した。平成 30(2018)年度から通年で実施している各教員採用試験対策講座を「教職ラーニングステーション」の「重点事業」と位置付け、現在まで継続している。その結果、実績として平成 29(2017)年度 6 名、平成 30(2018)年度 7 名、令和元(2019)年度 11 名、令和 2(2020)年度 15 名と合格者が増加し、着実に事業の成果を挙げている。さらに本学では、卒業生の教育職員採用試験受験者が多く、令和 2(2020)年度の公立学校教育職員採用試験結果は把握できるだけで、受験生 461 名、一次合格 150 名、名簿登載 88 名となっている。このようなことから、教職ラーニングステーションは卒業生も受け入れており、常時利用した 6 名の卒業生全員が採用試験に合格している。このように、日本初の女子体育教師養成学校という伝統を守り続け、多くの女子体育教師を輩出している【資料特 1-1】【資料特 1-2】【資料特 1-3】。

#### 〔エビデンス集資料編〕

【資料特 1-1】 令和 2 年度実施公立学校教育職員採用試験合格状況

【資料特 1-2】 教職ラーニングステーション利用規程

【資料特 1-3】 教職ラーニングステーション利用者数

東京女子体育大学

VI. 法令等の遵守状況一覧

※該当基準項目欄に担当部署名が複数記載されている場合は、◎印の部署を主担当とする。

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的は、学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	学部を設置している。学則第 3 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年、学則第 16 条で明記している。	3-1
第 88 条	○	学則第 30 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学試験要綱、入学試験案内に出願資格として明記している。	2-1
第 92 条	○	大学には学長、教授、准教授、助教、及び事務職員を置いている。 学則第 2 章職員(第 7 条～第 10 条の 2)に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条で明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 31 条の 2 及び東京女子体育大学学位規程で明記している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 6 条の 3 で明記し、結果を大学ホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	大学学則第 6 条の 4 で明記し、大学のホームページ等により公表している。	3-2
第 114 条	○	学校法人藤村学園事務組織規程で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱を作成し、高等専門学校卒業者を対象とした編入学選抜を実施している。	2-1
第 132 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱を作成し、専修学校専門課程修了者を対象とした編入学選抜を実施している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で明示している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 54 条の 2 で明記している。	4-1

東京女子体育大学

第 28 条	○	各担当部署において適正に管理している。	3-2
第 143 条	○	東京女子体育大学教授会規程で明記している。	4-1
第 146 条	○	学則第 29 条・30 条で明記している。	3-1
第 147 条	○	学則第 31 条に明記している。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	出願資格として入学試験要綱、入学試験案内に明記している。	2-1
第 151 条	○	学校長の推薦書の提出を出願の条件とする学校推薦型選抜を実施している。なお、実施内容については入学試験要綱、入学試験案内等に明記している。	2-1
第 152 条	○	毎年、点検・評価年報作成の際に評価を行っている。また、認証評価においても自己点検評価を行っている。	2-1
第 153 条	○	出願資格として入学試験要綱、入学試験案内に明記している。	2-1
第 154 条	○	出願資格として入学試験要綱、入学試験案内に明記している。	2-1
第 161 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱を作成し、短期大学卒業者を対象とした編入学選抜を実施している。	2-1
第 162 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱を作成し、外国の短期大学卒業者を対象とした転入学選抜を実施している。	2-1
第 163 条	○	学則第 31 条の 3・第 32 条で明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則には明記していないが、学長が定めている。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、 カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、 アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)を大学(体育学部体育学科)で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条の 2 で定めている。評価委員会規程で明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 6 条の 4 で定めており、教育研究活動等の状況についての情報は、大学ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 31 条、第 31 条の 2 及び学位規程に定めている。	3-1
第 178 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱、大学 3 年年次編入学・転入学案内を作成し、高等専門学校卒業者を対象とした編入学選抜を実施している(学校教育法 122 条と同様の回答)。	2-1
第 186 条	○	大学 3 年年次編入学・転入学要綱、大学 3 年年次編入学・転入学案内に出願資格として必要な基準を明記し、選抜を実施している。	2-1

東京女子体育大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準を必要最低の基準として向上に努め、適正に運営している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条に定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学試験要綱の記載内容に従い公正に入学者選抜を実施している。中期計画(令和2年度～6年度)3-6 大学運営(4)入学試験に記載、毎年、点検・評価年報作成の際に評価を行っている。また、認証評価においても自己点検評価を行っている。	2-1
第2条の3	○	教員と事務職員が連携して教職協働により職務を行っている。	2-2
第3条	○	学則第3条定め、設置基準に従って適切に運営している。	1-2
第4条	○	学則第3条定め、設置基準に従って適切に運営している。	1-2
第5条	○	学則第21条～24条に定め設置基準に従って適切に運営している。	1-2
第6条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	大学設置基準に従って適切に教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	大学設置基準に従って適切に担当者を配置している。	3-2 4-2
第10条の2	—	該当しない。	3-2
第11条	—	該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	専任教員は全て基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員の数は基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は大学設置基準に規定する資格を満たしている。	4-1
第14条	○	東京女子体育大学教育職員資格審査規程に明記している	3-2 4-2
第15条	○	東京女子体育大学教育職員資格審査規程に明記している	3-2 4-2
第16条	○	東京女子体育大学教育職員資格審査規程に明記している	3-2 4-2
第16条の2	○	東京女子体育大学教育職員資格審査規程に明記している	3-2 4-2



東京女子体育大学

第 17 条	○	大学設置基準に従って適切に配置している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 15 条に明記している。	2-1
第 19 条	○	学則第 21 条で明示している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない(連携開設科目を開設していないため)。	3-2
第 20 条	○	学則第 22～24 条で明示している。	3-2
第 21 条	○	学則第 27 条及び授業科目の履修等に関する内規で明示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 18 条で明示している。	3-2
第 23 条	○	学則第 18 条の 2 で明示している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適切な人数で行っている。	2-5
第 25 条	○	授業科目の履修等に関する内規第 5 条及びカリキュラム表に明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 28 条の 2 で明示し、授業科目ごとにシラバスに明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会規程に明記している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 28 条で明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	授業科目の履修等に関する内規第 2 条の 2 で明示している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない(連携開設科目を開設していないため)。	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条で明示している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条の 2 で明示している。	3-1
第 30 条	○	学則第 30 条で明示している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則 59 条・60 条及び科目等履修生に関する内規で明示している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則 31 条で明示している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	敷地内に運動場、体育館を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は基準のとおり備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館の資料、施設、及び職員について、適切に配置している。	2-5
第 39 条	○	体育に関する学部を有し、附属施設として体育館を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5

東京女子体育大学

第 40 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	学校法人藤村学園事務組織規程に明記している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行う組織として学生部を設置し、事務局に学生課を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	各部署における状況を情報共有して有機的な連携が図られており、キャリア支援部を中心として学生のキャリア形成支援に努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD 研修、SD 研修及び学園研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学位規程第 3 条及び学則第 31 条の 2 で明示している。	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条で明示している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位規程を定めている。	3-1

東京女子体育大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	策定した中期計画に基づき財務基盤の強化を図るとともに、教育の質保証に向けて取り組んでいる。また、ガバナンスコードを制定し、令和 2 年 4 月 1 日より施行している。	5-1
第 26 条の 2	○	競業及び利益相反取引となる場合は、報告を受け、理事会において承認している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為を備置き、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人藤村学園理事会業務委任規則に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条、第 8 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 48 条に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法の規定に従って適切に対応している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定に従って適切に対応している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の規定に従って適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条で明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条、学校法人藤村学園役員等の報酬等規程に明記している。	5-2 5-3

東京女子体育大学

第 49 条	○	寄附行為第 40 条で明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条に明記している。	5-1

**学校教育法(大学院関係) 該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

**学校教育法施行規則(大学院関係) 該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

**大学院設置基準 該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2

東京女子体育大学

第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5

東京女子体育大学

第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3

東京女子体育大学

			4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

## 学位規則(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

## 大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。



## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

東京女子体育大学

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為(紙媒体)	
	学校法人藤村学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
	東京女子体育大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021(令和3年度)入学試験案内	
	2021 3年次編入学・3年次転入学選抜 入学試験案内 2021 入学試験ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	Campus Guide2021(学生便覧)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和3年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和2年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	本学ウェブサイト アクセスマップ・キャンパスマップ	
	<a href="https://www.twcpe.ac.jp/college/access.html">https://www.twcpe.ac.jp/college/access.html</a> <a href="https://www.twcpe.ac.jp/college/facilities.html">https://www.twcpe.ac.jp/college/facilities.html</a>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
	学校法人藤村学園 運営規約集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	令和3(2021)年度 学校法人藤村学園 役員・評議員名簿	
	令和2年度 学校法人藤村学園 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)	
	学校法人藤村学園決算書類	
	監事監査報告書(2016年度~2020年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	2021 履修ナビ	
	教務案内 2021 シラバス(電子データ)2021	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	本学ウェブサイト	
	本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー) <a href="https://www.twcpe.ac.jp/about/education_taiiku.html">https://www.twcpe.ac.jp/about/education_taiiku.html</a>	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	

東京女子体育大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学案内 2022	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-2】	Campus Guide2021(学生便覧)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	学校法人藤村学園 学園報	
【資料 1-1-4】	本学ウェブサイト「建学の精神」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	大学案内 2022	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	2021(令和 3 年度)入学試験案内	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-4】	Campus Guide2021(学生便覧)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)	
【資料 1-2-7】	教学マネジメントの流れ	
【資料 1-2-8】	2021 履修ナビ	【資料 F-12】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 2022	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2021(令和 3 年度)入学試験案内	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2021 入学試験ガイド	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人藤村学園中期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)p. 23	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 2-2-2】	令和 2(2020)年度の事業計画(重点事業)	
【資料 2-2-3】	教務委員会規程	
【資料 2-2-4】	2021 履修ナビ	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-5】	教務案内 2021	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-6】	令和 2 年度行事予定表(授業コマ数)	
【資料 2-2-7】	日本語基礎力テストの実施について	
【資料 2-2-8】	令和 3 年度前期オフィスアワー	
【資料 2-2-9】	教務補佐員任用規程	
【資料 2-2-10】	スチューデントアシスタントに関する内規	
【資料 2-2-11】	令和 2 年度第 7 回教授会資料(成績不振等の学生に対する指導の実施について)	
【資料 2-2-12】	スターターズブック	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア支援課 令和 2 年度 年間計画	
【資料 2-3-2】	令和 2(2020)年度インターンシップについて	
【資料 2-3-3】	令和 2(2020)年度カウンセリング対応件数報告	
【資料 2-3-4】	就職先インタビュー報告書	
【資料 2-3-5】	企業・園・施設懇談会	
【資料 2-3-6】	面談予定表	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	Campus Guide2021(学生便覧) pp. 46-47	【資料 F-5】と同じ

## 東京女子体育大学

【資料 2-4-2】	学校法人藤村学園英奨学生規程、選考基準、実施細目	
【資料 2-4-3】	学校法人藤村学園スポーツ奨学生規程、選考基準	
【資料 2-4-4】	学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金規程、実施細目	
【資料 2-4-5】	学校法人藤村学園スポーツ特別奨学生規程、実施細目	
【資料 2-4-6】	学校法人藤村学園スカラシップ制度規程	
【資料 2-4-7】	国際競技会等に対する激励金及び報奨金授与規程	
【資料 2-4-8】	新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の修学支援ならびに今後の授業展開について	
【資料 2-4-9】	CLUB GUIDE 2021	
【資料 2-4-10】	クラブ活動再開の方針	
【資料 2-4-11】	健康管理センターご案内(パンフレット)	
【資料 2-4-12】	学生への一斉メール「体調不良時の案内」	
【資料 2-4-13】	学生への一斉メール「健康観察記録用紙」	
【資料 2-4-14】	授業実施についての健康管理上の注意事項、授業における感染防止チェックリスト	
【資料 2-4-15】	本学ウェブサイト「体調不良等の届け出」	
【資料 2-4-16】	新型コロナウイルス感染症の対応について(対応図)	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	学校法人藤村学園危機管理委員会規程	
【資料 2-5-2】	災害時対応マニュアル	
【資料 2-5-3】	学校法人藤村学園経理規程	
【資料 2-5-4】	学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-5-5】	学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 2-5-6】	図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について	
【資料 2-5-7】	令和2年度第6回教授会資料(授業時間割編成方針について)	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	令和3年度前期オフィスアワー	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-6-2】	授業評価アンケート実施要項	
【資料 2-6-3】	令和2年度授業評価アンケート質問項目	
【資料 2-6-4】	令和元年度授業改善報告書	
【資料 2-6-5】	令和2年度学生調査アンケートの実施報告について	
【資料 2-6-6】	学習成果測定アンケート実施報告	
【資料 2-6-7】	ハラスメント防止・排除に関する規程	
【資料 2-6-8】	本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン	
【資料 2-6-9】	ハラスメントに関する相談のご案内	
【資料 2-6-10】	健康管理センターご案内(パンフレット)	【資料 2-4-11】と同じ
【資料 2-6-11】	「健康上配慮を要する学生」のリスト	

### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	百周年記念誌 p. 118	
【資料 3-1-2】	本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	大学案内 2022	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-4】	Campus Guide2021(学生便覧) p. 3, pp. 59-63	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	2021 履修ナビ pp. 1-2, pp. 10-11, p. 18	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ

## 東京女子体育大学

【資料 3-1-7】	編入学者の単位認定に関する内規	
【資料 3-1-8】	授業科目の履修等に関する内規	
【資料 3-1-9】	卒業認定に関する内規	
【資料 3-1-10】	東京女子体育大学学位規程	
【資料 3-1-11】	教務案内 2021 p. 8	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	シラバス 2021	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-13】	GPA 制度に関する実施要項	
【資料 3-1-14】	令和 2 年度第 7 回臨時教授会資料(卒業認定(案)について)	
【資料 3-1-15】	令和 2 年度第 8 回臨時教授会資料(卒業追加認定(案)について)	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3 つのポリシー)」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	大学案内 2022	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	2021 履修ナビ	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-5】	令和元年度第 5 回臨時教授会資料(カリキュラムマップについて)	
【資料 3-2-6】	令和元年度第 10 回教授会資料(ナンバリングコードについて)	
【資料 3-2-7】	令和 2 年度第 8 回教授会資料(シラバス作成要領について)	
【資料 3-2-8】	授業科目の履修等に関する内規	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-9】	遠隔授業における基本方針	
【資料 3-2-10】	体育実技に関するガイドライン	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	アセスメント年次進行表	
【資料 3-3-3】	本学ウェブサイト「東女体大 CHECK!!」	
【資料 3-3-4】	令和 2 年度教養対策講座(英語)実施計画・(理科)実施計画	
【資料 3-3-5】	令和 2 年度教員採用候補者選考試験対策直前講座について	
【資料 3-3-6】	令和 2 年度教員採用候補者選考試験対策直前講座(実技関係)	
【資料 3-3-7】	令和 2 年度「教師力養成講座」(観察実習)	
【資料 3-3-8】	令和 2 年度後期教員採用試験対策特別講座のご案内	
【資料 3-3-9】	公立学校教員採用候補者選考試験春期集中対策講座	
【資料 3-3-10】	2020 資格取得の手引き	
【資料 3-3-11】	令和 2 年度各種資格認定試験の結果について	
【資料 3-3-12】	就職先インタビュー報告書	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-3-13】	企業・園・施設懇談会	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 3-3-14】	本学ウェブサイト「卒業生の進路状況(体育学部体育学科)」	
【資料 3-3-15】	教職ラーニングセンター「アセスメント・チェック」	

### 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	学校法人藤村学園ガバナンス・コード	
【資料 4-1-2】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学長選考規程	
【資料 4-1-3】	東京女子体育大学教授会規程	
【資料 4-1-4】	学長補佐の設置に関する内規	

## 東京女子体育大学

【資料 4-1-5】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	学校法人藤村学園事務組織規程	
【資料 4-1-7】	Campus Guide2021(学生便覧) pp.14-16	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-1-8】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程	
【資料 4-1-9】	藤村学園課長連絡会運営内規	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3つのポリシー)」	【資料 F-13】と同じ
【資料 4-2-2】	東京女子体育大学教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-3】	教務補佐員任用規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 4-2-4】	FD委員会規程	
【資料 4-2-5】	令和元年度授業改善報告書	【資料 2-6-4】と同じ
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-1】	SD委員会規程	
【資料 4-3-2】	学園研修委員会規程	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要	
【資料 4-4-2】	東京女子体育大学女子体育研究所所報	
【資料 4-4-3】	第15回東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム資料	
【資料 4-4-4】	学長奨励研究取扱規程	
【資料 4-4-5】	令和3年度学長奨励研究の募集について	
【資料 4-4-6】	令和3年度個人研究・奨励個人研究費取扱手続	
【資料 4-4-7】	令和3年度個人研究取扱要領	
【資料 4-4-8】	令和3年度奨励個人研究取扱要領	
【資料 4-4-9】	令和3・4年度共同研究取扱手続	
【資料 4-4-10】	令和3年度共同研究取扱要領	
【資料 4-4-11】	令和3年度海外渡航費審査基準(内規)	

### 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 5-1-1】	学校法人藤村学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人藤村学園ガバナンス・コード	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人藤村学園中期計画(令和2年度～令和6年度)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-4】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人藤村学園就業規則	
【資料 5-1-6】	給与規程	
【資料 5-1-7】	学校法人藤村学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	ハラスメント防止・排除に関する規程	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 5-1-9】	藤村学園安全衛生管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の使用に係る不正行為の防止等に関する規程	
【資料 5-1-11】	東京女子体育大学研究倫理規程	
【資料 5-1-12】	東京女子体育大学における研究行動規範	
【資料 5-1-13】	学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程	
【資料 5-1-14】	衛生委員会職場巡視チェックリスト	
【資料 5-1-15】	本学園のハラスメント防止・排除に関するガイドライン	【資料 2-6-8】と同じ

東京女子体育大学

【資料 5-1-16】	学校法人藤村学園危機管理委員会規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 5-1-17】	国立市と東京女子体育大学・東京女子体育短期大学との包括連携協定書	
【資料 5-1-18】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市との連携・協力に関する協定書	
【資料 5-1-19】	災害時対応マニュアル	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-20】	新型コロナウイルス感染症の対応について(対応図)	【資料 2-4-16】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人藤村学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人藤村学園理事会業務委任規則	
【資料 5-2-3】	学校法人藤村学園常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人藤村学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	東京女子体育大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-3】	東京女子体育大学教授会規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人藤村学園監事監査要綱	
【資料 5-3-5】	学校法人藤村学園 役員・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人藤村学園内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和3年度事業計画・予算編成スケジュール	
【資料 5-4-2】	令和3年度事業計画及び予算編成日程概要	
【資料 5-4-3】	学校法人藤村学園経理規程	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人藤村学園経理規程施行細則	
【資料 5-4-5】	学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-4-6】	学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-4-7】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程	
【資料 5-4-8】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則	
【資料 5-4-9】	学校法人藤村学園中期財務計画(令和3年度～令和7年度)	
【資料 5-4-10】	学校法人藤村学園中期計画(令和2年度～令和6年度)	【資料 1-2-6】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人藤村学園経理規程	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人藤村学園経理規程施行細則	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程	【資料 5-4-7】と同じ
【資料 5-5-4】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則	【資料 5-4-8】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人藤村学園監事監査要綱	【資料 5-3-4】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-5-7】	学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程	【資料 5-1-13】と同じ
【資料 5-5-9】	令和3年度事業計画・予算編成スケジュール	【資料 5-4-1】と同じ
【資料 5-5-10】	学校法人藤村学園内部監査規程	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-11】	学校法人藤村学園内部監査実施規則	
【資料 5-5-12】	内部監査マニュアル	
【資料 5-5-13】	学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の使用に係る不正行為の防止等に関する規程	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-5-14】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学における外部資金に関する取扱要領	

## 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	教育の質保証委員会規程	
【資料 6-1-2】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学の教育の質保証に関する方針	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	評価委員会規程	
【資料 6-2-2】	平成 29・30 年度点検・評価年報	
【資料 6-2-3】	令和元年度授業改善報告書	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-2-4】	本学ウェブサイト「情報公開」	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ

## 基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携協定・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制		
【資料 A-1-1】	本学ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(教育目標・3 つのポリシー)」	【資料 F-13】と同じ
【資料 A-1-2】	大学案内 2022 pp. 10-11	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-3】	本学ウェブサイト「教育スローガン」	
【資料 A-1-4】	本学ウェブサイト「地域交流事業」	
【資料 A-1-5】	地域交流センター規程(第 2 条)	
【資料 A-1-6】	地域交流センター運営委員会規程	
A-2. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献の具体性		
【資料 A-2-1】	公開講座実施要項	
【資料 A-2-2】	令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度公開講座実施報告書	
【資料 A-2-3】	令和 2(2020)年度 公開講座受講者の声 アンケート調査より抜粋	
【資料 A-2-4】	ジュニア・ユースクラブ、定期レッスン実施報告	
【資料 A-2-5】	ジュニア・ユースクラブ実施要項	
【資料 A-2-6】	ジュニア・ユースクラブ 新型コロナウイルス感染対策実施について	
【資料 A-2-7】	定期レッスン実施要項	
【資料 A-2-8】	定期レッスン(新体操)受講者数	
【資料 A-2-9】	海外指導者招聘事業	
【資料 A-2-10】	ボランティア講座受講者数	
【資料 A-2-11】	ボランティア活動年間要請件数及び年間活動者数	
【資料 A-2-12】	子ども大学くにたちウェブサイト「活動報告」	

## 特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料特 1-1】	令和 2 年度実施公立学校教育職員採用試験合格状況	
【資料特 1-2】	教職ラーニングステーション利用規程	
【資料特 1-3】	教職ラーニングステーション利用者数	